

# 第三次守谷市総合計画

第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和4年度～13年度

## 水と緑のパワースポット もりや

～持続・創造・進化するまち～



守谷市



## — はじめに —

守谷市はこれまで、多くの先人達の並々ならぬ努力の積み重ねのおかげで、全国的にも住みよいまちとして評価を受けるまでに発展してきました。そして、人々の生活様式や価値観が大きく変化を遂げつつある中で市制施行20周年を迎えました。今後は、自然環境の変化、新たな感染症の脅威など、人智の及ばない多くの課題への対応が急務となっています。



この度、本市が今後進むべき方向性を示す「第三次守谷市総合計画」を策定するに当たり、これまでの概念にとらわれることなく、市民の皆様が力強い「市民力・地域力」と共に切り拓いていく本市の将来像を次のように掲げました。それは、子どもたちが明るく健やかに成長できるように将来に向けて創造と進化を続ける持続可能なまち、「水と緑のパワースポット もりや」です。

この将来像は、平成27年9月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた理念や目標と深く関連しています。

また、本計画は、全国的に直面している人口減少の克服と地域の活力維持を目指した「第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含する形で策定しました。

今後は、本計画の様々な施策・戦略の効果的な組み合わせで相乗効果を生む横断的な取組を推進し、SDGsの目標達成にもつながる本市の将来像と地方創生の実現を目指してまいります。

結びに、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定に当たりまして、守谷市総合計画審議会及び守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

守谷市長 **松丸修久**

# 目次

## 基本構想

<b>01</b>	計画の概要	1
	1 計画の趣旨	1
	2 計画の構成と期間	1
<b>02</b>	計画策定の背景	2
<b>03</b>	守谷市が目指す将来像	6
<b>04</b>	将来像の実現に向けて	8
	1 守谷市の将来像を実現するための3つの柱と基本方針	8
	2 SDGsの推進と総合戦略（重点プロジェクト）の実現	10
<b>05</b>	将来指標	11
	1 人口の見通し	11
	1.1 人口と世帯	11
	1.2 年齢構成	11
	2 財政の見通し	11
	2.1 決算額の推移	12
	2.2 財政力指数等の推移	12
	2.3 歳入・歳出の見通し	13
<b>06</b>	土地利用	14
	1 土地利用の基本方針	14
	2 土地利用の類型と配置方針	14

## 人口ビジョン

<b>01</b>	人口の現状	17
	1 人口の推移	17
	2 自然動態の状況	18
	3 社会動態の状況	19
<b>02</b>	将来人口推計	20
	1 人口推計	20
	1.1 社人研による将来人口推計	20
	1.2 守谷市の実績等を反映した将来人口推計	21
	1.3 守谷市の人口減少段階	23
	2 将来人口の見通し	24

## 総合戦略

<b>01</b>	第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [重点プロジェクト]	27
	1 基本的な考え方	27
	1.1 基本方針	27
	1.2 総合戦略の戦略分野	28
	1.3 総合戦略の体系	29
	2 展開施策とKPI	30

## 基本計画

<b>01</b>	施策の体系.....	35
	1 施策の体系.....	35
	1.1 ひと.....	35
	1.2 地域自治.....	35
	1.3 暮らしの基盤.....	35
	2 重点プロジェクトの位置づけ.....	38
<b>02</b>	施策と取組内容.....	40
	(計画内容の見かた).....	40
	1. 子育て支援の充実.....	42
	2. 教育改革の推進.....	44
	3. 生涯学習の推進.....	46
	4. 人権の尊重と多文化共生社会の実現.....	48
	5. 高齢者福祉の充実.....	50
	6. 地域福祉の推進.....	52
	7. 健康づくりの推進.....	54
	8. 活気ある地域活動の推進.....	56
	9. 信頼できる行政運営の推進.....	58
	10. 環境にやさしい生活の創出.....	60
	11. 防災・減災対策の充実.....	64
	12. 市民生活の安全・安心の確保.....	66
	13. 利便性の高い都市基盤の整備.....	70
	14. 地場産業の活性化.....	74

## 計画の進行管理

1	総合戦略の進行管理.....	77
2	基本計画の進行管理.....	78

## 付属資料

1	将来人口推計の基礎資料.....	79
	1.1 本計画における将来人口推計の流れ.....	79
	1.2 推計方法.....	80
2	施策、実現のための取組の数値目標一覧.....	81
3	市民アンケート等の概要.....	96
	3.1 『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート.....	96
	3.2 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』将来のまち 高校生アンケート.....	96
	3.3 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』将来のまち 市民アンケート.....	97
4	第三次守谷市総合計画の策定経過.....	98
5	守谷市総合計画審議会.....	101
6	守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議.....	104
7	SDGsの17の目標.....	105
8	用語解説.....	107



私たちが暮らす日本そして守谷の10年後の未来はどうなっていると思いますか。

守谷で子どもたちが大きくなって大人になって、そのときまちが変わらずにあってほしいこと、変わっていくべきことを考えてみました。

この計画では、守谷で暮らす私たちの将来像を描き、そこに向かっていくために、私たちが行動すること、手を取り合って助け合うことを示します。



# 基本構想



# 01 計画の概要

## 1 計画の趣旨

守谷市は、平成24年3月に第二次守谷市総合計画を策定し、「緑きらめき 人が輝く 絆つなぐまち もりや」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

第二次計画策定以降、わが国の人口が減少に転じたことを受け、平成27年には、令和42年時点での1億人の人口確保、人口減少克服と地方創生による活力ある日本社会維持を目指して、全都道府県及び市町村において「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」が策定されました。

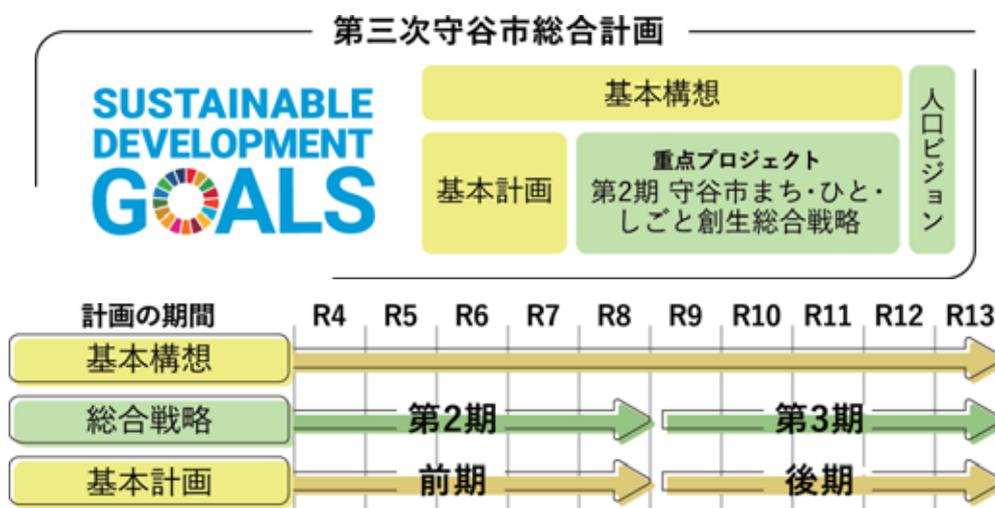
守谷市においても、人口に関する目指すべき将来の方向と将来展望を示した「守谷市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」と、これを実現するための計画として具体的な取組をまとめた「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」を策定し、『「住まう」まち・守谷』を基本方針に掲げ各種施策を展開してきました。

この間の社会情勢の変化等へ対応し私たちが取り組んできたまちづくりを振り返り、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成を見据えつつ、市民と行政が守谷市の未来の姿を共有して新しい時代をともにつくっていくための指針として、ここに総合戦略を包含した第三次守谷市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画で構成されているほか、今回は、重点プロジェクトとして総合戦略及びその前段となる人口ビジョンを盛り込んでいます。

計画期間は、令和4年度を初年度とし、基本構想は令和13年度を目標年次とする10年間、基本計画・第2期総合戦略は令和8年度を目標年次とする5年間とします。



## 02 計画策定の背景

都心に近く  
自然に囲まれたまち

守谷市は、豊かな自然を残しながら、東京都心へ約30分でアクセスが可能です。

さらに高速自動車道により首都圏の各都市とつながっており、地理的優位性を有しています。

地形にめぐまれた  
安全なまち

守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた台地の中心部に向かって谷津が形成され、豊かな水辺と緑に恵まれており、古くは縄文時代から人々の生活が営まれてきました。

この元来の地形を生かし台地上に市街地が立地した都市構造により、災害リスクが低く安全なまちです。

人口は増加基調  
活力あるまち

平成20年から我が国の総人口は減少に転じていますが、守谷市の人口は増加を続けています。

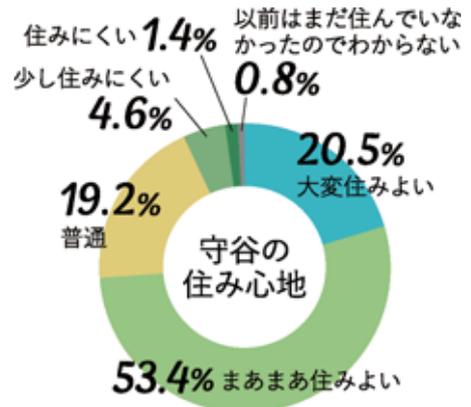
全国的な傾向と同様に少子高齢化は進みつつあるものの、成長を促す活力を有しているといえます。

守谷市は  
こんな  
まちです

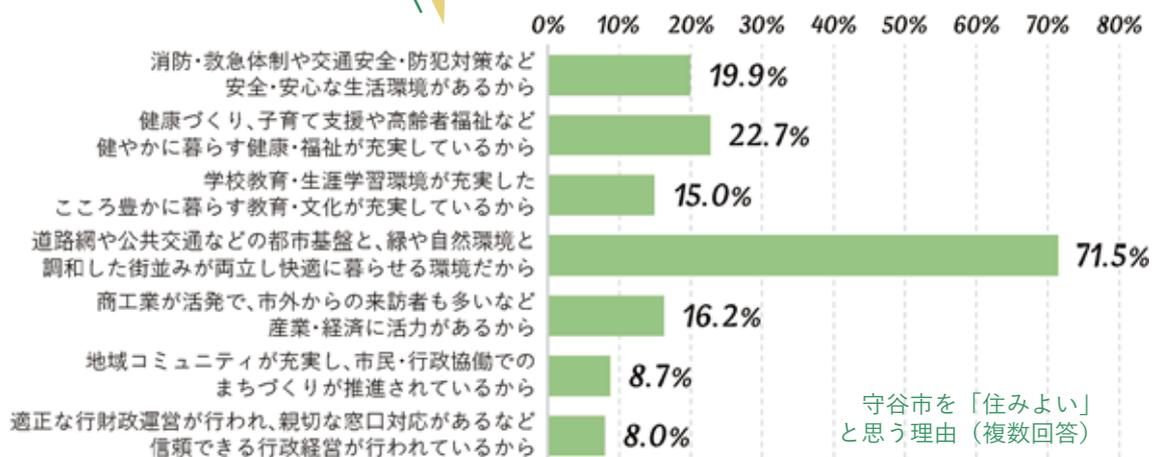


市民アンケートでは約7割が「住みよい」と回答しています

「住みよい」と思う理由 第1位  
「道路網や公共交通などの都市基盤と、緑や自然環境と調和した街並みが両立し快適に暮らせる環境だから」



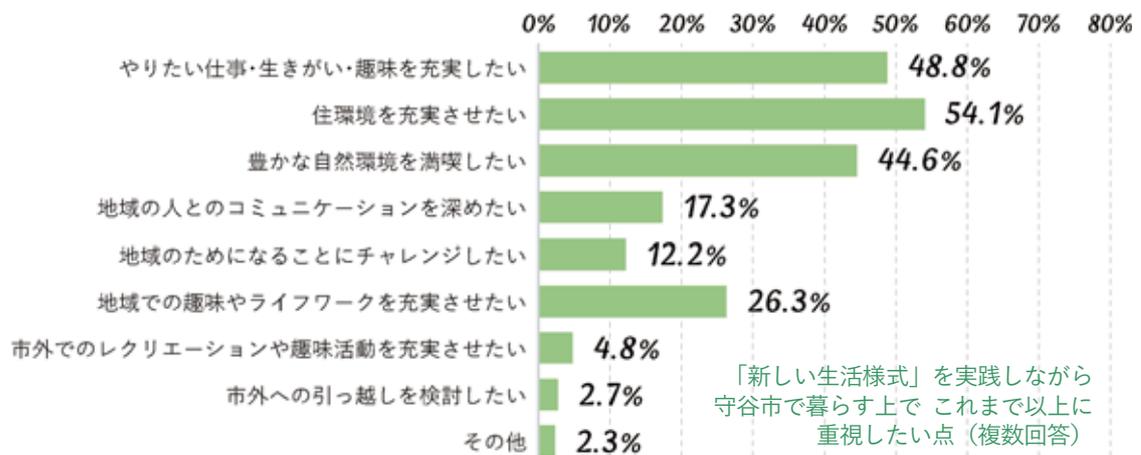
※四捨五入の関係で合計が100と  
ならない場合があります。



守谷市を「住みよい」と思う理由（複数回答）

出典：『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート 令和2年10月～11月実施  
回答者数：1,401票（回答率46.7%）

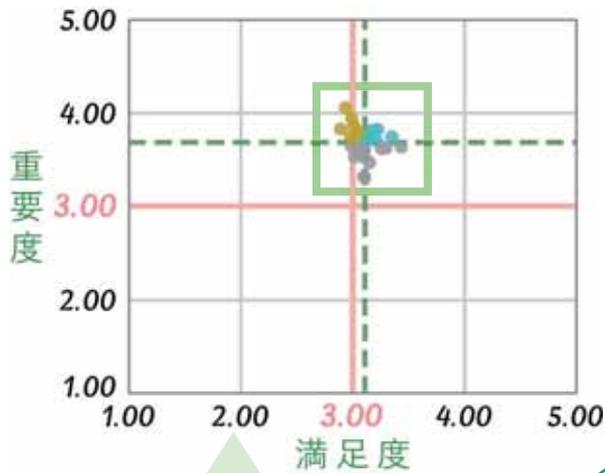
住環境や仕事・生きがい・趣味の充実、豊かな自然の満喫が重視されています



「新しい生活様式」を実践しながら  
守谷市で暮らす上で これまで以上に  
重視したい点（複数回答）

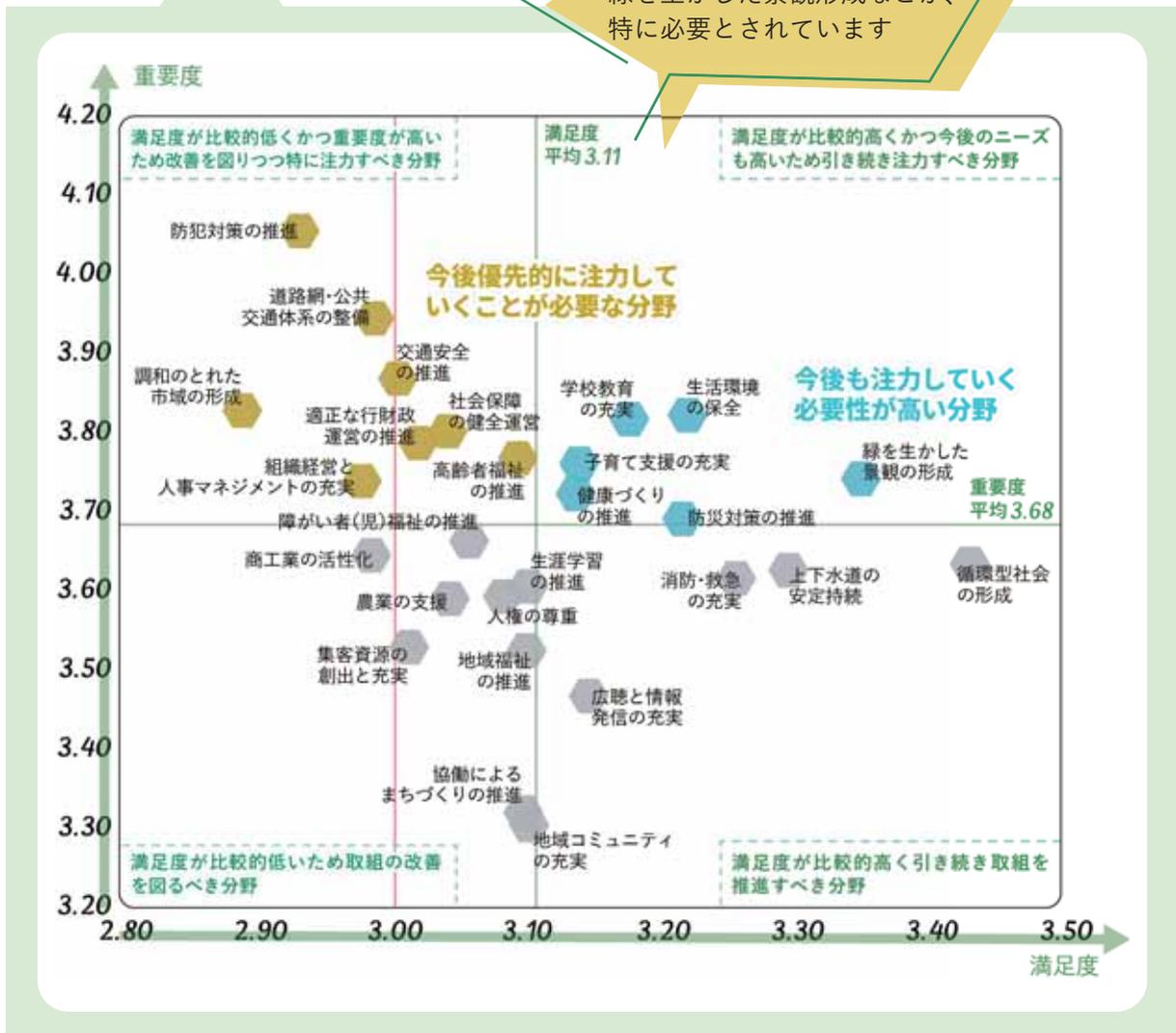
出典：『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート 令和2年10月～11月実施

## 市民意向による「取組の満足度」と「重要と考える取組」を点数化して特に力を入れるべき分野を明らかにしました



まちづくりの27個の各取組の「現在の満足度」と「今後の重要度」について、アンケートによる5段階評価の結果を整理したところ、取組の「満足度」は、約8割が中間値の3.0を超え、平均値は3.11でした。さらに「重要度」との組合せによりニーズが高い分野や継続的に注力していくべき分野が明らかになりました。

防犯対策や交通網整備、緑を生かした景観形成などが、特に必要とされています



現在の満足度は「満足している」を5点、「満足していない」を1点、今後の重要度は「重要である」を5点、「重要ではない」を1点とした時の平均点を算出。

出典：『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート 令和2年10月～11月実施

守谷市をとりまく  
社会環境の変化からみた  
まちづくりの方向性

人口減少社会においても若い世代  
に住みたいまちとして選ばれ  
続ける魅力づくり



シニア世代が生きがいを持って元  
気に活動できる社会の実現

住民が主役の自立した地域づく  
りによる質の高い生活の創出



超スマート社会<sup>\*</sup>の到来に向け  
たデジタル技術活用の推進

さまざまな危機に備え安全安心  
で強靱なまちの創造



これまで取り組んできたまちづくりの成果を引き継ぎつつ、市民のニーズや社会環境の変化に対応する新たな視点を取り入れることで、守谷市の将来像として次のとおり決めました。

### 守谷市が目指す将来のすがた

- 変化をおそれず進化を続け新しい価値を創造するまち
- 個性ある魅力を発信し住まう場として選択されるまち
- 自然・人・街にエネルギーが満ち溢れ循環し持続するまち
- 豊かな自然環境と都心近接の優位性を最大限に活用し発展するまち

## 将来像

# 水と緑のパワースポット もりや ～ 持続・創造・進化するまち～

わたしは子どもたちの未来に約束します

恵みをもたらす水と美しいみどりを残します

快適で心豊かに暮らす自慢の街をつなぎます

地域で協力し合い活力ある未来に向けて挑戦します





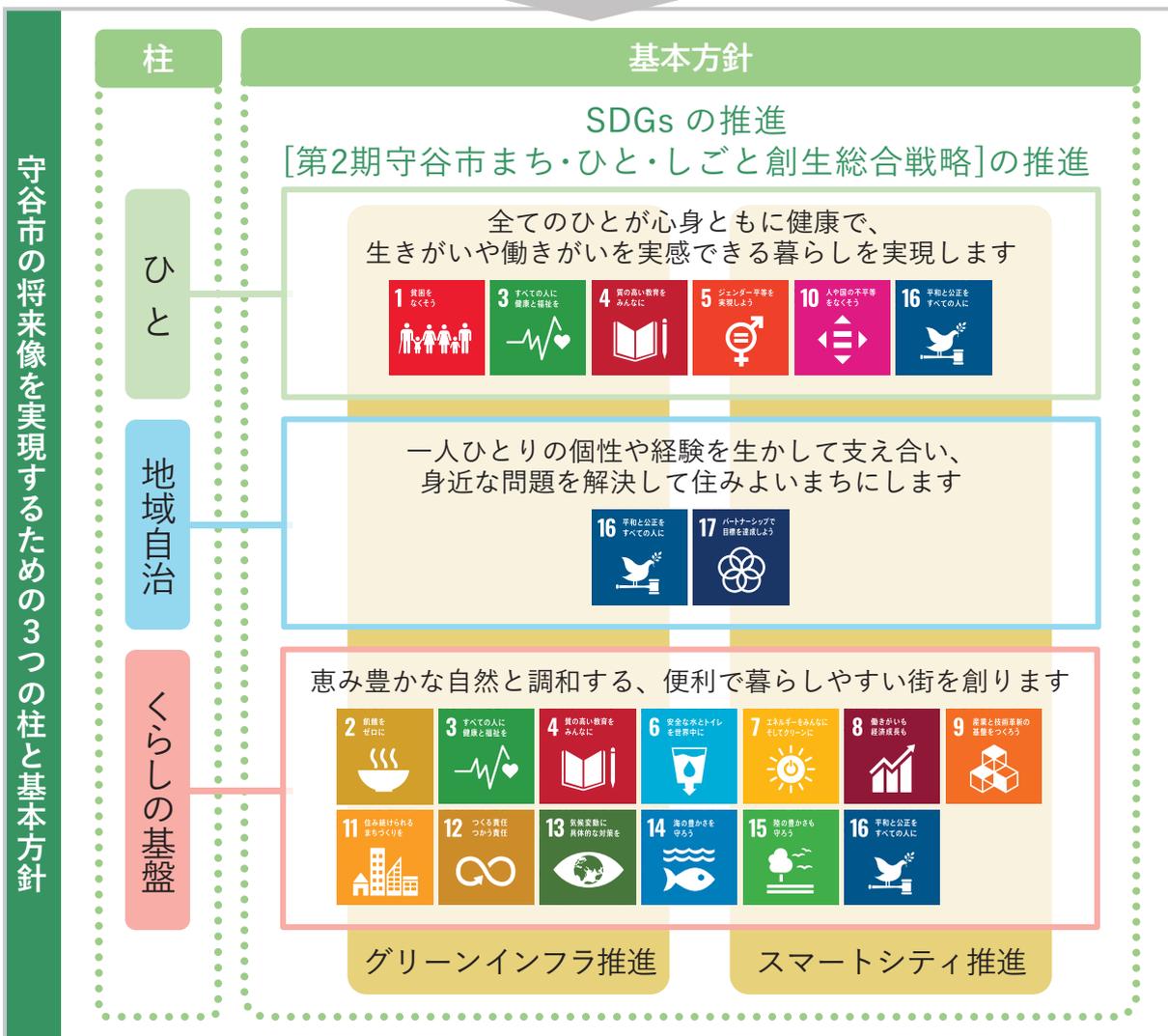
# 04 将来像の実現に向けて

## 1 守谷市の将来像を実現するための3つの柱と基本方針

“ひとが主役”の守谷市の将来像は、国際的な目標であるSDGsの実現を見据えつつ、下に示す3つの柱とその基本方針のもとに各種施策を展開することで、具現化していきます。

守谷市におけるまちづくりの方向性

- 人口減少社会においても若い世代に住みたいまちとして選ばれ続ける魅力づくり
- シニア世代が生きがいを持って元気に活動できる社会の実現
- 住民が主役の自立した地域づくりによる質の高い生活の創出
- 超スマート社会の到来に向けたデジタル技術活用の推進
- さまざまな危機に備え安全安心で強靱なまちの創造



守谷市の将来像の実現  
**水と緑のパワースポット もりや**  
 ~持続・創造・進化するまち~

## 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

平成 27 年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 の目標を掲げ（付属資料参考）、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など 8 つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は守谷市にとっても大変重要な視点です。守谷市では、市が有する自然資源（グリーンインフラ<sup>※</sup>）を背景とした都市の魅力向上とスマートシティ<sup>※</sup>の推進を組み合わせることにより、持続可能な住みよいまちの実現を目指しています。

今後も次世代に豊かな地球環境を引き継ぐため、市民一人ひとりが環境に与える負荷の大きさを認識し、行動するとともに、行政や企業によるカーボン・オフセットの取組の推進など、地域社会全体でより一層の環境配慮を進めることが求められます。引き続き、守谷市の特性を生かしつつ、国や県ともに SDGs の達成に向けた取組を進めていきます。



## 2 SDGs の推進と総合戦略（重点プロジェクト）の実現

SDGs の実現に向けて守谷市の特性を踏まえた取組を統合的に進めていくことが、本計画の重点プロジェクトである総合戦略の目標の実現にもつながります。

### [重点プロジェクト] 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 出産・子育ての希望をかなえる
- 自然の中で活力にあふれ、愛着や誇りが持てるまちをつくる
- 新しいひとの流れをつくる
- 誰もが安心して働ける環境をつくる

守谷の特性を生かした SDGs の推進を通じて  
地方創生の目標を実現

持続可能なまち  
ー強くしなやかで、誰一人取り残さない社会の実現ー

主体的で質の高い  
学びを提供する  
教育改革

出産や子育ての  
あらゆる場面を  
サポート

自然環境と共生  
するスマートシティ  
の実現

魅力的で  
暮らしやすい  
街の形成

誰もがデジタル  
技術を活用できる  
社会の実現

コミュニティ活性化  
による地域自治  
の強化

元気なシニアの  
生涯にわたる活躍を  
多彩にサポート

市民・企業・行政  
による気候変動  
対策の実行

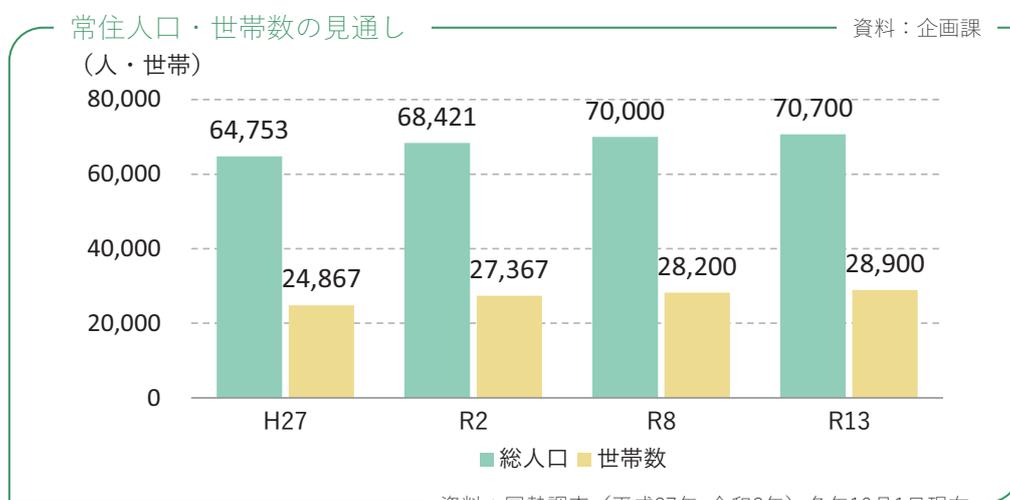
## 05 将来指標

### 1 人口の見通し

目標年次における将来指標として、人口の見通しを設定しました。なお、本計画では人口の算定にあたって常住人口を基礎としています。

#### 1.1 人口と世帯

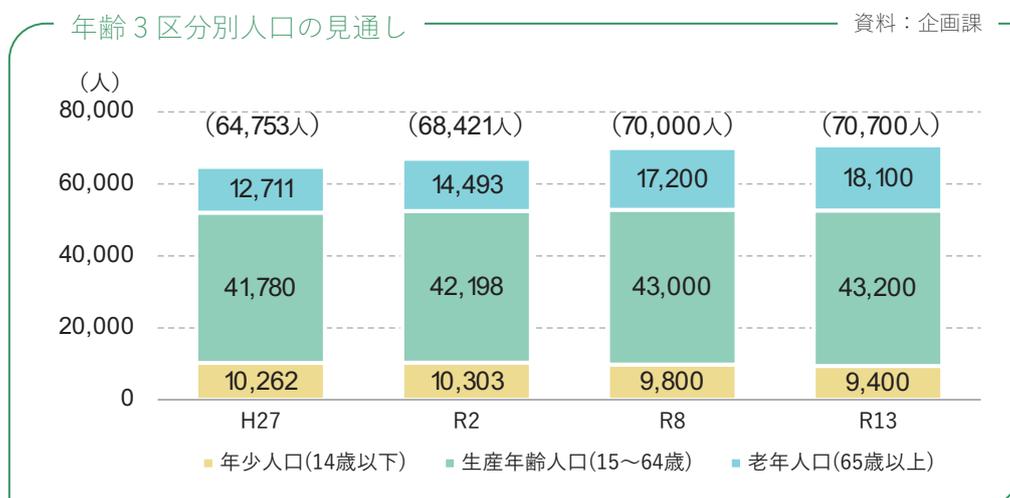
将来の人口見通しは、令和8年時点で70,000人、令和13年時点では70,700人とし、これまでの実績に続き増加傾向を目指します。なお、世帯数も同様に増加し、令和13年時点で28,900世帯を見込んでいます。



注釈：16 ページで、常住人口や見通しの算出について説明しています。

#### 1.2 年齢構成

年齢3区分別での人口は、年少人口は減少するものの、各種施策による子育て世代の転入の増加を目指すことで、生産年齢人口については令和13年で43,200人と設定します。

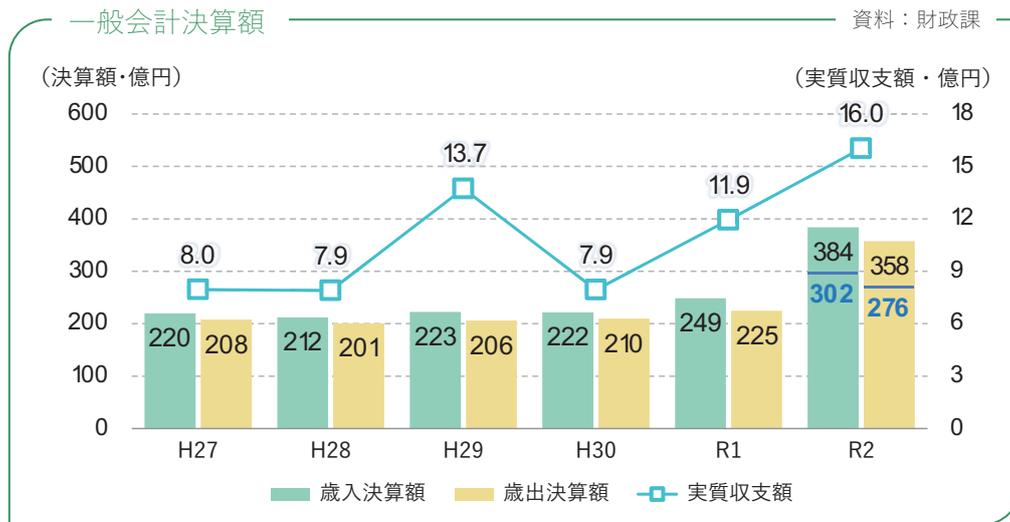


## 2 財政の見通し

実績と将来人口を踏まえ、令和12年度までの財政見通しを設定しました。

### 2.1 決算額の推移

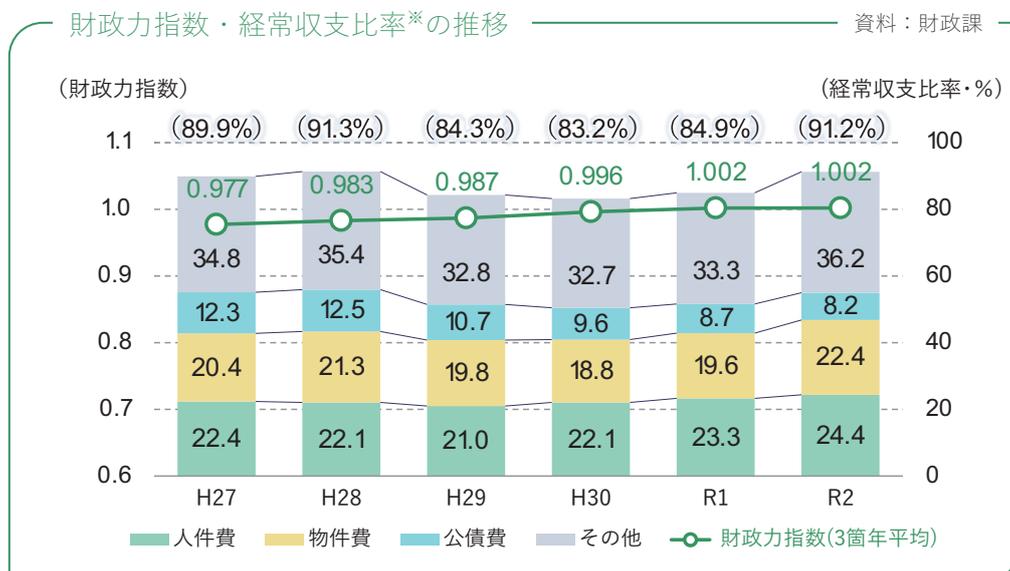
各年度の歳入歳出決算額については、歳入が増加傾向であり、令和2年度の実質収支額<sup>\*</sup>は16.0億円です。



注釈：令和2年度の青数字は、歳入歳出それぞれ、新型コロナウイルス対策関連経費を除いた額です。

### 2.2 財政力指数等の推移

財政力指数<sup>\*</sup>は、人口の増加等に伴う税収増により、確実に向上してきました。



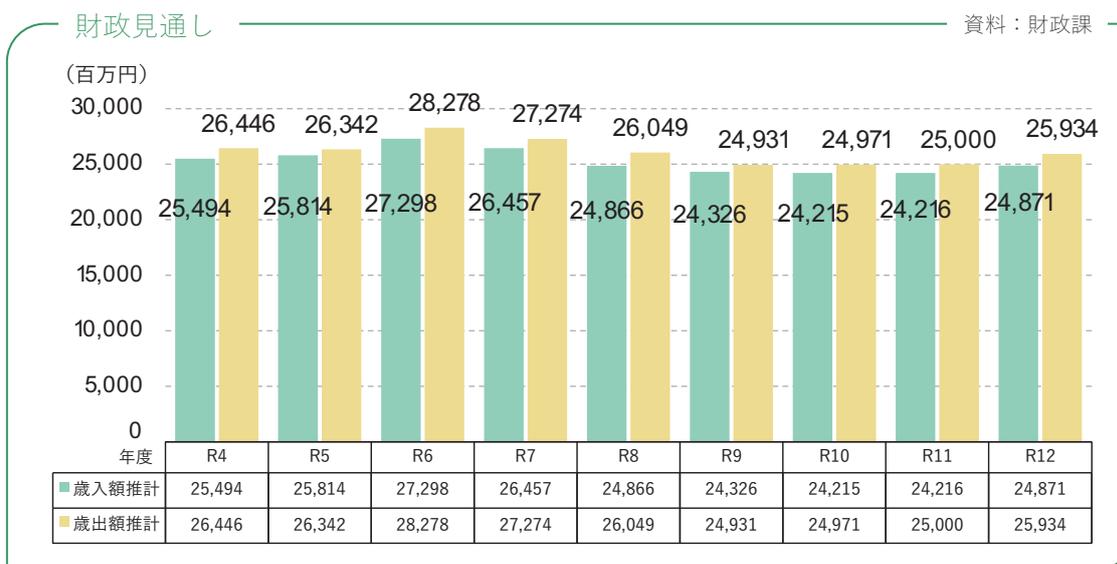
## 2.3 歳入・歳出の見通し

歳入面では、人口の増加による市民税の増収を見込んでいますが、固定資産税の評価替えに伴う減収の差引により、市税全体としては減少傾向を見込んでいます。

歳出面では、計画期間内において、各種公共施設の改修・増改築費用が大きく増加することを見込んでいます。合わせて、その財源として借り入れる市債も増加することから、その分の償還額が増加していく見込みです。また、教育関連を含めた子育て支援や社会保障費の財政需要も拡大傾向にあります。

このような状況の下、計画期間内においては、毎年度、歳入歳出差引額が歳出超過となり、厳しい財政運営が続くものと見込まれます。

今後、持続可能な財政運営を行っていくためには、収支改善に向けた取組の積み重ねが必要となります。



注釈：歳入・歳出額の見通しは、今後の経済情勢等の変動を考慮しない想定において作成しています。各年度とも、ふるさとづくり寄附金に係る歳入及び歳出は計上していません。また、歳出額の超過については、財政調整基金<sup>\*</sup>の取崩し等を見込んでいます。下表は、各年度の歳出超過額を全て財政調整基金において対応した場合の財政調整基金残高です。

(百万円)

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
財政調整基金残高	3,216	3,433	3,204	3,151	2,734	2,941	2,967	2,978	2,717

## 06 土地利用

### 1 土地利用の基本方針

守谷市の市域面積は 3,571ha (35.71km<sup>2</sup>) で、市街化区域面積が 985ha (27.6%)、市街化調整区域が 2,586ha (72.4%) となっており、都心近接にありながら自然豊かな環境を維持してきました。

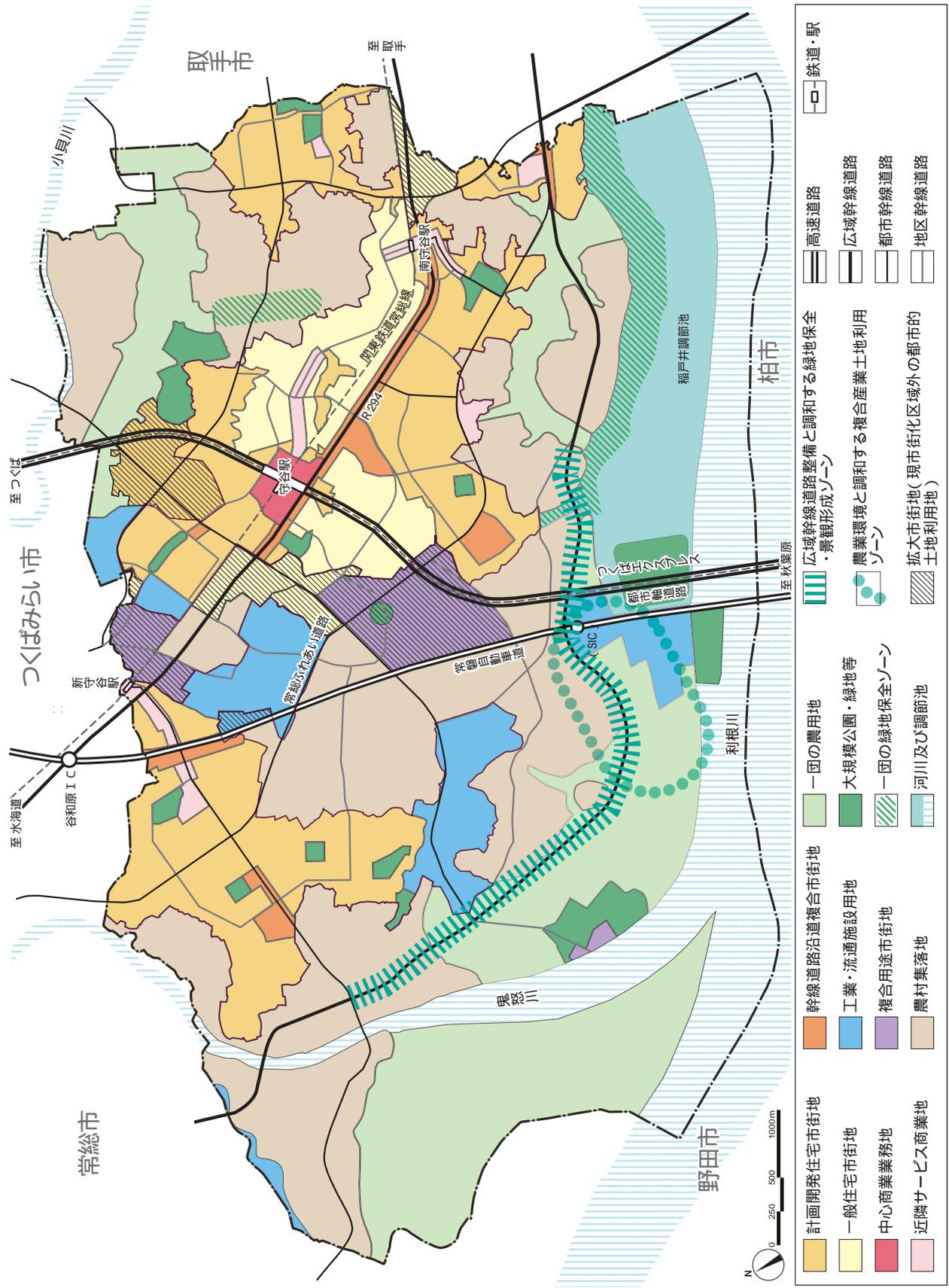
将来に向けた土地利用については、水と緑の環境と豊かな歴史風土を残し活用するとともに、進行する市街化と近い将来に訪れる高齢化に対応しつつ均衡のとれた適正な配置となるよう、総合的かつ計画的に誘導していきます。

### 2 土地利用の類型と配置方針

土地利用の基本方針に基づき、将来の土地利用を下のよう区分して配置します。

#### 土地利用の区分

- 計画開発住居系エリア
- 一般住居系エリア
- 中心商業業務エリア
- 近隣サービス商業エリア
- 農業環境と調和する複合産業土地利用ゾーン
- 沿道複合市街地エリア
- 工業・流通系エリア
- 複合用途系エリア
- 集落環境保全エリア
- 農用地エリア
- 大規模公園・緑地等
- 一団の緑地保全ゾーン
- 河川及び調節池



## 常住人口と住民基本台帳人口について

本市の人口を表す実績値として、常住人口と住民基本台帳人口があり、本計画では常住人口を使用しています。

両者の数値に差異が生じる場合がありますが、その原因としては、守谷市に住民登録を残したまま、遠方の大学近辺に住んでいる、単身赴任をしている、施設に入所している、といったことが挙げられます。

常住人口	5年に1度行われる国勢調査で得られた人口を基礎に、毎月の住民基本台帳法に基づく届出（転入・転出・出生・死亡等）の増減を加えたもの
住民基本台帳人口	住民基本台帳に登録されている人口を集計したもの

## 人口の見通しの算出について

本市の人口見通しの算出では、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研<sup>※</sup>」という。）による「日本の将来推計人口」（全国）及び「日本の地域別将来推計人口」（市区町村別）を基礎数値としています。この社人研の将来人口推計は、国勢調査の結果を用いたコーホート要因法<sup>※</sup>により、男女別5歳階級別に人口を推計しています。

人口変動に影響を与える要素には、出生、死亡、移動の3つの要素が存在します。将来人口は、これらの3要素についてそれぞれ将来値を設定し、推計を行います。

### ■将来人口推計に必要となる3要素の仮定値

人口変動の3要素	仮定値	概要
出生	子ども女性比 <sup>※</sup>	将来の0～4歳人口を推計するために出生率の代替として必要となる仮定値。15歳～49歳女性人口に対する0～4歳人口の比
	出生男女比	子ども女性比により将来の0～4歳人口が推計されるが、これを男女別に振り分けるために必要となる仮定値
死亡	生残率	ある年齢X歳の人口が、5年後にX+5歳になるまで死亡しない確率
移動	純移動率	転出入による人口の増減率。ある期間の男女年齢別純移動数を分子、当該期間の男女年齢別期首人口を分母として算出したもの

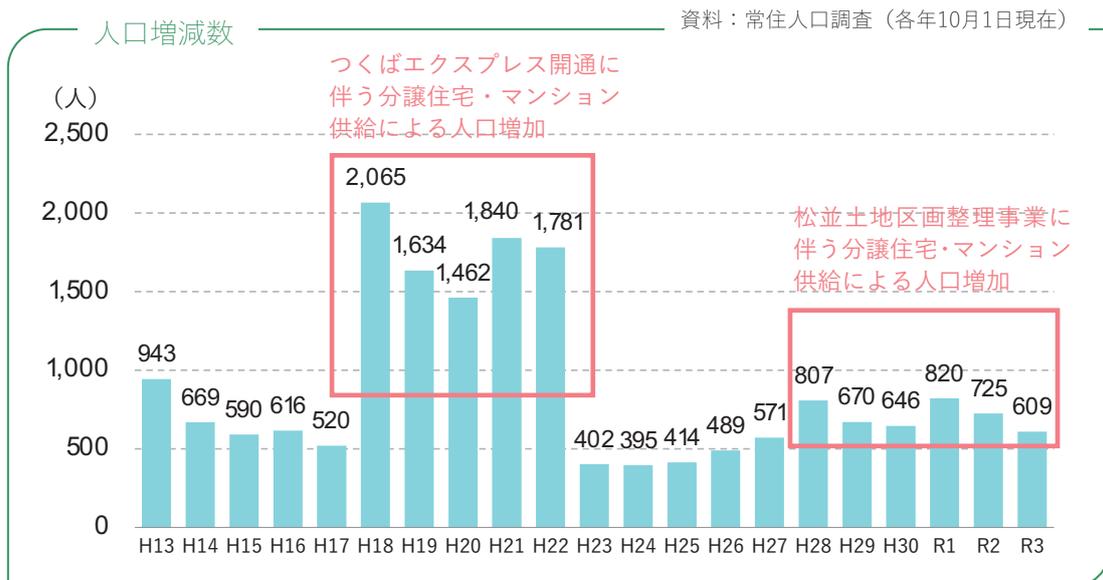
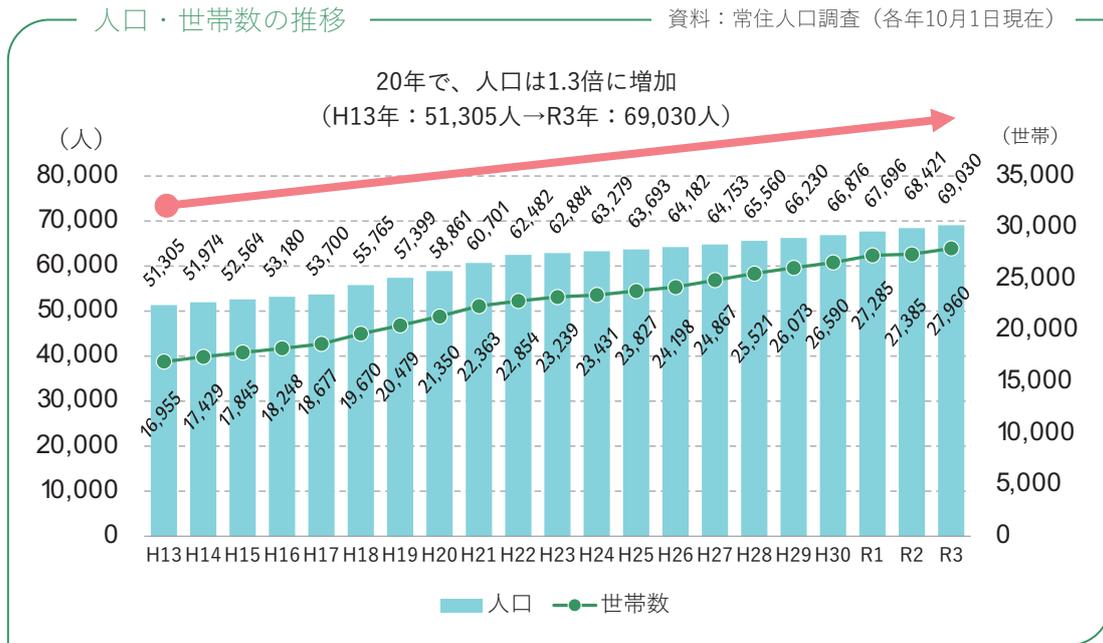




# 01 人口の現状

## 1 人口の推移

本市では、つくばエクスプレス開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いており、20年の間に、1.3倍に増加しています。



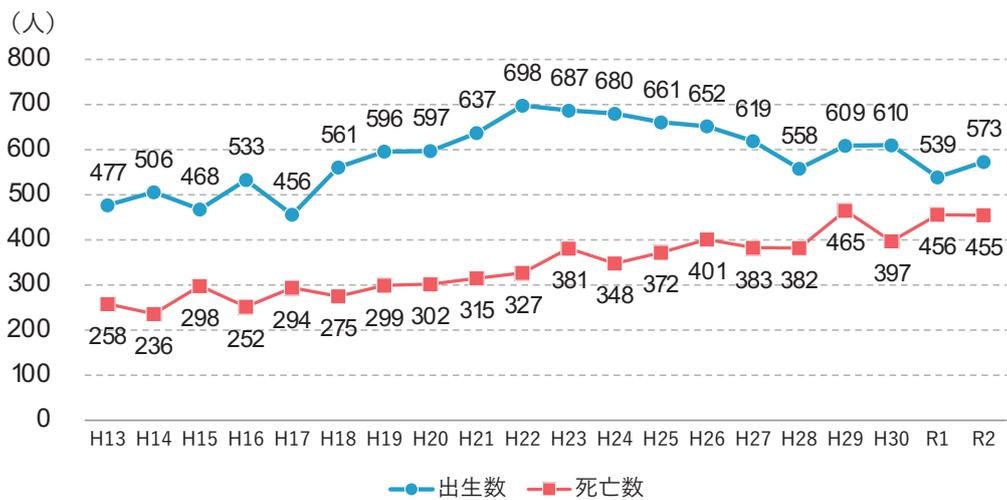
## 2 自然動態の状況

本市の出生数、死亡数の推移は、一貫して出生数が死亡数を上回っており、人口の「自然増」が継続しています。

合計特殊出生率<sup>\*</sup>は、平成30年に1.52とピーク値となりましたが、令和元年に1.32、令和2年は1.41と横ばい傾向にあります。

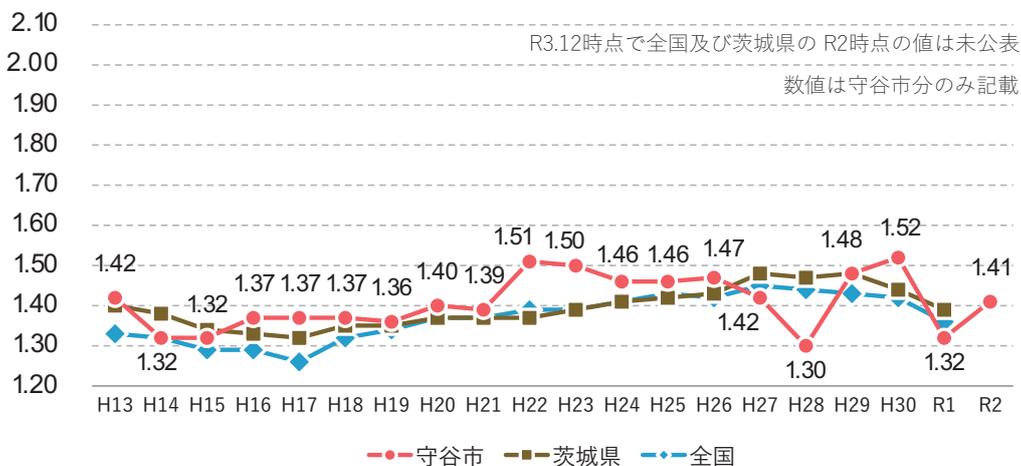
自然動態（出生数・死亡数）の推移

資料：常住人口調査



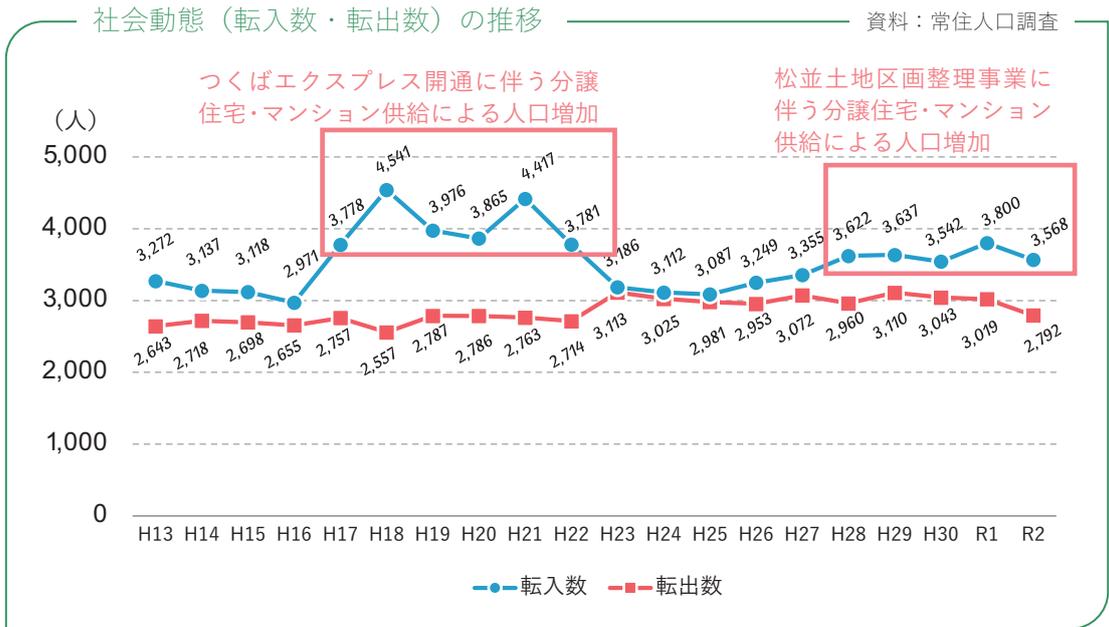
合計特殊出生率の推移

資料：常住人口調査



### 3 社会動態の状況

本市の転入数、転出数の推移は、平成16年～平成22年にかけて、つくばエクスプレス開通に伴う分譲住宅・マンション供給により、短期・集中的に転入数が増加しました。その後、つくばエクスプレス開通前の水準に戻ったものの、松並土地区画整理事業に伴い、転入数が増加しました。



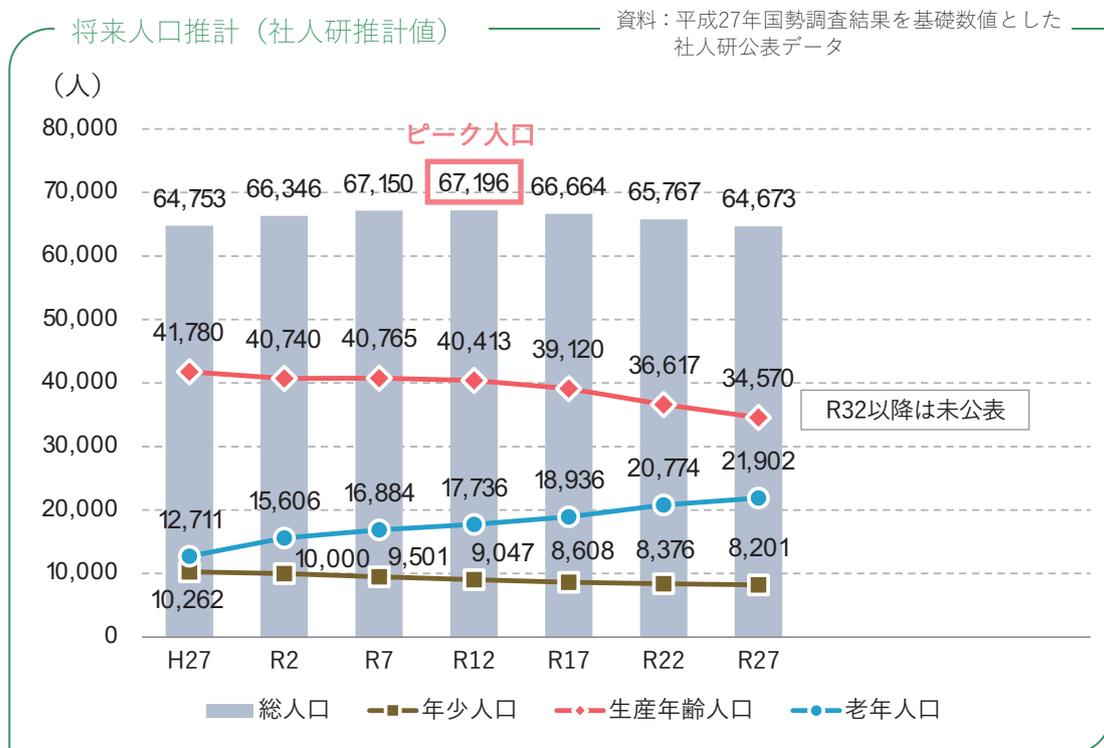
## 02 将来人口推計

### 1 人口推計

#### 1.1 社人研による将来人口推計

平成27年の国勢調査結果を基礎数値とした社人研<sup>\*</sup>の将来人口推計によると、守谷市の将来人口は、令和12年までは増加傾向にあります。その後は減少に転じます。

この推計では、令和2年時点の将来人口は66,346人であるのに対し、令和2年の国勢調査による実績値は68,421人であり、推計値より約2,000人上回っています。これは、これまでの各種取組の成果による人口増加と想定されます。



注釈：付属資料で、将来人口推計の流れについて説明しています。

## 1.2 守谷市の実績等を反映した将来人口推計

社人研推計を踏まえ、令和2年の国勢調査実績等を反映した本市独自の将来人口推計を行いました。本推計にあたっては、合計特殊出生率は本市の令和2年の実績値である1.41とし、令和42年まで維持することを条件としました。また令和2年の男女別人口は、実績値である令和2年国勢調査結果を使用しています。

さらに、社人研推計には今後予定されている住宅などの大規模開発による計画人口が加算されていないため、下記に示す住宅開発による計画人口を加算して独自推計を行いました。

### ■守谷市独自推計における各種条件

【条件】 ●合計特殊出生率（守谷市で独自に設定）【1.41維持】

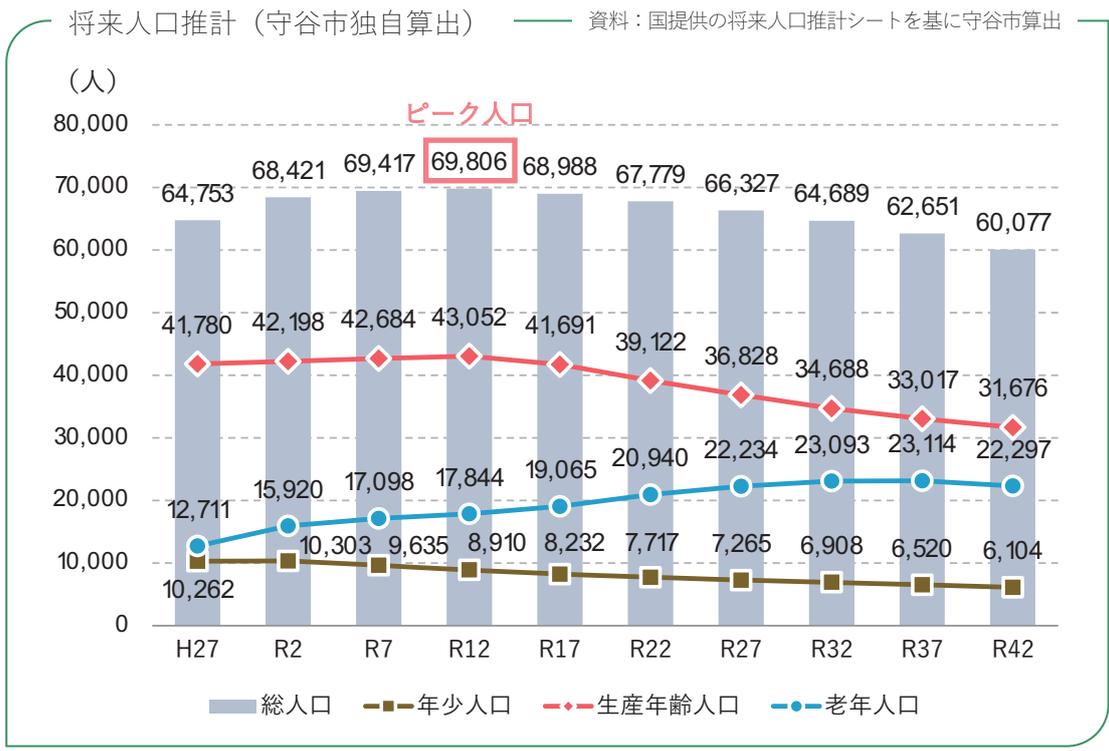
- 生残率\*（社人研推計に準じる）
- 純移動率\*（社人研推計に準じる）
- 移動数（守谷市で独自に設定）【加算する住宅開発①②】
- 出生男女比\*（0～4歳）（社人研推計に準じる）

加算する住宅開発	①：松並土地区画整理事業地における開発人口																																											
	<p>計画人口5,000人を想定している当地区開発は、整備当初から順次入居が進んでおり、現在4,000人が常住している。</p> <p>そのうち、約4分の1が市内からの転居によるものであることから、今後も同様の傾向を見込み、残りの計画人口1,000人に対して4分の3に当たる750人を以下のとおり各年の社会移動数に加算した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和7年</th> <th colspan="2">令和12年</th> </tr> <tr> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>5～9歳</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>30～34歳</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187</td> <td>188</td> <td>187</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年		令和12年		男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	0～4歳	38	38	38	38	5～9歳	37	37	37	37	25～29歳	28	28	28	28	30～34歳	28	29	28	29	35～39歳	28	28	28	28	40～44歳	28	28	28	28	合計	187	188	187
	令和7年		令和12年																																									
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)																																								
0～4歳	38	38	38	38																																								
5～9歳	37	37	37	37																																								
25～29歳	28	28	28	28																																								
30～34歳	28	29	28	29																																								
35～39歳	28	28	28	28																																								
40～44歳	28	28	28	28																																								
合計	187	188	187	188																																								

加算する住宅開発	②：その他の開発人口																																						
	<p>新守谷駅周辺において計画されている土地区画整理事業や民間の大型集合住宅建設による流入を加味し、下記のとおり社会移動数を加算した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和 7 年</th> <th colspan="2">令和 12 年</th> </tr> <tr> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~4歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>5~9歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>25~29歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30~34歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>35~39歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>125</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>		令和 7 年		令和 12 年		男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	0~4歳	15	15	25	25	5~9歳	15	15	25	25	25~29歳	15	15	25	25	30~34歳	15	15	25	25	35~39歳	15	15	25	25	合 計	75	75	125
	令和 7 年		令和 12 年																																				
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)																																			
0~4歳	15	15	25	25																																			
5~9歳	15	15	25	25																																			
25~29歳	15	15	25	25																																			
30~34歳	15	15	25	25																																			
35~39歳	15	15	25	25																																			
合 計	75	75	125	125																																			

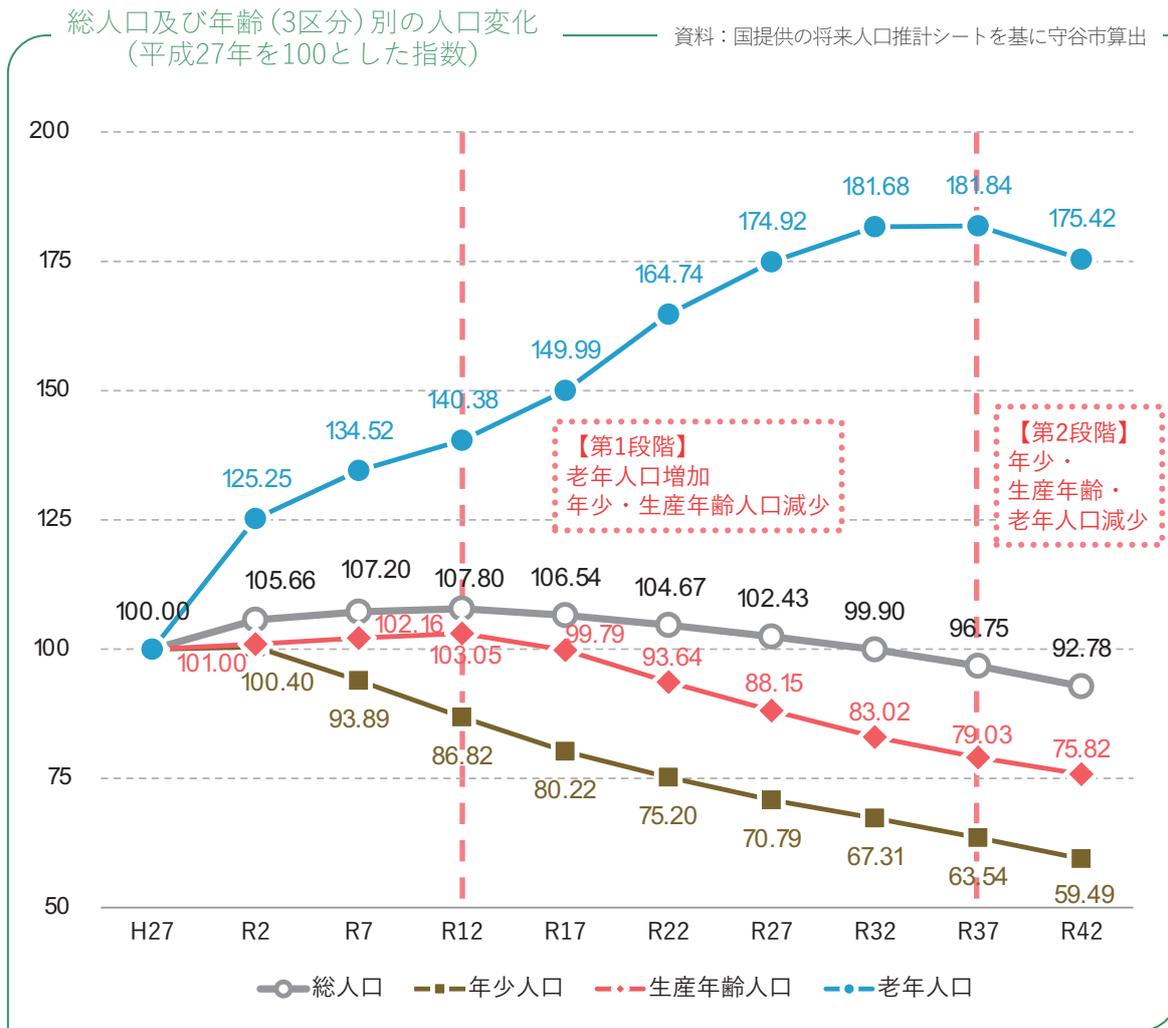
推計の結果、令和 12 年時点で 69,806 人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和 42 年時点で 60,077 人まで減少することが予想されています。

年齢別でみると、「年少人口」が既に減少局面であり、令和 12 年までの人口増加は「生産年齢人口」及び「老年人口」による増加、それ以降一定期間の人口維持は、老年人口に支えられていることがわかります。老年人口割合は、令和 22 年に 30%を超えると予想され、将来的に深刻な少子高齢化社会に突入すると考えられます。



### 1.3 守谷市の人口減少段階

実績値を反映した人口推計を基に人口減少段階を整理すると、今後令和 37 年までは、年少人口、生産年齢人口が減少しつつも老年人口は増加を続ける「第 1 段階」とどまり、それ以降に老年人口も減少する「第 2 段階」に移行するものと予想されます。



## 2 将来人口の見通し

1で整理した将来人口推計を踏まえて本市の目標人口を定めるに当たり、下記の目標条件による将来人口推計を行いました。

なお、本市の合計特殊出生率は、平成28年の1.30から上昇し平成30年には1.52となりましたが、令和元年は1.32、令和2年は1.41と横ばい傾向にあります。第三次総合計画では、子育て支援のための各種の施策展開及び働く場・訪れる場として魅力あるまちを形成し、現状の合計特殊出生率から回復していくことを目指します。

### ■ 将来人口の見通しにおける各種条件

#### 【条件】 ● 合計特殊出生率（守谷市で独自に設定） 【目標条件①】

- 生残率（社人研推計に準じる）
- 純移動率（社人研推計に準じる）
- 移動数（守谷市で独自に設定） 【加算する住宅開発①②】 【目標条件②】
- 出生男女比（0～4歳）（社人研推計に準じる）

目標条件	①：合計特殊出生率の回復と維持																					
	<p>ピーク時である平成30年の合計特殊出生率まで回復することを目指し、令和12年までに1.52まで段階的に上昇し、以降は横ばいで維持していく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>令和7年</th> <th>令和12年</th> <th>令和42年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生率</td> <td>1.41</td> <td>1.47</td> <td>1.52</td> <td>1.52</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年	令和7年	令和12年	令和42年	合計特殊出生率	1.41	1.47	1.52	1.52											
	令和2年	令和7年	令和12年	令和42年																		
合計特殊出生率	1.41	1.47	1.52	1.52																		
	②：子育て世代の転入促進																					
	<p>先進的な教育環境の創出や多様な生活様式に適した子育て環境の整備に関する施策等を実施することで、5年間で300人の子育て世代及びその子どもが転入することを目指し、令和7年から令和42年までの各年の社会移動数に加算した。</p> <p>【対象コーホート】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5～9歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>25～29歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>30～34歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>		男性(人)	女性(人)	0～4歳	30	30	5～9歳	30	30	25～29歳	30	30	30～34歳	30	30	35～39歳	30	30	合計	150	150
	男性(人)	女性(人)																				
0～4歳	30	30																				
5～9歳	30	30																				
25～29歳	30	30																				
30～34歳	30	30																				
35～39歳	30	30																				
合計	150	150																				

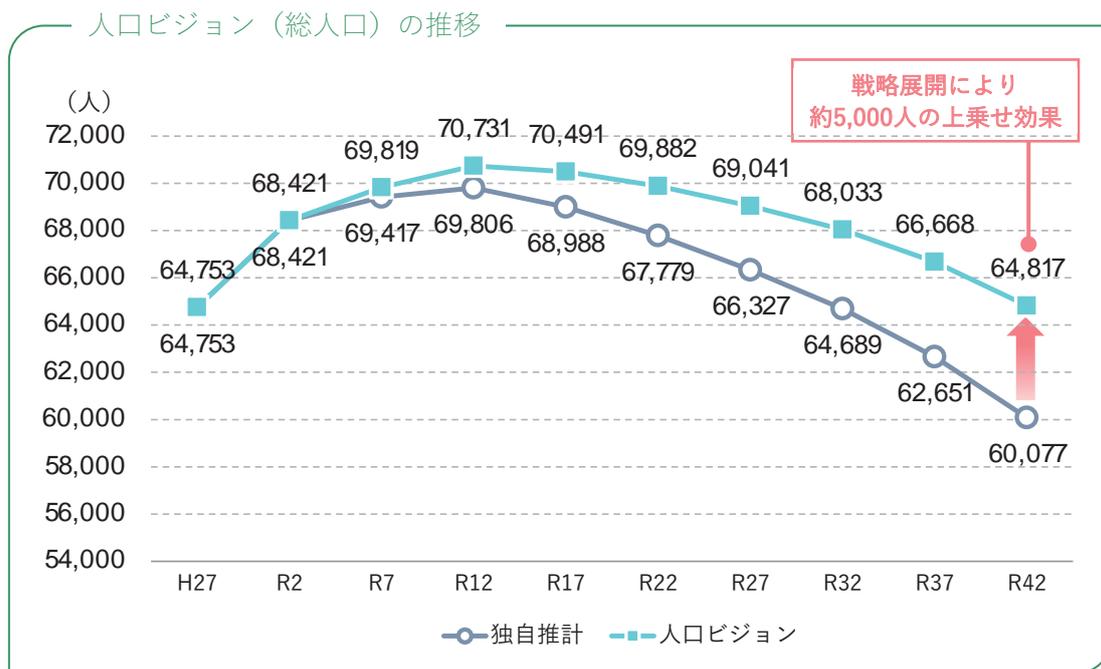
このような目標条件を加味した将来人口推計結果に基づき、本市の人口ビジョンを以下のとおりとします。

## 人口ビジョン

## 令和42年に65,000人程度の人口を維持する

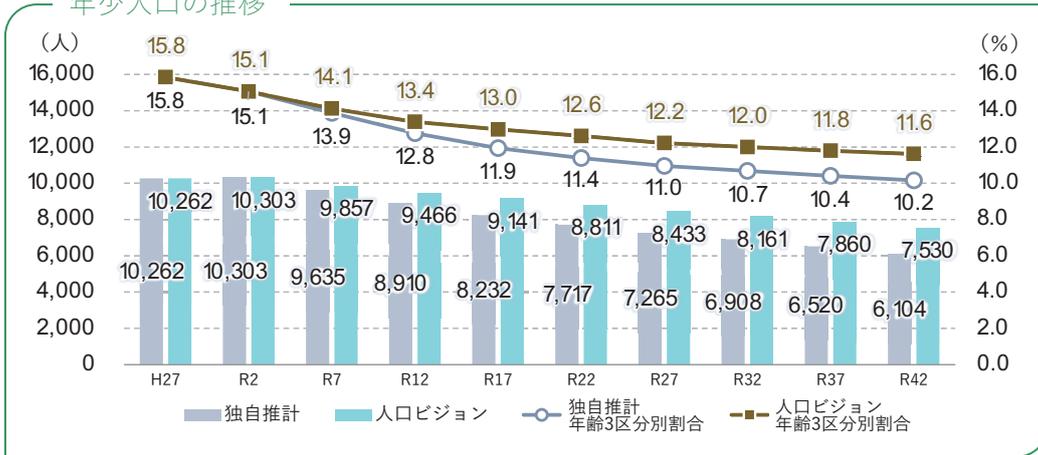
令和42年の人口は、現状の合計特殊出生率（1.41）で推移すると60,077人となり、現在の人口から約8,000人減少することになります。

今後、子育て支援の環境整備を充実させ、子どもを生き育てやすい環境の創出や、多様な働き方が実現できるまちの整備、先進的で質の高い教育環境の整備、安心して暮らすことができる地域の形成など、様々な戦略の展開により、約5,000人の上乗せ効果を目指します。

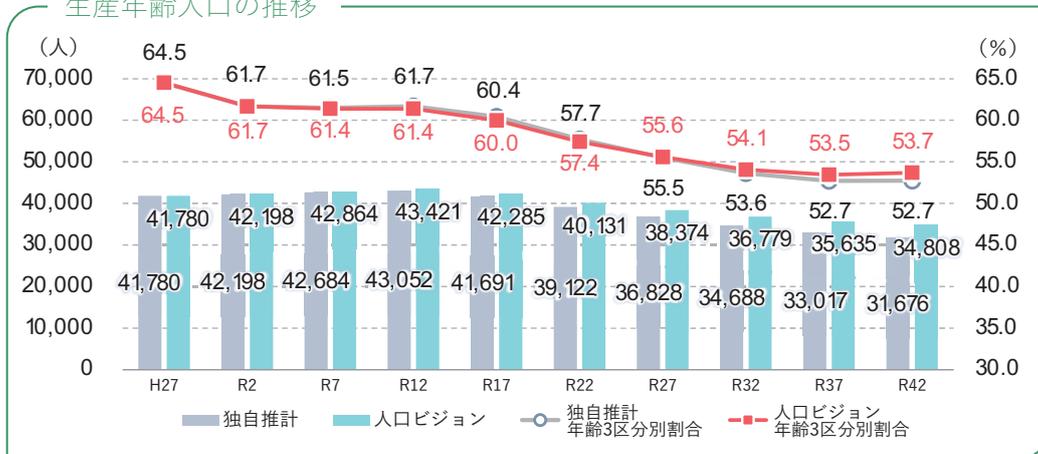


年齢3区分別では、年少人口は減少傾向の幅が抑えられることとなり、令和42年まで割合が11%以上を維持することとなります。生産年齢人口では、令和17年以降に、団塊ジュニア世代が老年人口に移行することで減少幅が大きくなりますが、各種戦略の展開による子育て世代の転入により、令和37年以降は増加の兆しが見られます。老年人口は、今後も増加傾向にあります。守谷市独自推計と比べ、令和42年時点の割合は2.4ポイント抑えられることが見込まれます。

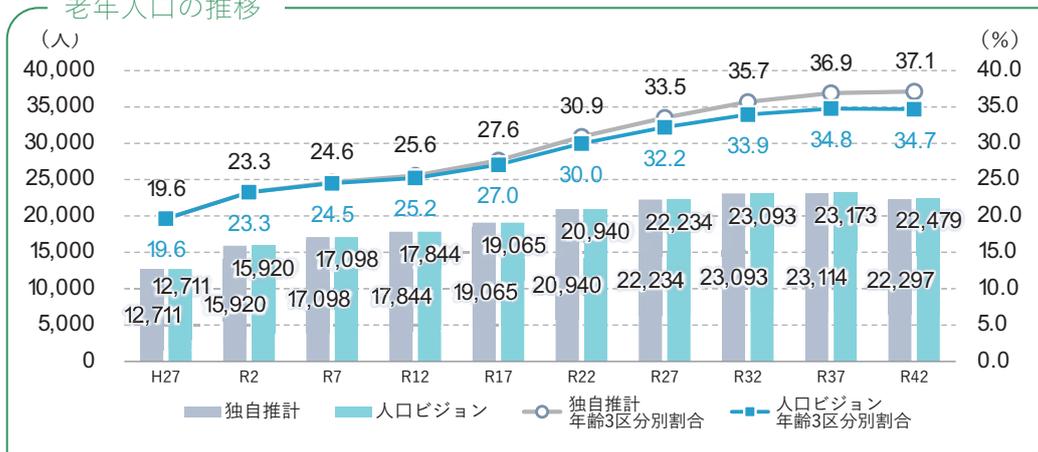
年少人口の推移



生産年齢人口の推移



老年人口の推移





# 総合戦略



# 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略[重点プロジェクト]

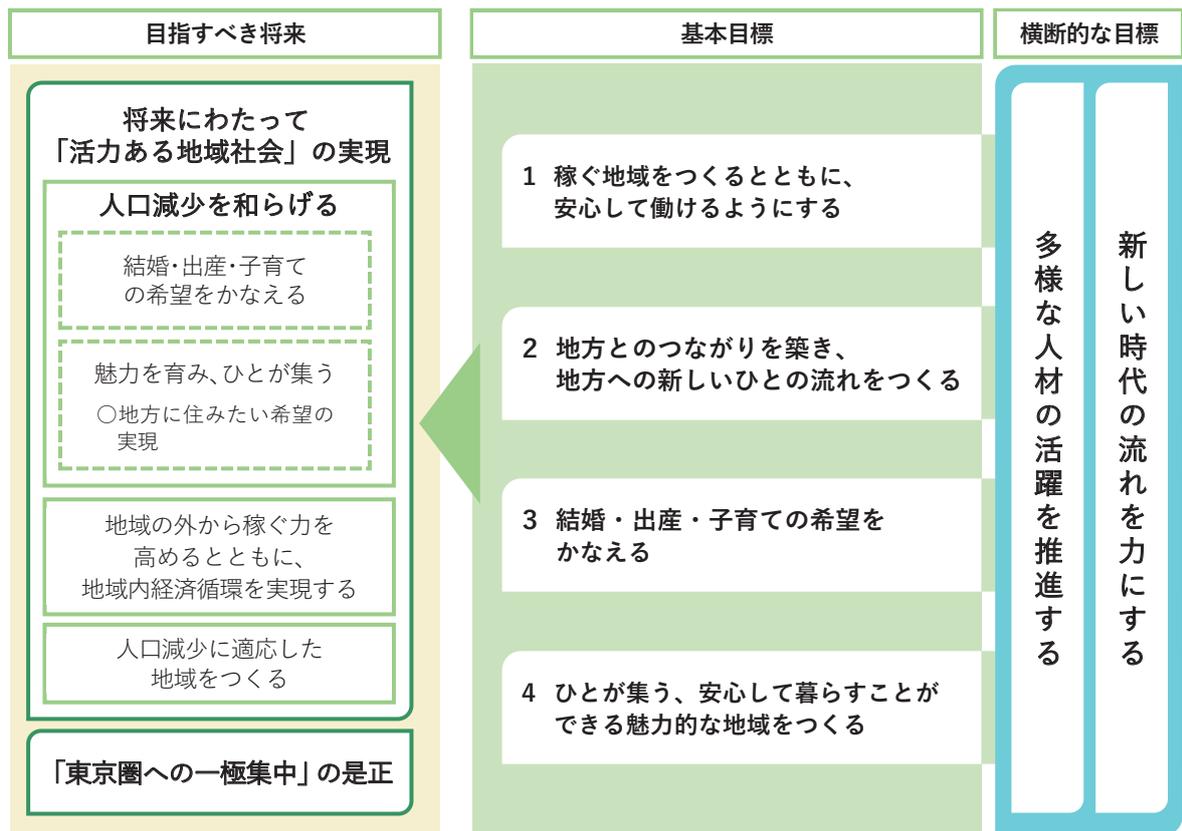
## 1 基本的な考え方

### 1.1 基本方針

国は、令和42年に1億人程度の人口を維持することを掲げた第1期総合戦略の総仕上げのステージとして第2期総合戦略を策定しており、第1期の成果と課題を踏まえ、政策体系を見直し、4つの基本目標と2つの横断的な目標のもとに取り組むこととしています。

令和3年6月には、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心の高まりやテレワークの普及等、国民の意識や行動が変化したことを受けて、新たな3つの視点を重点に据えた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」をとりまとめ、地方創生のバージョンアップを図っています。

#### 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) 資料:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局



#### まち・ひと・しごと創生基本方針2021

資料:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

感染症の影響を踏まえた基本的な方向性

地方へのひとの流れの創出、人材支援

地方創生に資するDXの推進

地方が牽引する脱炭素社会の実現

本市においても、第2期総合戦略は第1期の方針を踏襲しつつ、国の第2期総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

## 1.2 総合戦略の戦略分野

人口減少・少子高齢化に起因する、地域を支える様々な場面における担い手不足・後継者不足という地方創生の根源となる課題解決への取組を第一とし、前述した国の総合戦略を踏まえた本市の総合戦略の方針を以下に整理します。

### ① 出産・子育ての希望をかなえる

妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援やワーク・ライフ・バランス<sup>※</sup>の実現、子育てと仕事が両立できる環境づくりなど、地域のニーズに合った環境づくりを進めることで、若い世代が安心して働き、妊娠・出産・子育てへの希望をかなえることができるまちを目指します。

### ② 自然の中で活力にあふれ、愛着や誇りが持てるまちをつくる

都心近接でありながら自然豊かな環境を持ち合わせている本市では、引き続きグリーンインフラ<sup>※</sup>の推進に取り組み、魅力的な地域を創出していくために、先進的で質の高い教育環境の整備や、恵まれた自然環境・様々な文化財の活用による個性ある地域づくりを進めます。そして、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができるよう、先端技術の活用、環境への配慮と再生可能エネルギー<sup>※</sup>の積極的な導入等により、愛着や誇りを持つことができる活力にあふれたまちを目指します。

### ③ 新しいひとの流れをつくる

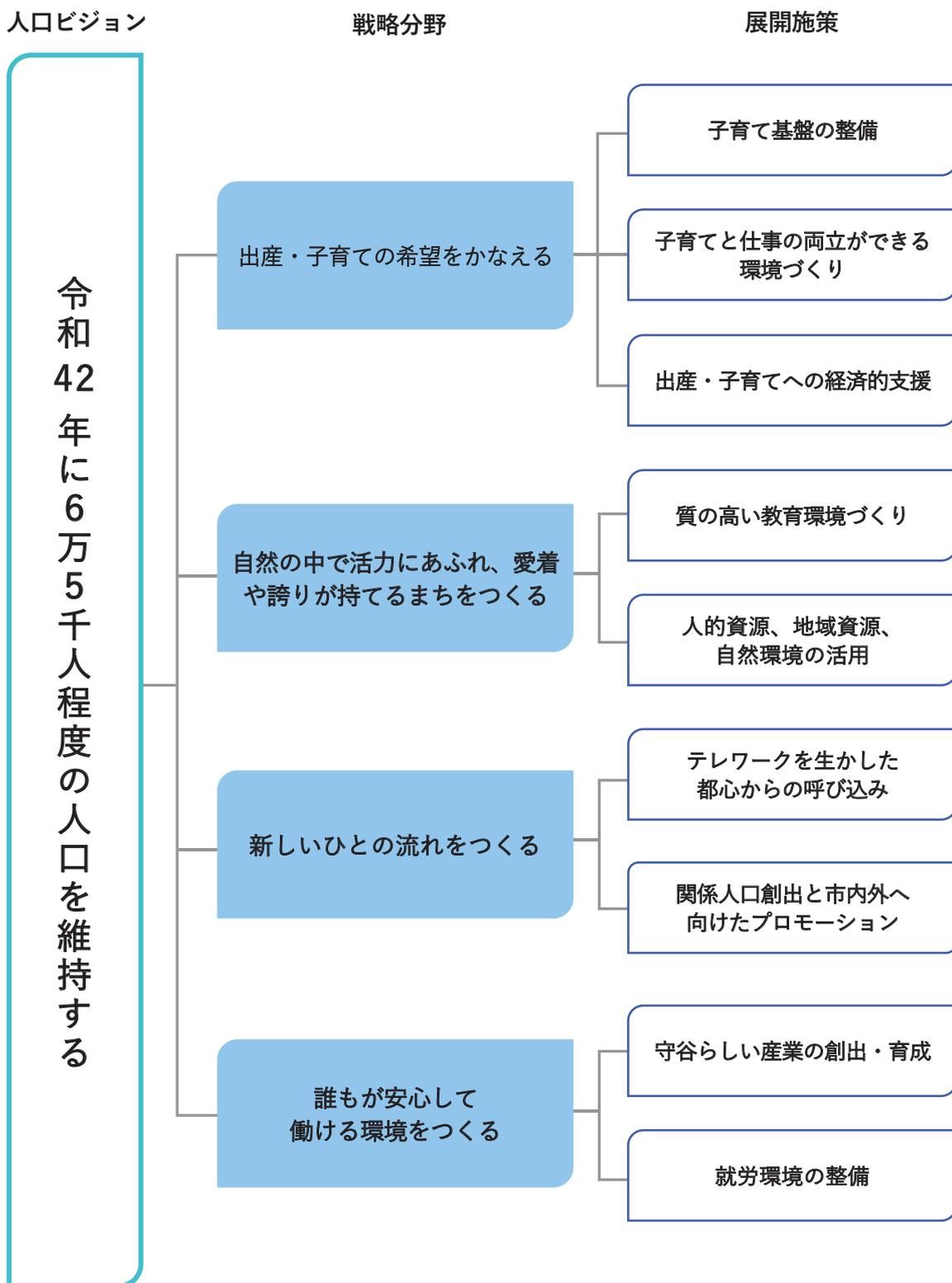
移住希望者へのトータルサポート体制の強化・充実を図り、住み続けたい・住んでみたいまちを実現することで、交流人口の増加及び消費拡大を図り、地域経済の波及効果を高めます。さらに、二地域居住<sup>※</sup>や移住・定住をはじめ、市外人材と地域住民との交流による新たな価値の創造や内発的発展、さらには将来的な移住者の増加にもつながることが期待される関係人口<sup>※</sup>の創出・拡大に取り組み、多様なつながりを持つまちを目指します。

### ④ 誰もが安心して働ける環境をつくる

東京圏のベッドタウンとして発展してきた本市の特徴的な魅力を踏まえ、新たな産業の創出と企業の誘導や、地域を支える農業において農産物の高付加価値化・販路拡大等の取組によって地域資源・産業を生かした稼ぐ地域をつくります。そして、雇用機会を創出し、誰もが安心して働くことができるまちを実現していきます。

### 1.3 総合戦略の体系

前述した本市における基本的な考え方を実現し、人口ビジョンで掲げた令和 42 年の 65,000 人程度の人口維持を達成するための総合戦略の体系を整理しました。



## 2 展開施策と KPI

### 戦略分野① 「出産・子育ての希望をかなえる」

出産や子育てに関する希望をかなえられるよう、切れ目のない支援の更なる充実を図り、子どもを産み育てる世代の暮らしの場として選ばれるまちにします。

#### 展開施策-1 子育て基盤の整備

子育ての悩みや不安の軽減など、安心して子育てができる環境づくりに向け、子育てにかかわる情報発信や切れ目のない支援体制の強化・充実を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
子育て情報コンテンツの登録者数	2,486人	3,000人

##### 具体的な取組例

- 子育てに不安を抱える母子や家庭に寄り添い支援できる、切れ目ない包括的体制の強化
- イベント等での世代間交流や子育てナビ<sup>※</sup>等による子育てに関する情報発信の充実

#### 展開施策-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくり

子どもを安心して預けることができる場の確保と提供により、子育てをしながら働きやすい環境づくりを推進します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
希望する保育所に入れなかった児童数 (認証保育サービス <sup>※</sup> 利用者を除く)	132人	0人
特別保育(一時保育、延長保育)の 延べ利用者数(年間)	44,658人 (令和元年度 <sup>※</sup> )	57,800人

<sup>※</sup>令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

##### 具体的な取組例

- 安心できる子どもの居場所の整備
- 多様な保育ニーズへの対応と保育従事者の労働環境改善

### 展開施策-3 出産・子育てへの経済的支援

子育てを取り巻く経済的負担の軽減を必要とする人に対して支援することで、妊娠・出産したいと思う人の希望をかなえる環境を整備します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
合計特殊出生率	1.41	1.47
0歳から9歳の子どものいる世帯の転入数 (松並青葉地区を除く)	250世帯	280世帯

#### 具体的な取組例

- 新たな経済的負担軽減策の推進
- ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進

## 戦略分野② 「自然の中で活力にあふれ、愛着や誇りが持てるまちをつくる」

都心近接でありながら自然豊かな環境の中で質の高い教育を受けることができる守谷市に住むことに魅力を感じ、愛着や誇りが持てる活力にあふれたまちを目指します。

### 展開施策-1 質の高い教育環境づくり

守谷市で学び、将来的に多様な分野で活躍のできる人材を育成していくため、新たな時代に対応する学校教育のさらなる充実を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	80.0%	90%
英検3級以上を取得した中学3年生の割合	47.9%	60%

具体的な取組例

- ICT\*を活用した多様な教育システムの推進
- ALT\*の配置やオンライン英会話の導入、検定試験料補助などの外国語教育の推進

### 展開施策-2 人的資源、地域資源、自然環境の活用

ボランティア人材バンクの活用や恵まれた自然環境及び様々な文化財など、地域との結びつきや郷土の魅力の保全及び活用を推進し、個性あふれる地域の形成を目指します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
学校活動に関わった地域ボランティアの延べ人数	—	3,000人
地域資源(守谷野鳥のみち、守谷駅前イベント等)の入込客数	225,173人 (令和元年度※)	247,690人

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

具体的な取組例

- もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク\*の運用による豊富な地域人材の活用
- 自然や歴史的資源等の地域資源を活用したまちづくりの推進
- 市民との協働による身近な緑の保全・充実と活用促進

### 戦略分野③ 「新しいひとの流れをつくる」

関係人口の拡大を図り、二地域居住や移住・定住をはじめ市外人材と多様なつながりを持つまちを目指します。

#### 展開施策-1 テレワークを生かした都心からの呼び込み

高い交通利便性と都心近接という立地を生かし、テレワーク施設を整備し都心から人を呼び込みます。また、移住先や働く場として、空き家等の活用支援を行います。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
東京、埼玉、千葉、神奈川の4都県からの転入者数(松並青葉地区を除く)	1,355人	1,500人

##### 具体的な取組例

- コワーキング\*スペースをきっかけとした移住候補者への働きかけ
- 移住やビジネス拠点の受け皿としての空き家バンク\*の活用促進

#### 展開施策-2 関係人口創出と市内外へ向けたプロモーション

地域の住民との交流による新たな力を生み出し、本市の魅力を市内外に向けて分かりやすく効果的に伝え、多様なかかわり方によって多くの人が参画した地域の活力創出を目指します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自治会加入率	67.0%	72%
市民活動団体数	89団体	105団体
守谷市公式SNS(Twitter、Facebook等)総フォロワー数	7,211人	11,500人

##### 具体的な取組例

- 自治会やまちづくり協議会など、地域住民同士が情報交換・連携できる場・仕組の創出
- 地域住民が活発的に活動できる支援の充実
- シティプロモーション\*の推進

## 戦略分野④ 「誰もが安心して働ける環境をつくる」

地域資源・産業を生かした稼ぐ地域をつくり、働くことに誇りと幸せを感じることで  
できる仕事と雇用機会を創出し、誰もが安心して働くことができるまちを目指します。

### 展開施策-1 守谷らしい産業の創出・育成

地域経済を牽引する企業の創出に向け、地域経済を支える企業に対し支援を実施し、関  
係機関との連携を図りながら持続可能な地域産業を育成します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
農地の集積率	51.55%	60%
法人の新規登録件数	113件	120件

具体的な取組例

- ドローン等を活用したスマート農業<sup>※</sup>や6次産業化<sup>※</sup>等による持続可能な都市型農業<sup>※</sup>の推進
- 新守谷駅周辺地区の副次拠点<sup>※</sup>整備などの新たな産業拠点の創出と企業の誘導

### 展開施策-2 就労環境の整備

多様な働き方の実現に向け、距離や時間等の制約を克服する ICT の一層の利活用を幅  
広い分野で推進し、労働生産性や付加価値の高い就労環境の整備を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
守谷市内で働く市民の数	— (令和4年7月公表)	現状値から3%増
産業系用途拡大面積(累計)	0 ha	68.5 ha

具体的な取組例

- ICT 活用によるワーク・ライフ・バランスの推進
- 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備などの新たな産業拠点の創出と企業の誘導(再掲)



# 基本計画



# 01 施策の体系

## 1 施策の体系

基本計画では、将来像である「水と緑のパワースポット もりや ～持続・創造・進化するまち～」を目指して、まちづくりの3つの柱である「ひと」「地域自治」「くらしの基盤」のそれぞれについて、施策と実現のための取組を設定しています。

### 1.1 ひと

「ひと」では、守谷市に住まうあらゆる年代、多様な価値観の人々が互いに尊重し助け合いながら、心身ともに健康で生きがいや働きがいを実感できる暮らしを実感できるよう、多文化共生社会の実現、子育て支援、健康増進や福祉の充実、生涯学習の推進等と、新しい時代を担う子どもたちのための学校改革の推進等の施策を展開していきます。

### 1.2 地域自治

「地域自治」では、一人ひとりの個性や経験を生かして支え合い、身近な問題を解決して住みよいまちとなるよう、住民が知恵を出し合い地域力を発揮するためのしくみをつくり育てていく地域活動の推進や、市民のニーズに応える健全な行政運営等の施策を展開していきます。

### 1.3 くらしの基盤

「くらしの基盤」では、恵み豊かな自然と調和する便利で暮らしやすい街をつくるため、脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現に向けた施策や災害をはじめとする様々な危機への備えと対応を進めつつ、将来にわたって活力を持続し魅力あふれるまちとなるよう、利便性の高い基盤整備、地場産業の活性化等を推進していきます。

将来像

水と緑の  
パワー  
スポット  
もりや  
く  
持続・創造・進化するまち  
く

柱

施策・あるべき未来の姿

ひと

1.子育て支援の充実

安心して子育てができるまちを実現

2.教育改革の推進

教育改革による充実した学校教育の実現

3.生涯学習の推進

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

4.人権の尊重と多文化共生社会の実現

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

5.高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らし社会参加や支え合い活動が活発になる

6.地域福祉の推進

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

7.健康づくりの推進

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

地域自治

8.活気ある地域活動の推進

思いやりを持って知恵を出しあい身近な課題を解決していく

9.信頼できる行政運営の推進

市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

くらしの基盤

10.環境にやさしい生活の創出

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

11.防災・減災対策の充実

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

12.市民生活の安全・安心の確保

市民生活の安全・安心が確保される

13.利便性の高い都市基盤の整備

身近な自然を保全・活用した快適で持続可能なまちを実現する

14.地場産業の活性化

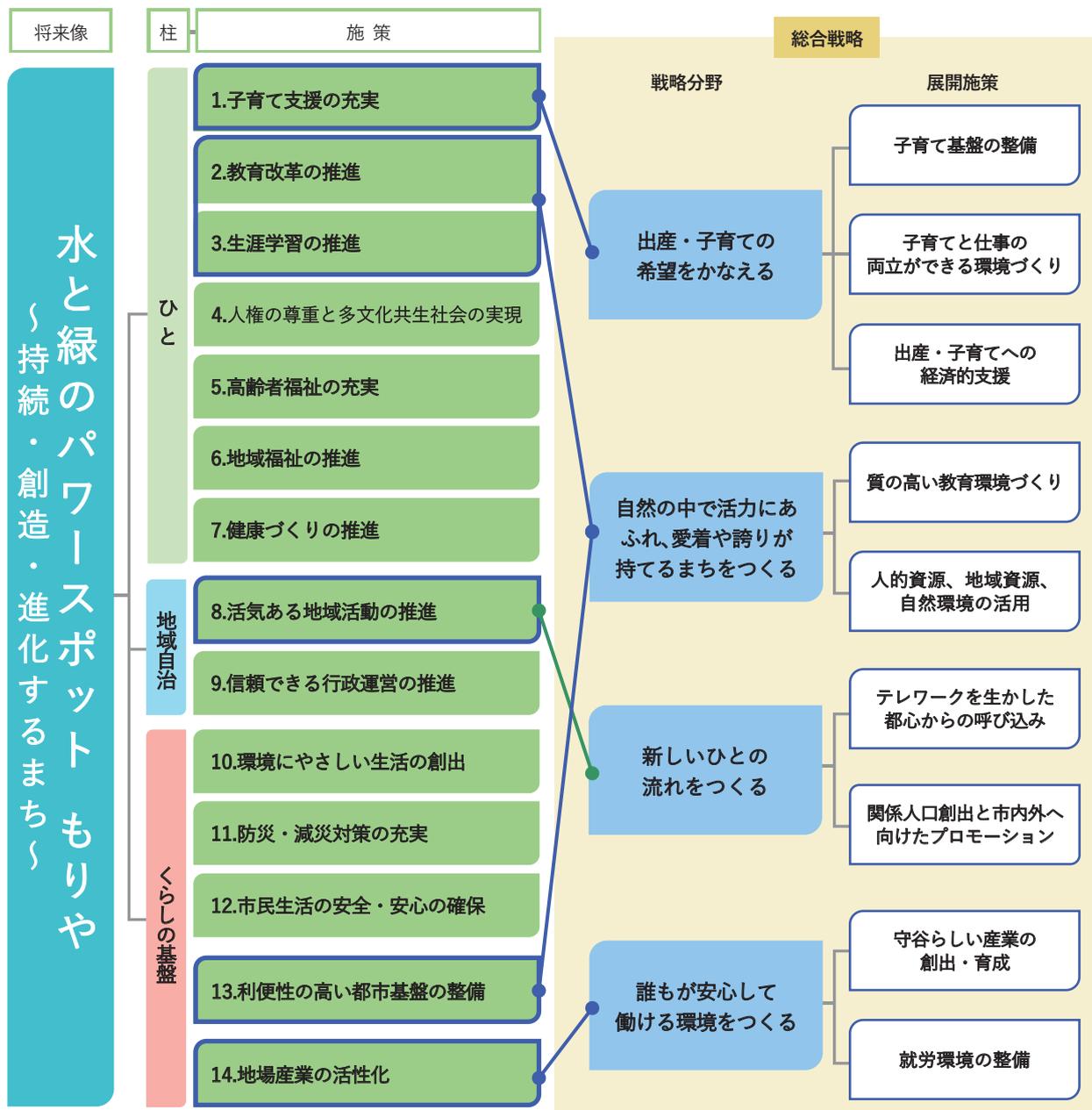
特色ある地場産業が活気づくとともに地域資源の魅力を展開する

## 実現のための取組

1.多様な保育サービスの提供 ★	2.子育ての経済的負担の軽減 ★	3.母子保健の充実 ★
4.安心して遊べる場の提供 ★	5.子育て不安の解消と交流の場の提供 ★	
1.確かな学力の育成	2.豊かな心を育む教育の推進	3.健康と体力を育む教育の推進
4.グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進 ★	5.地域とともにある学校づくり	6.学びを支える環境づくり
1.自主的な学習活動の支援と機会・場の提供	2.スポーツを楽しむ環境づくり	3.心の豊かさを育む芸術・文化の振興
4.歴史・文化資産の継承 ★		
1.人権尊重意識の向上	2.男女共同参画意識の向上	3.虐待などの人権問題の解消
4.国際交流の推進		
1.生きがいづくりの機会と社会参加の促進	2.高齢者の介護予防の推進	3.高齢者福祉サービスによる支援
4.介護保険制度の健全な運営	5.後期高齢者医療制度の健全な運営	
1.地域福祉活動の活性化	2.地域福祉活動の担い手育成と活動への支援 ★	3.セーフティネットによる自立支援
4.在宅生活への支援の充実	5.障がい児者の生活の場の確保	6.療育・相談の充実
7.医療費の経済的負担軽減	8.国民健康保険制度の安定運営	
1.健康的な生活習慣の推進	2.食育の推進	3.感染症の予防・拡大防止
4.地域医療体制の確保		
1.地域コミュニティの充実 ★	2.公益活動の促進	3.協働のまちづくりの推進 ★
4.シティプロモーションの推進 ★	5.広聴・情報公開の充実	
1.計画行政の推進	2.健全な財政運営の推進	3.収納率の向上
4.公有財産の有効活用と適切な管理	5.柔軟で効率的な組織運営	6.適正な人事管理と人材育成
7. ICT(情報技術)の活用	8.市民の利便性向上	
1.生活公害・産業公害の防止	2.ゼロカーボンシティの推進	3.環境保全活動の推進
4.ごみの減量化	5.再資源化への取組	6.廃棄物の適正処理
1.市民の防災意識の向上	2.災害時における行政による支援体制の強化	3.避難行動要支援者の避難支援
1.消防体制の強化	2.救命・救急体制の充実	3.市民による防火対策の充実
4.交通安全施設等の整備	5.交通安全意識の向上	6.防犯意識の向上
7.地域で行う防犯活動の推進	8.まちの防犯機能の充実	9.消費者の安全・安心の確保
1.コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	2.土地の適切な規制と誘導	3.空家対策の推進 ★
4.美しい都市景観の形成	5.緑地の保全・活用 ★	6.公園・街路樹等の適正な維持管理
7.水道水の安定供給	8.汚水の安定処理	9.雨水の適正排水
10.健全な上下水道事業の経営	11.道路の適切な維持管理	12.未改良道路の整備
13.都市計画道路の整備		
1.農業の支援	2.商工業の発展	3.地域資源の有効的な活用 ★

## 2 重点プロジェクトの位置づけ

本総合計画では、総合戦略を重点プロジェクトとして位置付けています。この総合戦略を推進するための戦略分野は、以下に示す基本計画の施策と関連付けることができます。





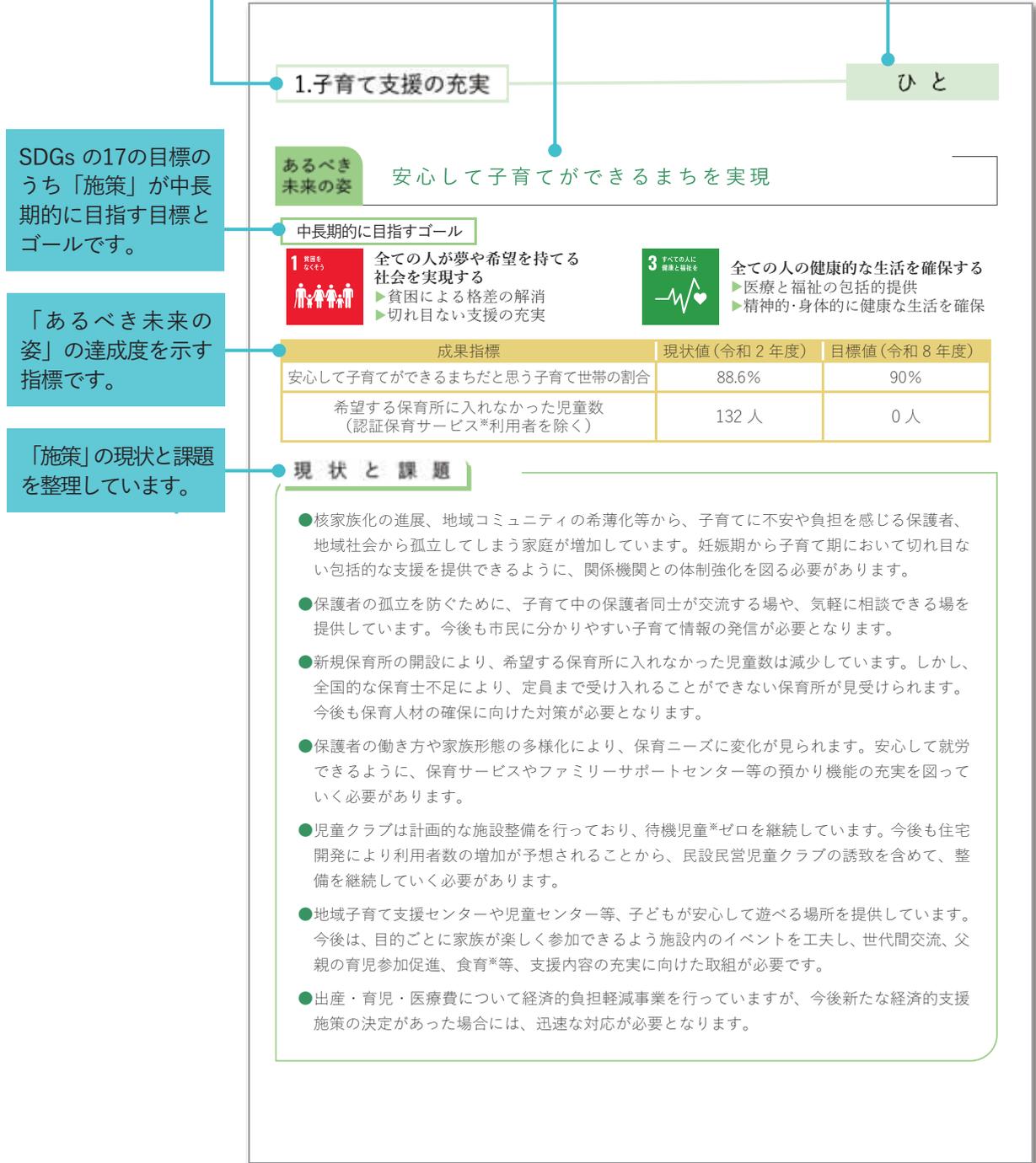
## 02 施策と取組内容

(計画内容の見かた)

将来像を実現するための手段を示す「施策」の名称です。

「施策」が目指す「あるべき未来の姿」です。

将来像を実現するためのまちづくりの「柱」です。



SDGsの17の目標のうち「施策」が中長期的に目指す目標とゴールです。

「あるべき未来の姿」の達成度を示す指標です。

「施策」の現状と課題を整理しています。

「施策」を担う担当部署を示しています。「主管課」は施策全体の統括部署、「関係課」は該当する取組の実施部署を示しています。

主管課	関係課
のびのび子育て課	社会福祉課（こども療育教室）、保健センター、国保年金課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、生涯学習課

### 実現のための取組

「施策」を実現するための取組と主な内容です。

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 多様な保育サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な保育ニーズへの対応</li> <li>保育人材の確保</li> </ul>  | <p>2 子育ての経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな経済的負担軽減策の検討</li> <li>ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進</li> </ul>                      |
| <p>3 母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切れ目ない包括的支援体制<sup>*</sup>の強化</li> <li>子育てナビ<sup>*</sup>等による子育てに関する情報発信の充実</li> </ul>      | <p>4 安心して遊べる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる子どもの居場所提供</li> <li>家族が目的ごとを楽しめる支援内容の充実</li> <li>安全に遊べる公園の維持管理</li> </ul> |
| <p>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児に関する教室等の提供</li> <li>分かりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実</li> <li>子育て中の保護者間交流の促進</li> </ul> |   |

まちづくりにおいて市民や事業者に期待する役割、行政が果たすべき役割を掲げています。

### 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。</li> <li>妊産婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。</li> <li>妊産婦をあたたかく見守ります。</li> <li>地域とのつながりを大切にします。</li> <li>地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。</li> <li>相談機関を積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。</li> <li>保育人材の確保に努めます。</li> <li>妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。</li> <li>切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。</li> <li>子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。</li> <li>市民に分かりやすい子育て支援情報の発信に努めます。</li> <li>相談支援の機能充実に努めます。</li> </ul>

### 個別計画

「施策」に関する個別の計画です。

- 第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき  
未来の姿

安心して子育てができるまちを実現

## 中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう  
**全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する**

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を  
**全ての人々の健康的な生活を確保する**

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合	88.6%	90%
希望する保育所に入れなかった児童数 (認証保育サービス*利用者を除く)	132人	0人

## 現状と課題

- 核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等から、子育てに不安や負担を感じる保護者、地域社会から孤立してしまう家庭が増加しています。妊娠期から子育て期において切れ目ない包括的な支援を提供できるように、関係機関との体制強化を図る必要があります。
- 保護者の孤立を防ぐために、子育て中の保護者同士が交流する場や、気軽に相談できる場を提供しています。今後も市民に分かりやすい子育て情報の発信が必要となります。
- 新規保育所の開設により、希望する保育所に入れなかった児童数は減少しています。しかし、全国的な保育士不足により、定員まで受け入れることができない保育所が見受けられます。今後も保育人材の確保に向けた対策が必要となります。
- 保護者の働き方や家族形態の多様化により、保育ニーズに変化が見られます。安心して就労できるように、保育サービスやファミリーサポートセンター等の預かり機能の充実を図っていく必要があります。
- 児童クラブは計画的な施設整備を行っており、待機児童\*ゼロを継続しています。今後も住宅開発により利用者数の増加が予想されることから、民設民営児童クラブの誘致を含めて、整備を継続していく必要があります。
- 地域子育て支援センターや児童センター等、子どもが安心して遊べる場所を提供しています。今後は、目的ごとに家族が楽しく参加できるよう施設内のイベントを工夫し、世代間交流、父親の育児参加促進、食育\*等、支援内容の充実に向けた取組が必要です。
- 出産・育児・医療費について経済的負担軽減事業を行っていますが、今後新たな経済的支援施策の決定があった場合には、迅速な対応が必要となります。

主管課	関係課
のびのび子育て課	社会福祉課（こども療育教室）、保健センター、国保年金課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、生涯学習課

## 実現のための取組

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 多様な保育サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 多様な保育ニーズへの対応</li> <li>▪ 保育人材の確保</li> </ul>  | <p>2 子育ての経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 新たな経済的負担軽減策の検討</li> <li>▪ ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進</li> </ul>                        |
| <p>3 母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 切れ目ない包括的支援体制*の強化</li> <li>▪ 子育てナビ**等による子育てに関する情報発信の充実</li> </ul>                             | <p>4 安心して遊べる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 安心できる子どもの居場所提供</li> <li>▪ 家族が目的ごとに楽しめる支援内容の充実</li> <li>▪ 安全に遊べる公園の維持管理</li> </ul> |
| <p>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 育児に関する教室等の提供</li> <li>▪ 分かりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実</li> <li>▪ 子育て中の保護者間交流の促進</li> </ul> |   |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。</li> <li>● 妊産婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。</li> <li>● 妊産婦をあたたく見守ります。</li> <li>● 地域とのつながりを大切にします。</li> <li>● 地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。</li> <li>● 相談機関を積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。</li> <li>● 保育人材の確保に努めます。</li> <li>● 妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。</li> <li>● 切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。</li> <li>● 子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。</li> <li>● 市民に分かりやすい子育て支援情報の発信に努めます。</li> <li>● 相談支援の機能充実に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき  
未来の姿

## 教育改革による充実した学校教育の実現

## 中長期的に目指すゴール



## 包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合(小6、中3)	80.0%	90%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合(小6、中3)	83.8%	90%

## 現状と課題

- 守谷型カリキュラム・マネジメント\*により児童生徒及び教職員にゆとりの時間が生まれ、学びの質の保障や働き方改革につながっています。引き続き、様々な観点から教職員の働き方改革を推し進める必要があります。
- 児童生徒の個々の課題に応じた学習指導を充実させ、学力の向上を図るために小学校1、2年生と中学校1年生に学習支援ティーチャー\*を配置しています。また、サタデー学習支援教室\*を開催し、希望する小学校高学年児童に個別指導を行っています。
- 小学校高学年の授業において、専門性を有する教職員が教科指導(理科・音楽・図画工作)に当たることで授業の質の向上、学力の向上につながっています。
- 中央図書館と学校図書館の連携を深めるため、統括職員を中心に、読書・学習・情報の3機能が充実した学校図書館への転換を進めています。
- グローバル人材\*の育成の観点から、児童生徒の英語力・コミュニティ能力の向上を図るため、各校にALT\*を配置しています。オンライン英会話や英語技能検定への助成制度を導入し、英語教育の推進を図ります。
- プログラミング教育\*については、発達段階に応じたカリキュラムを作成し小中学校の連続した学びの実現に努めています。また、児童生徒の学力向上につなげるため、授業の中でICT\*を効果的に活用し、教職員の授業支援を行っていく必要があります。
- 「いじめ対策指導員」を総合教育支援センターに配置し、いじめへの適切かつ迅速な対応をしています。
- 学校では、児童生徒の体力向上のため、実態に応じた食育指導や体力づくりを行っています。
- 学校施設については、老朽化の状況と今後の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒が安心して学び、生活できる環境を整えるため、学校施設の計画的な改修を行っています。
- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校と保護者や地域が連携した見守りなどの安全対策を強化することが必要です。
- 豊富な地域人材の活用により、児童生徒の学びを豊かにするため「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク\*」を設立しました。各地区のまちづくり協議会と学校が円滑に連携できるよう、コーディネート機能の強化を図る必要があります。

主管課	関係課
学校教育課	市民協働推進課、保健センター、教育指導課、生涯学習課、学校給食センター、中央図書館

## 実現のための取組

### 1 確かな学力の育成

- 守谷型カリキュラム・マネジメントの継続
- 学習支援ティーチャーの配置
- 市費負担教科担任<sup>\*</sup>の配置
- 学校図書館を活用した読書活動の推進
- サタデー学習支援教室の実施

### 2 豊かな心を育む教育の推進

- 特別支援教育の推進
- いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施
- 情報モラル教育の推進

### 3 健康と体力を育む教育の推進

- 遊ゆうタイムの活用など子どもの体力向上の推進

### 4 グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進

- ALT 活用による外国語教育の推進
- ICT を活用した教育の推進
- キャリア教育<sup>\*</sup>の推進

### 5 地域とともにある学校づくり

- 地域と連携した学校運営と教育活動の推進
- 地域への授業公開と積極的情報発信
- 教育活動における地域人材の有効活用

### 6 学びを支える環境づくり

- 教職員の ICT 活用能力及び資質の向上
- 学校における働き方改革の推進
- 学校施設等の教育環境の整備
- 部活動指導員配置の推進

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒は自ら主体的に学び、考え、行動します。</li> <li>● 保護者は、あいさつや手伝い等を通して子どもの社会性を育むとともに、基本的な生活習慣の確立に努めます。</li> <li>● 保護者は、学校の方針を理解し、保護者のできることは積極的に協力します。</li> <li>● 地域等は、児童生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術等を積極的に提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の自主性を高める学校教育を推進します。</li> <li>● 児童生徒の人間性・社会性を高める教育を推進します。</li> <li>● 児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。</li> <li>● 地域と連携した学校運営・教育活動、児童生徒の見守りを推進します。</li> <li>● 教職員の指導力向上に向けた環境を整備します。</li> <li>● 学校の適正配置など、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備します。</li> </ul>

## 個別計画

- 学校教育改革プラン
- 学校教育改革プラン（第一次～第三次）
- 学校施設長寿命化計画
- 守谷市教育大綱

あるべき  
未来の姿

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

## 中長期的に目指すゴール

3  
すべての人に  
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

4  
質の高い教育を  
みんなに

包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合(※1)	37.4%	45%
成人の週1回以上のスポーツ実施率(※2)	31.3%	50%

※1 令和2年度までは「日ごろから生涯学習に取り組む市民の割合」

※2 令和2年度までは「日ごろからスポーツを行っている市民の割合」

## 現状と課題

- 公民館・図書館において積極的に生涯学習を推進し、市民の活発な学習・実践活動を支援しています。情報化社会等が進展する中で、あらゆる場所・時間・方法で、全世代が切れ目なく学び続けることができる環境づくりが必要であり、「新しい日常、新しい生活様式」に対応した、オンラインを活用した情報発信や講座等の提供など、柔軟性のある取組が必要です。
- 市民の学びや活動を支える人材の確保が課題となっています。生涯学習活動において、知識や経験、学びの成果を生かせる機会の充実と人材の発掘・育成が必要です。
- 図書資料の貸出数が増加傾向にあり、市民の豊かな暮らしや地域の活性化に役立っています。多様化する市民のニーズへの対応や、次代を担う子どもたちの豊かな心を養うため、幅広い資料の収集や読み聞かせ等の読書機会の充実、読書活動の推進に継続して取り組むことが必要です。
- 公民館・図書館等の施設・設備の効果的な長寿命化を図るため、充実した学習環境を享受できる施設の在り方を追求することが必要です。
- 茨城国体、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツへの関心が高まっています。日常の中でスポーツに親しむことが習慣化する「スポーツ・イン・ライフ」を目指した取組や、一般社団法人守谷市スポーツ協会との連携による市民の健康・体力づくりを推進し、成人のスポーツ実施率向上に取り組むことが必要です。さらに、子どもたちのスポーツ活動への支援強化、指導者育成を図るとともに、部活動指導の地域移行にも取り組む必要があります。
- 市民の芸術・文化活動は、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。世代を問わず日常的に音楽、美術、伝統芸能等に触れる機会を提供するため、守谷市文化協会のほか、市内・近隣のアーティストとの連携等新たな取組が必要です。
- 市内には県、市指定文化財があり、埋蔵文化財包蔵地が点在しています。文化財巡りの実施や守谷城址周辺の資源をまちづくりに生かすなど、郷土を知るとともに、保存・活用しようとする意識の高揚を図り、後世に継承していくことが必要です。

主管課	関係課
生涯学習課	中央図書館

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 学習機会と交流の場の提供</li> <li>▪ 学びと活動を支える人材の確保</li> <li>▪ 図書館サービスの充実</li> <li>▪ 子ども読書活動の推進</li> <li>▪ 計画的な生涯学習関連施設の整備</li> </ul> | <p>2 スポーツを楽しむ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツを気軽に楽しめる機会の創出</li> <li>▪ 子どものスポーツ活動の推進</li> <li>▪ スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進</li> <li>▪ スポーツを活用した地域活性化</li> </ul> |
| <p>3 心の豊かさを育む芸術・文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 芸術・文化に触れる機会の充実</li> <li>▪ 芸術・文化活動の支援</li> </ul>   | <p>4 歴史・文化資産の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 歴史・文化財を知る機会の提供</li> <li>▪ 歴史的資源を活用したまちづくりの推進</li> </ul>   |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「学びたい」「知りたい」という意欲を持って、学びや活動の場に参加します。</li> <li>● 学んだ成果を他の人や地域に広げ、互いに「できること」を生かします。</li> <li>● 子どもたちが本に触れる時間を確保し、読書習慣を養います。</li> <li>● 運動・スポーツに継続的に取り組み、心身の発達、健康・体力を保持します。</li> <li>● 子どもたちのスポーツ、芸術・文化活動を地域全体で応援します。</li> <li>● 芸術・文化の鑑賞や活動に積極的に参加します。</li> <li>● 歴史や伝統文化、自然などの資源に興味を持ち、文化財を大切にします。</li> <li>● 市内に保有されている文化財の情報を行政に提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の自主的な学びや活動の支援に努めます。</li> <li>● 子どもたちの健やかな成長に向けて、家庭教育、青少年健全育成、スポーツ・芸術・文化活動の支援に努めます。</li> <li>● 読書に親しむ機会を提供し、読書活動の充実に努めます。</li> <li>● 生涯学習関連施設を計画的に整備し、安全な学習環境の提供に努めます。</li> <li>● 心身の健康増進に向けて、気軽にできる運動・スポーツの実施を促進します。</li> <li>● 優れた音楽や伝統芸能等を鑑賞する機会を提供するとともに、ホール等の民間活力導入を検討し、芸術・文化活動の活性化に努めます。</li> <li>● 歴史や文化財を知る機会を提供し、貴重な文化資産の保護・活用に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 第四次守谷市子ども読書活動推進計画
- 文化財保護計画
- 守谷市公民館個別施設計画
- 守谷中央図書館個別施設計画

あるべき  
未来の姿

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

## 中長期的に目指すゴール

ジェンダー\*に基づく差別に  
終止符を打つ

- ▶女性活躍社会の実現
- ▶基本的人権の遵守



貧困をなくし不平等を是正する

- ▶様々なサービスへの平等なアクセスを実現



持続可能で平和な社会を構築

- ▶暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	72.2%	75%

## 現状と課題

- 「守谷市人権施策推進基本計画」に基づき、市民、事業者及び団体等と連携し、人権尊重の教育や啓発を行い、人権問題を知識として学ぶだけでなく、人権への配慮、態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。それぞれの多様性を認めあう社会づくりに取り組む必要があります。
- 「守谷市第三次男女共同参画推進計画」に基づき、広報等による啓発活動や講座、研修を継続的に実施していくことで、男女共同参画意識のさらなる向上を図ります。また、性的マイノリティ\*を正しく理解することにより、いきいきとした共生社会づくりに取り組む必要があります。
- あらゆる人に対する虐待やパートナーへの暴力(DV)の撲滅のため、啓発・周知活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、虐待等の未然防止や早期解決を図ります。また、児童虐待の対応については、子ども家庭総合支援拠点の関係機関と連携し、子どもたちが安心安全な生活が送れるよう、家庭内の環境調整に取り組んでいきます。
- 高齢者の権利擁護業務\*は、地域包括支援センターと市の連携の下、適切に対応しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた姉妹都市交流事業や守谷市国際交流協会の事業については、今後の国際交流の在り方を再考するとともに、国際交流事業を再開し、子どもから高齢者までが、気軽に参加できる国際交流の場の創出に向けて取り組む必要があります。
- 対象となる方が成年後見制度\*を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い、制度の周知に取り組む必要があります。
- 英語圏に偏らず広く外国人住民に情報を提供するために、やさしい日本語による情報の発信や職員向けのやさしい日本語研修を実施しています。
- 障害者差別解消法に基づき、障がい者への合理的配慮が求められています。

主管課	関係課
人権推進課	市民協働推進課、社会福祉課、のびのび子育て課、健幸長寿課、学校教育課、生涯学習課、教育指導課

## 実現のための取組

### 1 人権尊重意識の向上

- 人権教育講演会、職員研修会、相談事業の実施
- 人権週間に合わせた街頭啓発の実施
- 市民全体の人権尊重意識の高揚を図る啓発の推進
- 多様性の尊重意識を図るための啓発活動の推進

### 2 男女共同参画意識の向上

- 市民や事業者に対する啓発の推進
- 相談窓口の設置や推進体制の強化
- 男女共同参画推進委員会の開催
- 性的マイノリティに関する理解と啓発の推進

### 3 虐待などの人権問題の解消

- 関係機関との連携強化
- 児童及び高齢者、障がい者、パートナー間での虐待の発生防止と早期発見
- 虐待予防、育児不安に対応できる健診・相談・訪問の充実
- 家族介護者への支援

### 4 国際交流の推進

- 姉妹都市交流の充実と市民参加の国際交流・国際理解事業の推進
- 国際交流団体の支援
- 市内在住外国人との多文化交流の促進、地域社会への参画促進
- 多文化共生社会の実現に向けた意識啓発とボランティア人材の確保
- 国際交流団体と連携した外国人のコミュニケーション支援の推進
- 行政情報の多言語化・やさしい日本語での情報発信の強化

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、差別意識の解消に努めます。</li> <li>● 市民は男女共同参画の意識を持ち、性別役割分担意識をなくすよう努めます。</li> <li>● 事業者は、男女共同参画への理解を深め、事業所内の男女差別の解消や人権意識を高め、ハラスメントの防止や合理的配慮を行うように努めます。</li> <li>● 守谷市国際交流協会等の活動団体は、国際交流を推進するとともに、市が行う市内在住外国人のコミュニケーション支援等についても協働で取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権尊重に関する啓発及び教育を推進します。</li> <li>● 人権侵害や差別があった場合は、早期に実態を確認し、被害者の救済措置を講ずるとともに、発生要因を解消し、再発防止に努めます。</li> <li>● 多様性を尊重するための啓発活動を推進します。</li> <li>● 国際交流・国際理解の機会を積極的に設け、市民参加を促します。</li> <li>● 守谷市国際交流協会等の活動を支援するとともに、連携して国際交流の推進に取り組みます。</li> <li>● 多文化共生社会の実現に向け、市内在住の外国人のコミュニケーション支援等に取り組みます。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市人権施策推進基本計画
- 守谷市第三次男女共同参画推進計画

あるべき  
未来の姿高齢者が安心して暮らし  
社会参加や支え合い活動が活発になる

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自立高齢者の割合	87.6%	88%
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している高齢者の割合	40.6%	45%

## 現状と課題

- 高齢化が進む中で、サロン\*活動等高齢者の活動の場が広がるよう、生涯学習・スポーツ・地域における交流活動を活性化することが重要となります。また、高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし、社会的役割を持って活動・活躍する場が必要であり、さらに地域活動を担うリーダー的人材の確保が求められます。
- 高齢者の増加に伴い、高齢者の運動機能や栄養状態の改善と共に、生活機能の改善を通じて一人ひとりの生きがいや生活の質の向上を図ることが求められています。今後は、元気で自立した生活のために、高齢者自身が介護予防に関心をもち、自主的に取り組めるよう、行政と地域、関係機関が協働で高齢者の健康づくりや介護予防事業を支援する体制が必要となります。
- 高齢化率は年々上昇しているため、団塊世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、医療保険や介護保険制度が維持できるよう、健康診査の受診やかかりつけ医\*を持つことが必要となります。
- 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が増加傾向であり、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える各種サービスの充実や高齢者のニーズに合わせた適切なサービスの提供が必要となります。また、公的サービスだけでは解決が難しい生活課題も生じており、地域の見守り体制や支え合い活動等を充実させていくことが重要となります。

主管課	関係課
健幸長寿課	市民協働推進課、保健センター、国保年金課、介護福祉課、生涯学習課

## 実現のための取組

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 生きがいづくりの機会と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域における交流活動の促進</li> <li>▪ 社会参加の促進及び生きがい活動の担い手育成</li> </ul>                                 | <p>2 高齢者の介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域や関係機関との協働によるフレイル<sup>*</sup>予防の推進</li> <li>▪ 多様な介護予防事業の推進</li> </ul> |
| <p>3 高齢者福祉サービスによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢者の生活課題への対策</li> <li>▪ 住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の構築</li> <li>▪ 地域の見守り体制や支え合い活動等の充実</li> </ul> | <p>4 介護保険制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 介護（予防）給付の適正化の推進</li> <li>▪ 安心して暮らし続けるための安定的なサービス提供の確保</li> </ul>      |
| <p>5 後期高齢者医療制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療と介護の連携による保健事業の推進</li> <li>▪ 後期高齢者医療広域連合との連携による医療制度の適正化</li> </ul>                          |  |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立した日常生活が維持できるように、積極的に介護予防に取り組みます。</li> <li>● 高齢者が積極的に地域で活動に参加できるよう、地域ぐるみで協力します。</li> <li>● 地域の支え合い・助け合い活動に参加します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防を地域や関係機関との協働で取り組みます。</li> <li>● 高齢者の通い（集い）の場を支援します。</li> <li>● 地域の支え合い活動が進むよう支援します。</li> <li>● 地域包括ケアシステム<sup>*</sup>を推進します。</li> </ul>

## 個別計画

- 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

あるべき  
未来の姿

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

## 中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう  
 全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を  
 全ての人々の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	52.0%	60%
安心して生活ができると感じている障がい者(保護者)の割合	70.0%	72%

## 現状と課題

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、子育てや介護における支援が必要な人など、一つの世帯で様々な課題を抱えている世帯があり、ボランティアを含めた多方面からの支援が必要な人が増えてきています。そのため、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進や、様々な要因で支援が必要な人が地域で安心して生活するための体制整備が求められており、地域の支援体制や制度の枠を超えた包括的支援体制の構築に取り組む必要があります。
- 様々な生活環境の変化から、交流する場の確保を含めた子ども食堂や食事の配布などの子どもの食事支援が始まっています。また、離職などによる生活困窮者が増加してきており、今後は、生活や就労などの相談支援を充実していく必要があります。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、グループホーム\*や一般住宅などへの移行支援が求められています。また、発達に心配のある子どもや、障がいのある子ども、ない子ども全てが地域で一緒に生活していけるよう、地域全体でインクルージョン\*推進に取り組む必要があります。
- 医学の進歩により、地域で生活する医療的ケア\*が必要な子どもが増えています。そのため医療的ケアへの支援体制の拡充とともに、発達段階での指導や訓練が必要な子どもへの支援の拡充が求められています。
- 年々、医療の給付費が増加しており、社会保障費の負担が重くなっています。そのため、保険料の収納率の向上や医療費の適正化等を含め、財政の健全運営に引き続き取り組む必要があります。

主管課	関係課
社会福祉課	納税課、市民協働推進課、のびのび子育て課、保健センター、 国保年金課、健幸長寿課、建設課、教育指導課

## 実現のための取組

<p>1 地域福祉活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各地域の福祉活動の活性化</li> <li>▪ 地域間の福祉活動の連携強化</li> </ul>	<p>2 地域福祉活動の担い手育成と活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民の福祉意識の高揚</li> <li>▪ 地域住民のつながりと地域活動の支援</li> <li>▪ 地域福祉活動の担い手育成</li> <li>▪ 地域福祉活動の場の支援</li> </ul>
<p>3 セーフティネット※による自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活困窮者の生活環境改善と自立支援</li> </ul>	<p>4 在宅生活への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 障がい児者への在宅生活、社会生活への相談・支援</li> <li>▪ 障がい児者へのサービスの質の確保</li> </ul>
<p>5 障がい児者の生活の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在宅生活が難しい障がい児者の生活の場の確保</li> <li>▪ 地域で生活する場所の充実</li> </ul>	<p>6 療育・相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 療育などが必要な子どもの早期発見・早期対応</li> <li>▪ 保護者への相談対応の充実</li> </ul>
<p>7 医療費の経済的負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療費助成制度の周知及び推進</li> </ul>	<p>8 国民健康保険制度の安定運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 医療費適正化の推進</li> <li>▪ 健全な財政運営の推進</li> </ul>

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支え合い、助け合う地域福祉活動に参加します。</li> <li>● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動に積極的に参加します。</li> <li>● 障がい児者への理解を積極的に深めます。</li> <li>● 障がい児者の社会参加を支援します。</li> <li>● 事業者として、障がい児者への必要となる合理的配慮を行います。</li> <li>● 自分の健康管理を適切に行い、疾病予防や適正な受診に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉の理解を深めてもらえるよう啓発していきます。</li> <li>● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動を支援します。</li> <li>● 生活困窮者に、状況に応じた適切な支援を行います。</li> <li>● 障がい児者福祉の啓発に努めます。</li> <li>● 障がい児者が生活するための支援体制を構築します。</li> <li>● 各種制度の普及・周知に努めるとともに、制度改正などに対し、円滑な対応を図ります。</li> </ul>

## 個別計画

- 第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 第3期守谷市障がい者福祉計画
- 第6期守谷市障がい福祉計画
- 第2期守谷市障がい児福祉計画
- 第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画

あるべき  
未来の姿

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
健康寿命	男性 81.0 歳 女性 85.3 歳	男性 81.2 歳 女性 86.3 歳
心身ともに健康だと感じている市民の割合	75.2%	80%

## 現 状 と 課 題

- 「第三次健康もりや21計画」に基づき、市民の健康増進を図ります。
- 健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えることが必要です。特に特定健康診査（国保加入者）において、40歳～64歳までの受診率が低い状況にあることから、生活習慣病の早期発見のためにはその世代の受診率を伸ばしていくことが必要です。
- 生活習慣予防に関する知識の普及や、生活習慣病のリスクが高い方への指導を実施します。なお、病気の早期発見や予防のため、気軽に相談に応じてもらえるかかりつけ医を持つことが必要です。
- 偏食や食塩の過剰摂取を改善し正しい食生活の啓発を推進するために、食生活改善推進員及び関係機関と連携していきます。また、高齢者が元気で自立した生活が継続できるよう、健康づくりや食育の啓発（低栄養予防を含む）の取組を強化していくことが必要です。
- 気軽に取り組めるラジオ体操やウォーキングの実践を啓発し、運動習慣の定着を促進します。
- 新型インフルエンザ等の発生に備え、医療機関、国、県、近隣市町村と緊密な連携を図り、市民へ情報発信を行う体制を整えるとともに、その他の感染症の発生を予防するため、予防接種の実施や任意予防接種の助成、感染症の予防啓発を行います。
- 休日・夜間の大人と小児の救急医療は、それぞれ輪番制で対応しています。

主管課	関係課
保健センター	のびのび子育て課、国保年金課、健幸長寿課、北園保育所、土塔中央保育所、すくすく保育課、学校教育課

## 実現のための取組

### 1 健康的な生活習慣の推進

- 第三次健康もりや 21 計画の推進
- がん検診受診率の向上を図る、受診勧奨通知の実施
- 糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施
- 特定健康診査の実施とメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の保健指導の実施
- 運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため講座・教室の開催

### 2 食育の推進

- 食生活改善推進員の養成と活動の支援
- 保育所や学校等との連携による正しい食生活の理解や望ましい習慣の推進

### 3 感染症の予防・拡大防止

- 各種予防接種の実施と接種率の向上
- 正しい感染防止対策の周知

### 4 地域医療体制の確保

- 休日・夜間における救急患者の医療の確保と地区医師会との連携

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康づくりに関する各種教室や講座等を積極的に利用します。</li> <li>● がん検診、健康診査等を毎年受診します。</li> <li>● ウォーキングやラジオ体操などの運動に積極的に取り組みます。</li> <li>● マスク、手洗いや手指消毒等、個人のできる感染対策を実践します。</li> <li>● 健康的な生活習慣を実践します。</li> <li>● 「かかりつけ医」を持ちます。</li> <li>● 一人ひとりが、食に関する知識を持ち、1日3食の食事を摂ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受診しやすい検診(健診)体制を構築します。</li> <li>● 正しい食生活と健康づくりについて情報発信するとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携した取組を進めます。</li> <li>● 予防接種の実施や感染症発生情報の収集・提供により感染予防に努めます。</li> <li>● 市民が安心して医療を受けられる体制を維持します。</li> <li>● 生活習慣病予防のための保健指導の実施や啓発活動を強化します。</li> </ul>

## 個別計画

- 第三次健康もりや 21 計画

あるべき  
未来の姿思いやりを持って知恵を出しあい  
身近な課題を解決していく

## 中長期的に目指すゴール



## 持続可能で平和な社会を構築

- ▶ 暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶ 個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市民や市民活動団体等が地域の活性化や課題解決に取り組んでいると思う市民の割合	47.4%	60%

## 現 状 と 課 題

- 各地区においてまちづくり協議会が設立され、地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。市は、まちづくり協議会に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を展開しています。また、自治会・町内会に対しては、各種支援を行うとともに、市内158自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催しています。
- 近年、自治会・町内会の加入率が低下傾向にあることから、自治会・町内会への支援策を継続しつつ、守谷市自治会連絡協議会と連携した加入促進策の強化とともに、地域活動離れが進んでいる傾向にある子育て世代が参加しやすい活動の展開など、加入率低下の要因となっている課題の解決に取り組む必要があります。また、高齢化が急激に進む地区においては、助け合い・支え合いの活動が必要です。
- 市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などの活動を行う「もりや公益活動促進協会」が設立され、市と連携し市内の公益活動を支援・促進しています。
- 「もりや市民大学」を開講し、協働のまちづくり\*の担い手を育成しています。
- 市民にまちづくりへの参画をより身近なものと感じてもらえるよう、公式HPや広報紙の充実のほか、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、市民生活総合支援アプリMorinfo\*などの多様な媒体で市の情報を発信しています。広聴活動においても、公式HPやメール、封書による提案制度のほか、市長との対話、Morinfoによる意見聴取、パブリック・コメント\*、アンケート調査等、多様な手段で意見収集を行っています。
- 今後も、年代別の特徴に応じた情報送受信を行うなど広報・広聴手段を拡充させ、全世代に市政情報や市の魅力を届けることが必要です。

主管課	関係課
市民協働推進課	総務課、社会福祉課、秘書課、デジタル戦略課

## 実現のための取組

### 1 地域コミュニティの充実

- 自治会・町内会同士が情報交換し連携できる場や仕組みの創出
- 自治会・町内会への加入促進
- まちづくり協議会の活動支援の充実
- まちづくり協議会と自治会・町内会の連携強化
- 助け合い・支え合い活動の活発化
- 行政と社会福祉協議会の連携した支援の展開

### 2 公益活動の促進

- もりや公益活動促進協会の活動の活発化
- 守谷市民活動支援センターの役割強化
- 市民活動団体の増加・活動の活発化

### 3 協働のまちづくりの推進

- もりや市民大学による協働のまちづくりの担い手育成の促進
- 市民、市民活動団体、事業者等の協働活動の支援強化
- 関係人口\*拡大による新たな協働の創出

### 4 シティプロモーション\*の推進

- 庁内及び市民・市民活動団体等を対象とするインナープロモーション\*の強化
- 対象や目的に応じた多様な媒体・手法による情報送受信の展開

### 5 広聴・情報公開の充実

- 市民からの意見・提言の受付と迅速・丁寧な対応の実施
- パブリック・コメント制度、審議会公開制度等の適正運用

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域に関心を持って、積極的に活動に参加します。</li> <li>● 市民や市民活動団体は、自らが協働で実施する活動を考え、展開します。</li> <li>● 地域の魅力に気付き、守谷への共感度を高め、誇りを持ちます。</li> <li>● 市民一人ひとりが魅力発信の担い手となります。</li> <li>● 市に対し意見、提言を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会・町内会、まちづくり協議会、市民活動団体の活動を支援します。</li> <li>● 様々な活動に協働で取り組みます。</li> <li>● 必要な情報を積極的に提供します。</li> <li>● 市民にとって必要な情報や、市への誇りにつながるような魅力発信を行います。</li> <li>● 市民からの意見・提言を的確に把握するとともに、迅速・丁寧に対応します。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市シティプロモーション戦略プラン

あるべき  
未来の姿

## 市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

## 中長期的に目指すゴール

17

パートナーシップで  
目標を達成しよう

## パートナーシップによる持続可能な社会の実現

- ▶ 協力体制強化による情報通信技術の浸透
- ▶ 共有のビジョンのもとでパートナーシップを醸成

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
目標値を達成できた、施策の成果指標の割合	39.02%	100%
電子申請の年間利用件数	18,284 件	40,000 件

## 現 状 と 課 題

- 行政評価における成果指標の目標値達成率が低い水準であるため、目標管理の徹底を図る必要があります。改めて行政評価の意義の共有や成果指標の達成に向けた体制構築が必要です。また、行政改革については、行政経営の適正な執行を進めていくとともに、DX\*の推進によるさらなる事務処理の効率化が必要です。今後、大規模修繕計画に基づく改修により一時的に事業費が上昇するなどの様々な課題に対応し、持続可能な財政運営を行っていくためには、より一層の歳入確保と歳出抑制により財源を生み出していくとともに、職員の意識改革が必要です。
- 税負担の公平性の維持と自主税源の確保においては、収納率の向上が重要であることから、効率的・効果的な滞納処分を進めていくとともに、市税の納付方法について、納税者が納税しやすい環境の整備が必要です。
- 仕事等で強いストレスや不安を感じている職員が増加傾向にあり、職場におけるメンタルヘルス対策が課題となっています。また、新たな人事評価制度について、制度の理解度及び納得度が不足しているため、説明会を行うとともに意見を聴取し、継続して制度の改良を行う必要があります。さらには、職員の階層に応じた研修や、専門性を高めるための研修などを実施してきましたが、今後は、選ばれる自治体であるために、さらなる人材育成に努める必要があります。
- 事務処理の効率化のため、AI-OCR\*を導入し保育所入所業務等で検証を行いました。これから超スマート社会\*「Society5.0\*」の到来を見据えた行政のデジタル化やコロナ禍を経た非接触型の社会形成の中で、利用者が利便性を実感できるよう DX を推進する必要があります。
- マイナンバーカードを利用したオンライン化が検討されており、変化への対応が必要です。証明書の交付についても、非対面かつ場所や時間の自由度が高いコンビニ交付を更に推進していくほか、ICT の活用による窓口や電子申請に向けたデジタル化が望まれています。その一方、令和4年6月開始の「おくやみ窓口」など、内容が複雑で質問のやり取りや説明を必要とする業務は窓口で一元的に受け、市民に寄り添ったきめ細やかな対応も必要です。

主管課	関係課
企画課	総務課、税務課、納税課、管財課、総合窓口課、市民協働推進課、秘書課、財政課、デジタル戦略課

## 実現のための取組

<p>1 計画行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価の実施・公表</li> <li>目標管理の徹底</li> </ul>	<p>2 健全な財政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資源の積極的な活用</li> <li>持続可能な財政運営ができる体制づくり</li> <li>ふるさとづくり寄附金事業の推進</li> </ul>
<p>3 収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収納率の向上</li> <li>市税に関する啓発活動</li> </ul>	<p>4 公有財産の有効活用と適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未利用地の利活用の可能性検証</li> <li>安全確保措置などの取組の徹底</li> </ul>
<p>5 柔軟で効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズに合わせた組織の改編</li> <li>職員定数管理</li> </ul>	<p>6 適正な人事管理と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策</li> <li>人事評価制度の充実</li> <li>職員研修の充実</li> </ul>
<p>7 ICT（情報技術）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務処理の効率化(AI-OCRの活用、RPA*の導入)</li> <li>庁内ネットワークシステムの管理運営の充実</li> <li>Morinfo の運営管理の充実</li> </ul>	<p>8 市民の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの交付推進</li> <li>コンビニ交付の利便性向上</li> <li>おくやみ窓口等の市民手続きの支援の推進</li> </ul>

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の行政運営を理解し、行政の効率化に協力するとともに、提案・提言を行います。</li> <li>● 市の財政状況を理解し、財政運営の健全度を注視します。</li> <li>● 納税義務を果たします。</li> <li>● 市民ニーズに柔軟に対応できる組織体系となっているか注視します。</li> <li>● 市民ニーズに職員が的確に対応できているか注視します。</li> <li>● DX 推進に協力し、積極的に活用します。</li> <li>● 電子申請やコンビニ交付などを活用します。</li> <li>● マイナンバー制度を理解し、積極的に活用します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務事業の効率化と行政改革を推進します。</li> <li>● 市の財政状況をお知らせします。</li> <li>● 成果を重視した効率的・効果的な財政運営を行います。</li> <li>● 収納率の向上を図るとともに、市税に関する啓発活動を行います。</li> <li>● 市民サービスを向上させるため、組織体系を随時見直していきます。</li> <li>● 最小の人員で最大の効果が挙げられるよう、職員の資質向上に努めます。</li> <li>● 守谷市 DX 推進計画に基づき、DX を推進します。</li> <li>● マイナンバーカードを活用した、より利便性の高いサービスを提供します。</li> <li>● おくやみ窓口等により、市民に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供します。</li> </ul>

## 個別計画

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市財政計画</li> <li>守谷市公共施設等総合管理計画</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>守谷市定員適正化計画</li> <li>守谷市 DX 推進計画</li> </ul> |
|---|---|

あるべき  
未来の姿

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

中長期的に目指すゴール



包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得



手ごろで信頼できるエネルギーを確保する

- ▶環境負荷の低い持続可能なエネルギーの利用促進



持続可能な生産と消費を確保する

- ▶地産地消の推進
- ▶廃棄物の発生防止と削減



グローバル資源である海洋を保全し活用する

- ▶汚染のない美しい河川と生態系の維持



水と衛生へのアクセスを安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



安全でかつ持続可能な都市として発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



気候変動対策に取り組みつつ自然災害への対応力を強化する

- ▶温室効果ガス※排出抑制を推進
- ▶地域の防災力向上と支援体制の強化



生物多様性※を維持し生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	83.3%	84%
常総環境センターへのごみ搬入量(1人1日当たり換算)	672g/人・日	663g/人・日

現状と課題

- 空き地の雑草対策、ペットのふんや吸い殻のポイ捨て等の生活公害の発生防止を図るため、継続的にマナー向上を目指した取組を行う必要があります。特に、犬・猫の飼養におけるマナー違反により、周辺環境に悪影響を及ぼす事例が増加しているため、飼養方法の周知徹底やマナー向上を図る必要があります。
- 市民が安全・安心な生活を営めるよう、水質・騒音・振動や空間放射線量の現況を調査・把握し、公害発生時の速やかな対応や測定結果の公表が求められており、適宜実施しています。
- 地球温暖化対策として、「ゼロカーボンシティ※」を表明するとともに、守谷市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、目標の達成に向けた取組を推進しています。今後は温室効果ガスの排出抑制を総合的かつ計画的に推進するため、市域における自然的社会的条件に応じた「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定し、効果的かつ重点的に施策を推進する必要があります。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、市民、事業者と行政が協働して削減に取り組む必要があります。また、環境負荷を軽減しカーボン・オフセット※への取組を推進するため、再生可能エネルギー※の積極的な導入や普及促進、施設等における温室効果ガスの吸収・固定効果の高い樹木の植栽等による緑化の促進が必要です。そして、市民一人ひとりが環境に配慮した行動をとれるような、幅広い年齢層にわたる環境教育・学習が重要であり、環境の仕組みや施策について学ぶ機会・場の提供や情報の発信が重要となっています。

主管課	関係課
生活環境課	管財課、経済課、交通防災課、都市計画課、建設課、生涯学習課

- 市民・事業者等との協働による利根川河川敷クリーン作戦や、自治会・町内会との協働による環境美化の日を実施していますが、未だに粗大ごみ等の不法投棄が発生しており、関係機関との連携による対策の強化が求められています。
- 人口の増加に伴い、常総環境センターへのごみ搬入量\*が増加しているため、分別（5種16分別）を徹底し、可燃ごみ・不燃ごみの減量化を図る必要があります。また、食品ロス\*の発生が増加傾向にあるため、削減に向けた市民・事業者等の意識向上等の取組を推進する必要があります。さらには深刻化する海洋汚染をくい止めるためにも、プラスチック製品の適切な管理や廃棄、プラスチックごみの減量化について取組の徹底が急務となっています。
- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めた目標の達成に向け、計画に基づく施策について、市民、事業者と行政が協働して取り組む必要があります。さらに、循環型社会\*の形成を図るため、5R（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse、Repair）の取組に係る情報発信・普及啓発に努め、ごみの排出抑制と再資源化の促進に向けた取組が必要です。また、ごみの排出困難者（高齢者、体が不自由な方）が適切にごみの排出を行えるよう、支援や収集体制の検討が必要です。
- 大規模な地震や風水害等により災害廃棄物が発生した場合は、「守谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかに体制を整備し、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

## 実現のための取組

### 1 生活公害・産業公害の防止

- 空き地の雑草やポイ捨て等の生活公害への対応と解決支援
- 水質・騒音・振動等や放射能汚染状況の調査と情報公開
- 犬・猫の飼養方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

### 2 ゼロカーボンシティの推進

- 守谷市役所地球温暖化対策実行計画、地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく施策の展開
- 再生可能エネルギーの利用促進及び市民・事業者への普及啓発
- 住宅地や工業地、商業地等における緑化促進によるカーボン・オフセットへの取組推進

### 3 環境保全活動の推進

- 第2次守谷市環境基本計画に基づく施策の展開
- 環境美化活動の展開及び不法投棄対策の推進

### 4 ごみの減量化

- ごみ分別（5種16分別）への取組促進
- 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

### 5 再資源化への取組

- ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
- 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発

### 6 廃棄物の適正処理

- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開
- ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底

## 役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギーの利用を進め、地球温暖化対策に有効な活動に率先して取り組みます。</li> <li>● 温室効果ガスの排出量が少ないライフスタイルに転換します。</li> <li>● 自動車購入時には、可能な限りクリーンエネルギー車*を選択します。また、公共交通機関の利用に努めます。</li> <li>● 住宅等に温室効果ガスの吸収や固定に効果の高い樹木を積極的に植栽します。</li> <li>● 環境問題に対する知識向上と理解促進に積極的に努めます。</li> <li>● 道路や公園等へのポイ捨ての発生抑制や不法投棄の防止に関心を持ち、地域の環境美化活動に取り組みます。</li> <li>● ごみ排出のルールを守り、適切に分別するとともに、ごみの資源化に取り組みます。また、ごみ集積所を適切に維持管理し、効率的な収集運搬に協力します。</li> <li>● 使い捨て商品の使用抑制や食品ロスの削減など、ごみの排出抑制に努めます。</li> <li>● ごみの5Rに対する知識向上と理解促進に努め、資源のリサイクルに取り組みます。</li> <li>● リユース品やリサイクル品、環境に配慮した商品を積極的に使用します。</li> <li>● 災害廃棄物が発生した場合は、市が指定する分別方法に基づき、適正にごみを排出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公衆衛生の向上と生活環境の保全のため、第2次守谷市環境基本計画に基づく施策を推進します。</li> <li>● 脱炭素社会*の実現に向けて、各実行計画に基づく施策を展開するとともに、情報発信・普及啓発を行います。</li> <li>● 公共施設における設備の省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入、公用車のクリーンエネルギー車への転換を推進します。</li> <li>● 市域における緑化を推進するため、温室効果ガスの削減等に効果のある樹木の植栽等に対する支援を検討します。また、公共公益施設においても、積極的に緑化を推進します。</li> <li>● 森林環境譲与税*を活用した国産木材の利用を促進します。</li> <li>● 環境保全に関する普及啓発や情報発信に取り組むとともに、良好な自然環境と生物多様性の保全を推進します。</li> <li>● 各地区での環境美化活動に対するごみ袋の配布、回収等の支援を行うとともに、関係機関と連携して不法投棄の防止に取り組みます。</li> <li>● ごみの排出抑制や再使用、再資源化に係る情報発信・啓発活動に努めます。</li> <li>● ごみの5Rを総合的に推進するとともに、積極的に情報発信・普及活動を行い、市民・事業者の参画の促進を図ります。</li> <li>● 守谷市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正に収集し、円滑かつ迅速に処理します。</li> </ul>

## 個 別 計 画

- 第2次守谷市環境基本計画
- 守谷市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 守谷市災害廃棄物処理計画（震災編）



あるべき  
未来の姿

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

## 中長期的に目指すゴール

安全でかつ持続可能な  
都市として発展する

- ▶ 快適で便利な居住環境
- ▶ 市民参加による災害に強い安全都市

気候変動対策に取り組みつつ  
自然災害への対応力を強化する

- ▶ 温室効果ガス排出抑制を推進
- ▶ 地域の防災力向上と支援体制の強化

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自主防災組織の活動カバー率	75.7%	83%
防災訓練の参加率	3.1%	15%

## 現状と課題

- 危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減するため「守谷市国土強靱化地域計画\*」、 「守谷市地域防災計画\*」、 「守谷市国民保護計画\*」を策定しました。これらの計画に基づき災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域の防災行動力を高めることが必要です。
- 自主防災組織\*の結成率は、茨城県内の平均よりも低い水準となっています。また、災害に対する事前準備など、市民一人ひとりの防災意識にも課題が見受けられます。今後は、さらに自主防災組織の結成促進や育成を進めていくほか、幅広く啓発活動に取り組んでいくことが必要となっています。さらに、自然災害の激甚化、地震の高い発生率、感染症等の影響を考慮すると、リスクを回避・低減し、正しく恐れるためには、自助・共助及び避難を含めた多くの災害に対する啓発や訓練等が必要です。
- 感染症等の影響により、避難所開設作業が増大したため、まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織等と連携した避難所開設・運営が必要となったことに加え、避難者の安全確保のため、体調不良者や要配慮者の避難所が求められています。さらに、避難の多様化により、ペット避難所、自動車避難場所が求められ、これらをより円滑に運営するための訓練等が必要です。
- 頻発する自然災害に対応するため、「守谷市地域防災計画」に基づき、防災倉庫の充実及び備蓄品目・備蓄量の拡充が必要となっています。さらに地球温暖化による気温の上昇と感染症の発生は避難所環境に著しく影響することから、空調設備の設置が必要です。
- 災害対策本部及びサーバー等の非常電源は、庁舎自家用発電機で行いますが、現行の運転可能時間は8時間程度と短いほか使用可能範囲が限定されているため、運用時間の延長と庁舎内使用範囲拡大が必要です。
- 災害対策の多様化に伴い、市の強靱性及び対応能力の向上のため、多様な防災協定の締結が必要です。
- まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団と協働・連携し、避難行動要支援者が災害時に確実に避難できるような対応策の充実が必要です。

主管課	関係課
交通防災課	管財課、市民協働推進課、社会福祉課、介護福祉課、 健康長寿課、都市計画課、建設課、学校教育課

## 実現のための取組

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>1 市民の防災意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 自主防災組織の結成促進</li> <li>▪ 防災行動力の向上</li> <li>▪ 自助・共助及び避難等を含めた最新の防災知識の周知</li> <li>▪ 市民と協働・連携した避難所開設・運営の訓練</li> <li>▪ 多様な避難所を円滑に運用するための訓練等</li> </ul> | <p><b>2 災害時における行政による支援体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 守谷市地域国土強靱化計画の PDCA</li> <li>▪ 受援計画*の策定</li> <li>▪ 防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充</li> <li>▪ 防災システムの維持管理・適切な情報発信・情報発信システムの周知</li> <li>▪ 避難所施設的环境整備</li> <li>▪ 多様な防災協定の締結</li> <li>▪ 庁舎自家用発電機の運用時間延長</li> </ul> |
| <p><b>3 避難行動要支援者の避難支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民等と協働・連携した避難行動要支援者の避難支援体制の整備</li> </ul>   |  |

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自らの身は自ら守るという意識を持ち、家庭備蓄（最低3日分（推奨1週間分））や非常持ち出し品の準備を行うなど災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。</li> <li>● 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助・救援活動を行います。</li> <li>● 自治会は、自主防災組織の結成に努めるとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、避難行動要支援者の把握に努めます。</li> <li>● まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団が協働・連携し、避難行動要支援者の避難支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防災組織の結成に向けた自治会の取組を支援するとともに、啓発活動を行います。</li> <li>● 被害・気象状況・災害情報を把握できるシステムを周知するとともに、災害が発生したときは、被害拡大防止のための行動を市民がとれるよう努めます。</li> <li>● 避難所における環境整備を進めるとともに、防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充を行います。</li> <li>● 市民と協働・連携した防災訓練等を実施して、市民の防災意識の高揚と地域との連携を強化します。</li> <li>● 多様な防災協定を締結します。</li> <li>● 市民等と協働・連携し、避難行動要支援者の援助体制を整備します。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市国土強靱化地域計画
- 守谷市地域防災計画
- 守谷市国民保護計画

あるべき  
未来の姿

## 市民生活の安全・安心が確保される

## 中長期的に目指すゴール

3

すべての人に  
健康と福祉を

## 全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

11

住み続けられる  
まちづくりを安全でかつ持続可能な都市として  
発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市

16

平和と公正を  
すべての人に

## 持続可能で平和な社会を構築

- ▶暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
火災発生件数	23件	19件
人口千人当たりの交通事故発生件数	1.8件 (令和元年度※)	1.5件
人口千人当たりの刑法犯認知件数	5.9件	5.1件

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

## 現 状 と 課 題

- 消防体制は、守谷市、常総市、つくばみらい市で常総地方広域市町村圏事務組合消防本部を組織しており、消防行政の効率化と基盤強化が図られています。しかし、火災及び死傷者が発生しているため、火災予防の啓発・広報と広域消防の円滑な連携の推進が必要です。
- 消防団員数が減少傾向にあることから早急に加入促進に取り組む必要があります。また、災害時における地域住民の安全・安心確保のため、地域防災力の中核となる消防団の活動は重要であることから、今後も災害時を想定した訓練を行い、備えることが必要です。さらに、消防団機械器具置場が老朽化していることに加え、消防団の活動拠点の必要性から、詰所機能を併せ持つ車庫を計画的に建設することが必要です。
- 高齢者のひとり世帯が増える傾向にあることから、安心して暮らせるよう自宅で急病や事故に遭った際の緊急の通報支援事業などの対応方を充実させていく必要があります。
- 救急搬送件数は増加傾向にあり、今後も人口増加と高齢化を見据え、引き続き広域消防と連携し、職員・市民への普通救命講習会の開催、AED\*の継続管理が必要です。
- 交通事故を減らすため、道路を利用する全ての人々が交通安全に対する意識を高め、交通ルールとマナーを守ることが大切です。そのため、交通安全教室、交通安全キャンペーンなどの啓発活動による交通安全運動を推進していきます。また、通学路の交通危険箇所や自治会等の要望箇所について、警察との協議を交えながら交通安全施設を設置・修繕し、交通事故発生リスクの低減を図っていきます。

主管課	関係課
交通防災課	経済課、市民協働推進課、社会福祉課、 健幸長寿課、建設課、学校教育課

- 刑法犯認知件数\*は減少傾向ですが、防犯連絡員や防犯パトロール隊等地域ぐるみの防犯パトロールと学校・保護者・地域による見守り活動を継続することで、さらに減少させていくことが必要です。また、防犯指導員を引き続き雇用し、防犯パトロールや防犯講話を実施して防犯意識の高揚を図る必要があります。今後、防犯カメラの使用期限を迎える外、水銀灯や蛍光灯が使えなくなるため、計画的に更新していきます。
- 市民が犯罪に遭わないよう、ニセ電話詐欺や不審者情報等、防犯情報を発信しています。引き続き、適時適切な配信を行い市民の安全・安心の確保に努めていきます。
- 消費生活に関する様々なトラブルの相談を受けるため、消費生活センターを設置し、市民の相談を受けています。巧妙化する手口による詐欺や契約トラブルが発生しているため、消費者トラブルの未然防止に向けた情報提供に努めていきます。

### 実現のための取組

<p><b>1 消防体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防車両器具の維持管理・更新</li> <li>▪ 消火栓等の消防施設の整備更新</li> <li>▪ 消防団施設の整備</li> </ul>	<p><b>2 救命・救急体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 応急措置に対する市民意識の啓発</li> <li>▪ 救急医療情報キット*の推進</li> <li>▪ ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業の促進</li> </ul>
<p><b>3 市民による防火対策の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消防団員への定期的な教育訓練などの実施</li> <li>▪ 防火対策の必要性についての市民理解の促進</li> </ul>	<p><b>4 交通安全施設等の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交通安全施設の整備及び計画的な維持管理</li> <li>▪ 小中学校通学路及び保育所・幼稚園散歩路の安全点検実施と対応</li> </ul>
<p><b>5 交通安全意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室の実施</li> <li>▪ 通学路補助員による街頭交通誘導及び指導の実施</li> <li>▪ 放置自転車の対応(撤去・駐輪指導の委託)</li> <li>▪ 自転車通学用ヘルメット購入補助</li> </ul>	<p><b>6 防犯意識の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 防犯連絡員、防犯パトロール隊との連携</li> <li>▪ パトロール活動や防犯街頭キャンペーンの実施</li> </ul>
<p><b>7 地域で行う防犯活動の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民パトロール活動の充実</li> <li>▪ 不審者情報や犯罪発生状況等の情報発信</li> </ul>	<p><b>8 まちの防犯機能の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 防犯灯・街路灯の更新・拡充、防犯カメラの更新・拡充</li> <li>▪ 防犯指導員の任用</li> </ul>
<p><b>9 消費者の安全・安心の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 消費生活相談の実施</li> <li>▪ 啓発活動、出前講座等の開催</li> <li>▪ ニセ電話詐欺に関する啓発活動の展開</li> </ul>	

## 役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消防団に入団し、地域の消防体制の強化に努めます。</li> <li>● 救急車の適正な利用に努めます。</li> <li>● 常に防火意識を持ち、消火器や火災警報器を設置します</li> <li>● 交通安全施設の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。</li> <li>● 交通ルールを守り、交通安全に努めます。</li> <li>● 一人ひとりが常に防犯意識を持ち、犯罪に遭わないように努めます。</li> <li>● 近所とのコミュニケーションを図り、パトロール活動などの防犯活動に協力します。</li> <li>● 防犯灯等の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。</li> <li>● 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。</li> <li>● 普通救命講習会の実施など、市民の救命救急知識の向上に努めます。</li> <li>● 自治会等の初期消火訓練に消防団を派遣します。</li> <li>● 交通事故防止のため、交通安全施設の整備及び維持管理を行います。</li> <li>● 交通安全啓発活動や交通安全教室を通して、市民の交通安全意識の高揚を図ります。</li> <li>● 警察や関係機関からの情報を市民に提供し、市民の防犯意識を高めます。</li> <li>● 警察や防犯活動団体等と連携し、地域の防犯活動を促進します。</li> <li>● 防犯灯・街路灯の整備及び維持管理を行います。</li> <li>● 消費生活センターの相談体制の充実と市民への周知、消費トラブルに関する情報の提供に努めます。</li> </ul>

## 個別計画

- 守谷市交通安全計画



あるべき  
未来の姿身近な自然を保全・活用した  
快適で持続可能なまちを実現する

## 中長期的に目指すゴール



水と衛生へのアクセスを  
安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



安全でかつ持続可能な都市として  
発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



生物多様性を維持し  
生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市街化区域面積	985ha	1,060ha
緑地率	47.41%	46%
インフラ(道路舗装・上下水道管路)の年間改善率	0.42%	0.35%

## 現状と課題

- 持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク\*のまちづくりを目指すため、守谷市立地適正化計画を策定しました。これに基づき、守谷駅周辺の未利用地の活用をはじめ、市街地へ民間施設を含めた各種都市機能や生活サービス機能、住宅等を誘導するとともに、交通アクセスを確保する必要があります。さらに、新たなまちの顔となる大野地区守谷 SA(サービスエリア)スマート IC(インターチェンジ)周辺地区の複合産業拠点\*整備や新守谷駅周辺の副次拠点\*整備、あわせて地区計画等による規制や空家の有効活用による都市環境の維持が求められています。
- 一方で、市街化調整区域では環境を守るための開発抑制が必要であり、美しい都市づくりのためには守谷市景観計画の普及・啓発、屋外広告物条例に基づく是正指導が重要です。また第二次守谷市緑の基本計画に基づき、保存緑地\*の指定や取得、市街地の公園整備などにより緑地を確保するとともに、自然環境保全・緑化活動の推進が必要です。
- 都市の基盤である道路や公共施設については、老朽化が進んでいることから適切な維持管理や計画的な更新及び耐震化対策を実施するとともに、近年頻発する水害への対策が急務となっています。
- 安心安全な水道水の供給と汚水の安定処理には、水質基準への適合が不可欠です。
- 交通網については、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する必要があり、バス利用減少に対する方策やモコバス、デマンド乗合交通の効率的な運営が課題となっています。さらに道路網について、都市計画道路、守谷 SA スマート IC の早期完成が求められています。

主管課	関係課
都市計画課	建設課、企画課、生活環境課、 経済課、上下水道課

## 実現のための取組

<p>1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 都市機能誘導区域*・居住誘導区域*への各種施設及び住宅の誘導</li> <li>▪ 守谷SAスマートIC周辺地区の複合産業拠点整備</li> <li>▪ 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備</li> <li>▪ 各拠点への交通アクセス性の向上</li> </ul>	<p>2 土地の適切な規制と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 高齢化社会に対応した市街化区域内の計画的土地利用の推進</li> <li>▪ 市街化調整区域における環境保全</li> </ul>
<p>3 空家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 空家バンク*の活用促進</li> <li>▪ 特定空家*等への対応強化</li> </ul>	<p>4 美しい都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 景観計画の普及・啓発と適正運用</li> <li>▪ 屋外広告物条例に基づく是正指導</li> </ul>
<p>5 緑地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市民との協働による身近な緑の保全・充実と活用の促進</li> </ul>	<p>6 公園・街路樹等の適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ インクルーシブ公園*の整備</li> <li>▪ 大径木*化した街路樹等の更新</li> </ul>
<p>7 水道水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 包括的施設管理委託*の拡充</li> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進</li> <li>▪ 水質基準への適合</li> </ul>	<p>8 汚水の安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 包括的施設管理委託の拡充</li> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進</li> <li>▪ 下水道放流水質基準への適合</li> </ul>
<p>9 雨水の適正排水</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 関連施設の適切な維持管理</li> <li>▪ 雨水マネジメントによる浸水対策の強化</li> </ul>	<p>10 健全な上下水道事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業会計事務のデジタル化推進による執行体制の補完</li> <li>▪ 上下水道料金の適正な徴収と経営状況等の積極的な公開</li> </ul>
<p>11 道路の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 道路の補修・改修の推進</li> <li>▪ 橋梁の計画的な維持管理</li> </ul>	<p>12 未改良道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活道路における拡幅・改良の実施</li> </ul>
<p>13 都市計画道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 都市計画道路坂町清水線、みずき野大日線、西口大柏線の整備推進</li> <li>▪ 守谷SAスマートICの早期開通</li> <li>▪ 都市軸道路利根川架橋、都市計画道路供平板戸井線の整備促進</li> </ul>	

## 役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについての理解を深めます。</li> <li>● 良好な街並み景観創出のためにルールを守ります。</li> <li>● 生態系保全の重要性を理解し、自然環境の保全に努め、水を大切にします。</li> <li>● 緑を大切にし、緑化や身の回りの環境維持に心がけます。</li> <li>● 道路や橋梁の異常に気付いた場合には、速やかに情報を提供します。</li> <li>● 公共交通を積極的に利用します。</li> <li>● 給排水設備を適切に管理し、漏水や汚水溢水の抑制に努めます。</li> <li>● 漏水やマンホールの段差、水質異常を発見したときは、速やかに情報を提供します。</li> <li>● 油や布等を下水道に流しません。</li> <li>● 大雨警報や洪水警報が発表されたときは、早めの避難を心がけます。</li> <li>● 上下水道料金を滞納しないように努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持続可能な都市構造への転換を進めつつ、秩序ある市街地形成のための都市計画を推進し、適切な指導を行います。</li> <li>● 屋外広告物を掲出する場合のルールや運用についての理解を促進します。</li> <li>● 協働による都市施設の適正な維持管理、更新を推進します。</li> <li>● 守谷 SA スマート IC の早期開通により、利便性を高めます。</li> <li>● 公園里親や維持管理団体にアンケートを実施し、団体が無理なく持続できる環境を提供します。</li> <li>● 計画的に道路の補修を進め、事故等に予防的な対応に努めます。</li> <li>● 将来にわたって持続可能な公共交通網を形成し、市内交通アクセスの向上を図ります。</li> <li>● 上下水道施設及び水質を適切に管理し、計画的に老朽化・耐震化対策を推進します。</li> <li>● 内水浸水を防止するため、排水樋管の操作基準を定めるとともに、大雨が予測されるとき早期警戒システムを構築します。</li> <li>● 効率的な上下水道事業の運営に取り組みます。</li> <li>● 正確かつ適切に上下水道料金を徴収します。</li> <li>● 3～5 年で上下水道事業の経営戦略*を見直し、適正な料金設定について確認します。</li> </ul>

## 個 別 計 画

- 守谷市立地適正化計画
- 守谷市都市計画マスタープラン
- 守谷市低炭素まちづくり計画
- 守谷市地域公共交通網形成計画
- 第二次守谷市緑の基本計画
- 水質検査計画書
- 守谷市橋梁長寿命化修繕計画
- 守谷市景観計画
- 守谷市耐震改修促進計画
- 守谷市空家等対策計画
- 守谷駅東口市有地利活用基本計画
- 守谷市水道事業経営戦略
- 守谷市公共下水道事業経営戦略
- 守谷市水道事業ビジョン
- 水道施設アセットマネジメント
- 下水道施設ストックマネジメント
- 農業集落排水施設最適整備構想



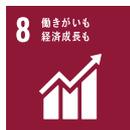
あるべき  
未来の姿

特色ある地場産業が活気づくとともに  
地域資源の魅力を展開する

中長期的に目指すゴール



生産性の高い農業により  
安定的に食料を確保する  
▶ 農業生産性向上の強化  
▶ 持続可能な資源活用



だれもが働きがいのある  
仕事を持つ機会を得る  
▶ 雇用機会の充実  
▶ 生産性向上と失業の減少



持続可能な産業と  
イノベーションの拡大  
▶ 新技術への投資の拡大  
▶ 産業活動での CO<sub>2</sub>削減



持続可能な生産と消費を確保する  
▶ 地産地消の推進  
▶ 廃棄物の発生防止と削減



生物多様性を維持し  
生態系サービスを楽しむ  
▶ 自然資源の保全・活用と魅力発信  
▶ 豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市内総生産額*の増加 (現状値 300,165 百万円を 100)	現状値を 100	110 (10%増)
地域資源(守谷野鳥のみち、 守谷駅前イベント等)の入込客数	225,173 人 (令和元年度※)	247,690 人

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

現状と課題

- 農地中間管理事業\*により担い手への農地の集積・集約を推進し、農用地の有効活用及び農業の生産性向上、農業経営の効率化を図る必要があります。さらに、生産性を高め安定した収入確保には、ICT や IoT 技術を活用したスマート農業\*を推進することが重要です。
- 農地は、農産物の生産機能以外に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しているため、農地の保全と有効的活用が重要です。
- 農業の担い手が減少傾向にあることから、次世代の担い手を確保するために、農業機械等の初期投資や安定した農業収入を支援する施策、新規就農者への技術サポートと経営支援を充実していく必要があります。さらに、都市型農業\*による地場農産物の地域内循環(地産地消)を推進し、農業生産の活性化を図るとともに、安全安心で新鮮な食材の持続可能な需給を形成する必要があります。
- 依然として軽減しない鳥獣による農作物の被害を防ぐため、令和3年度から鳥獣被害対策実施隊\*を結成し、有害鳥獣の捕獲強化を図っています。今後も県や関係機関と連携・協力し、農業被害の軽減・防止対策を推進する必要があります。
- 中小企業事業資金融資あっ旋事業により市内企業者の金融の円滑化を図り、市内事業者の事業継続を下支えし、雇用確保・創出を図っていく必要があります。
- 自然災害等への備えといち早い復旧を支援するため「中小企業強靱化法」に基づき、小規模事業者の「事業継続力強化」の取組を商工会と市が共同で支援していくことが必要です。

主管課	関係課
経済課	—

- 小規模企業は、市内の雇用や地域経済を支えています。経済のグローバル化、少子高齢化、働き方改革等の環境の変化により、厳しい経営環境にあります。小規模企業の持続的な発展が地域経済の活性化、市民生活の向上等に寄与することから、本市は商工会や地域金融機関などと連携・協力を推進し、小規模企業を継続的に支援する必要があります。その基本理念や役割を明確にするための小規模企業の振興に関する条例等の制定の必要があります。また、商工会は、本市の商工行政の一翼を担っているため、より一層の協力体制の強化を図り、支援する必要があります。
- 働き方の多様化が急速に進んだことから、テレワーク、時差出勤などの制度の導入・活用を促進し、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>社会の展開を推進していく必要があります。
- 守谷駅周辺における都市機能誘導区域の低未利用地等に商業施設を誘導し、守谷駅周辺の活気を図る必要があります。令和4年度にオープンする守谷駅東口市有地における商業施設の立地やオープンスペースの活用による、新たな賑わいの創出を図る必要があります。
- （仮称）新守谷駅周辺土地区画整理事業や（仮称）守谷 SA スマート IC 周辺土地区画整理事業の整備を強力に推進して、未来に向かって賑わいが創出されるよう、有効的な土地利用を検討していく必要があります。
- 貴重な地域資源である守谷野鳥のみち・守谷城址は、守谷市観光協会を中心に整備・保全に努めています。都心近接という地の利を生かし、地域の資源を活用し、集客人口を増加させ、活気あるまちを目指すことが必要です。

## 実現のための取組

### 1 農業の支援

- 農地の有効活用
- 農業の担い手の育成・確保
- スマート農業の推進
- 6次産業化<sup>\*</sup>の推進
- 地産地消の推進
- 持続可能な都市型農業の推進
- 農地の多面的機能の保全
- 有害鳥獣の捕獲強化と推進

### 2 商工業の発展

- 小規模企業の支援
- 地域商業の充実
- 市内商業活性化の推進
- 新たな産業拠点の創出と誘導
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- デジタル化の推進

### 3 地域資源の有効的な活用

- 守谷駅前の賑わいの充実
- イベントによる交流人口の増加
- グリーンインフラ<sup>\*</sup>の推進
- 野鳥のみちの保全と発信
- 地域資源の積極的な情報発信
- 持続可能な自然環境の活用

## 役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元農産物の消費に理解を深めます。</li> <li>● プライベートの充実と働きがいを両立します。</li> <li>● 賑わいと活気を生むまちの取組に参加し協力します。</li> <li>● 大切な地域資源に誇りを持ち、見守っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の持つ多面的機能の維持・保全に努めます。</li> <li>● 多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。</li> <li>● 商業の活性化を図り、賑わいを創出します。</li> <li>● 地域資源の創出と充実を目指し様々な取組を支援します。</li> </ul>

## 個 別 計 画

- 守谷市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針
- 農業農村整備事業管理計画
- 農業振興地域整備計画
- 守谷市農業基本構想
- 守谷市人・農地プラン
- 守谷市鳥獣被害防止計画
- 守谷市創業支援計画
- 先端設備導入計画に係る導入促進基本計画



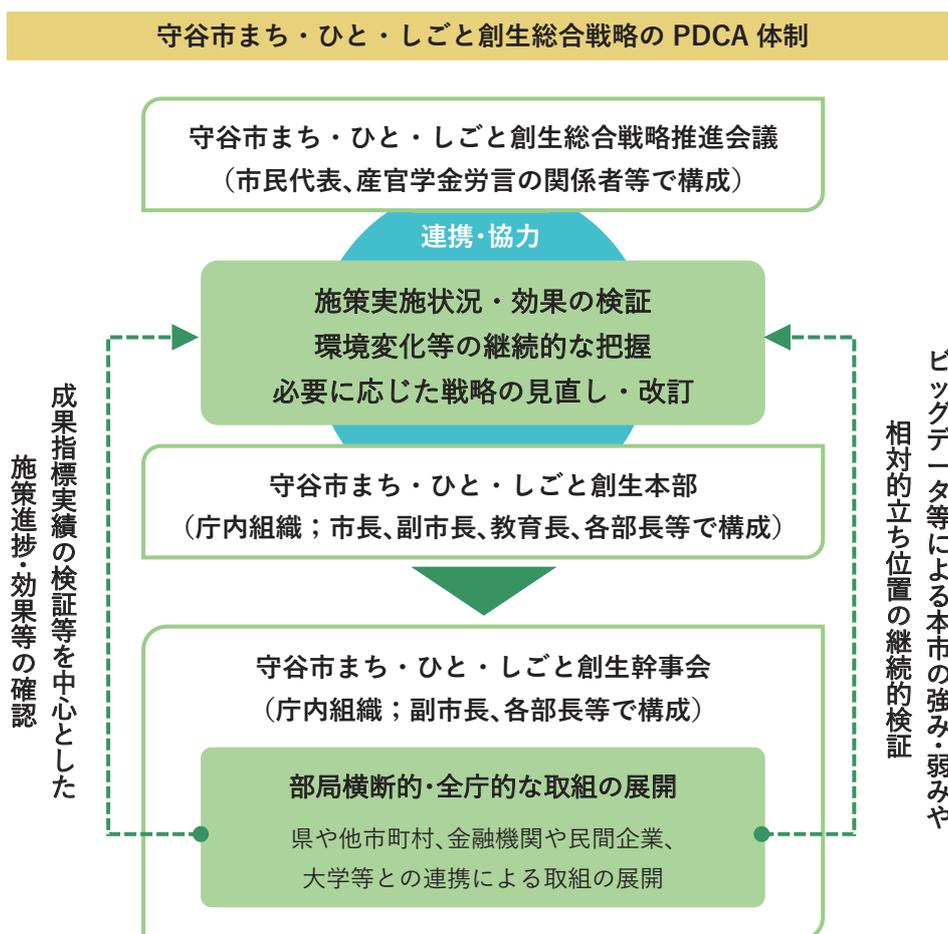


# 1 総合戦略の進行管理

総合戦略の進行管理に当たっては、その実効性を高めることを目的として、PDCA サイクルにより中長期的な視野で不断の改善を図っていきます。

具体的には、本戦略の進行状況や課題を客観的に把握するために設定した目標実現に向けた成果指標を管理するとともに、市民や各種団体等の参画による外部組織により各施策の効果について継続的な検証を行い、必要に応じて施策の見直しや戦略そのものの改訂を行います。

また、各種統計データ、ビッグデータ等を活用しながら、本市の現状と課題、強み・弱みや社会情勢の変化を把握し、施策の充実につなげていきます



## 2 基本計画の進行管理

基本計画の進行管理に当たっては、効果的かつ効率的な推進のため、PDCA サイクルを展開していきます。

### 【Plan ~計画~】

- ・基本構想は10年ごと、基本計画は5年ごとに策定します。
- ・将来像やまちづくりの目標を立案し、その実現のための施策と取組を設定します。

### 【Do ~実行~】

- ・基本計画の施策と取組を実行します。

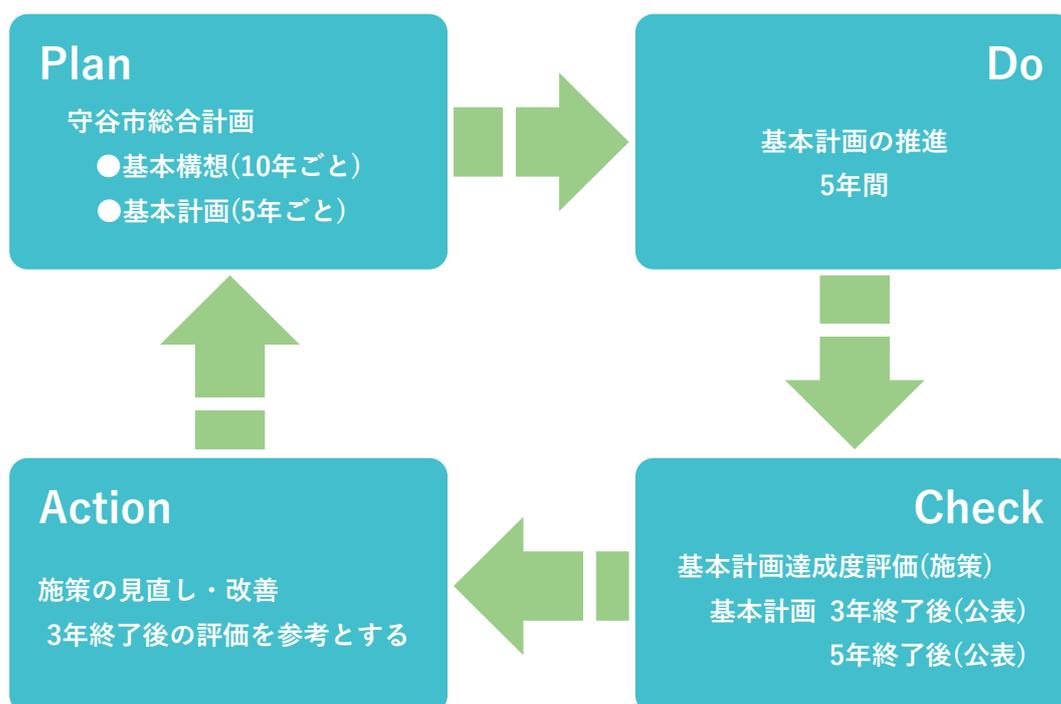
### 【Check ~評価~】

- ・基本計画の達成度について、成果指標を用いて評価・検証します。
- ・達成度が低い場合は、その要因分析を行い、課題を明らかにします。
- ・基本計画の3年及び5年終了後に評価結果を公表します。

### 【Action ~改善~】

- ・3年終了後の検証結果を受け、今後どのような対策や改善を行っていくべきかを検討し、施策の見直し及び改善を図ります。

#### 総合計画の進捗管理（PDCA サイクルの考え方）



付属資料



# 1 将来人口推計の基礎資料

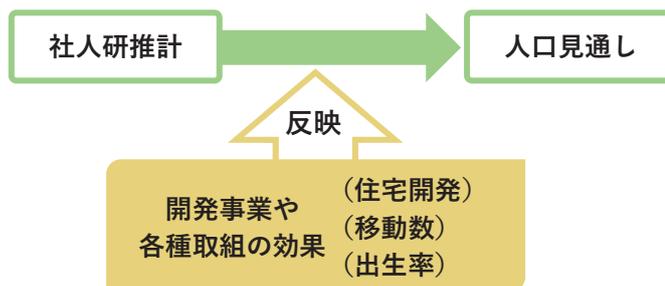
## 1.1 本計画における将来人口推計の流れ

本推計では、社人研による「日本の将来推計人口」（全国）及び「日本の地域別将来推計人口」（市区町村別）を基礎数値としています。この社人研の将来人口推計は、国勢調査の結果を用いたコーホート要因法により、男女別5歳階級別に人口を推計しています。この度令和3年11月に公表された令和2年国勢調査結果（人口等基本集計）による、令和2年の本市の5歳階級別男女別人口を用いて、改めて推計を行いました。

なお、この社人研推計は、内閣府地方創生推進室より配布される将来人口推計のワークシートを用いて算定が可能となっています。本推計においてもこのワークシートを用いています。ワークシートの構成は以下のとおりです。

- ・ 合計特殊出生率の仮定（独自に設定可能）
- ・ 総人口の見通し
- ・ 性別・年齢5歳階級別人口の見通し
- ・ 性別・年齢5歳階級別人口の増減
- ・ 人口の自然増減（性別・年齢5歳階級別のコーホート）
- ・ 人口の社会増減（性別・年齢5歳階級別のコーホート）
- ・ 各種基礎率（推計の基礎となる生残率、純移動率等）の設定
  - ①生残率（各市町村について、社人研推計の仮定値が入力済）
  - ②純移動率（性別・年齢5歳階級別に独自に設定可能）
  - ③移動数（性別・年齢5歳階級別に独自に設定可能）
  - ④子ども女性比（各市町村について、社人研推計の仮定値が入力済）
  - ⑤出生男女比（0～4歳）（各市町村について、社人研推計の仮定値が入力済）

なお、社人研推計では、個別の大規模開発事業等による開発人口の移動が加味されていません。一方で本市では、松並地区における住宅開発や新守谷駅周辺の区画整理事業、民間マンション開発といった、本市の人口動態に影響を与える開発事業があることから、将来人口の見通しでは、このような住宅開発を加味した基礎推計としながら、各種取組の効果（移動数や出生率の上昇）を見込んだ将来人口推計を行いました。



## 1.2 推計方法

前述した社人研推計は、人口変動要因である自然動態（出生・死亡）と社会動態（転入・転出）の各要因を考慮して推計を行う「コーホート要因法」を用いています。

この手法は、各コーホートの人口変化要因として「生残率」「移動率」「出生率」「出生男女比」の4つに対し、それぞれの将来値を設定した上で各男女別・年齢別の人口を推計する方法です。将来の自然増減（出生・死亡）、社会増減（転入・転出）の要因に大きな変化が予想される場合には本手法を用いることが望ましく、総合計画のような長期の人口推計を行う場合に用いられる最も一般的な方法となっています。

## 2 施策、実現のための取組の数値目標一覧

注釈：「↑/↓」欄の、「↑」は数値の増を目指す指標、「↓」は数値の減を目指す指標です。

### 1. 子育て支援の充実

#### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
安心して子育てができるまちだ と思う子育て世帯の割合	↑	88.6%	90%	・子育てに対する安心度の向上。
希望する保育所に入れなかった 児童数（認証保育サービス利用 者を除く）	↓	132 人	0 人	・保育所への入所により不承諾児童が減少 することが保護者の就労支援につながる。

#### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	特別保育（一時保育、延長 保育）の延べ利用者数	↑	44,658 人 (R1 年度)	57,800 人	・保育サービスの利用が増えることで、働 き方や家族形態の多様化による保育ニー ズに対応する。
	児童クラブの待機児童数	↓	0 人	0 人	・児童クラブの待機児童数を現状維持する ことで、保護者が安心して就労できる。
2	経済的負担軽減サービス メニュー数	↑	15 事業	17 事業	・サービスメニューが増えることで、経済 的支援につながる。
3	妊娠・出産について満足し ている親の割合	↑	80.9%	85%	・妊娠・出産について満足している親が増 えることで、安心して妊娠・出産できる地 域につながる。
	育てにくさを感じたとき に対処できる親の割合	↑	81.0%	95%	・育てにくさを感じたときに、何らかの解決 方法を知っていることにつながる。
4	子どもが安心して遊ぶ場 所が整っていると思う保 護者の割合（小学校以下）	↑	86.1%	88%	・安心できる遊び場や居場所があることで、 保護者の安心感につながる。
5	家庭児童相談室の相談件 数	↑	128 件	150 件	・相談が増えることで虐待予防につながる。

## 2. 教育改革の推進

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (小6、中3)	↑	80.0%	90%	・夢や目標をもつことが向学心につながる。
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 (小6、中3)	↑	83.8%	90%	・学校を肯定的に捉えることが学力向上につながる。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	全国学力・学習状況調査で全国平均正答率を上回っている教科の割合 (小6、中3)	↑	100%	100%	・3 学力の理解度の高さが学習意欲の向上につながる。
	市費負担教科担任の授業を肯定的に捉えている児童の割合 (小5、小6)	↑	77.6%	85%	・学力向上や情緒の育成につながる。
	意欲をもって授業に臨んでいる児童生徒の割合	↑	78.9% 小：73% 中：95%	90%	・授業の意欲が学力向上につながる。
	学校図書館の年間貸出冊数	↑	187,897 冊	200,000 冊	・読解力の向上につながる。
2	不登校児童生徒数出現率	↓	2.1%	1.5%	・登校率の向上につながる。
3	体力テストで総合評価A、Bを取得できた児童生徒の割合	↑	52.41% (R1 年度)	60%	・健康で、元気な児童生徒が増える。
	学校健診で所見のあった児童生徒の割合	↓	11.9%	10%	・所見が見られる児童生徒が減少することは、健康な児童生徒が増えていると言える。
4	外国語が話せるようになりたいと思う児童生徒の割合	↑	93%	95%	・グローバル社会で活躍できる人材の育成につながる。
	英検 3 級以上を取得した中学3年生の割合	↑	47.9%	60%	・グローバル社会で活躍できる人材の育成につながる。
5	地域の人たちは自分たちを見守り、支えてくれると思う児童生徒の割合	↑	— (未把握)	90%	・①地域の人への感謝が社会性の育成につながる。②地域のコミュニティが高まる。
	地域の人で学校活動に関わった人数	↑	— (未実施)	3,000 人	・①地域と学校が共通の地域課題解決に取り組める。②子どもたちが地域社会とつながり、地域で信頼できる大人が増える。
6	学校施設の老朽化対策として長寿命化計画に基づき改修工事に着手した学校施設の割合	↑	33.3%	100%	・施設の改修・更新を行うことで安心して児童生徒が学校に通うことができる。
	学校図書館図書標準の達成学校数	↑	8 校	13 校	・児童生徒数の増減により標準冊数が変わる。増となった学校は達成できなくなることがある。

### 3. 生涯学習の推進

#### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合 ※令和2年度までは、「生涯学習に取り組む市民の割合」	↑	37.4%	45%	・人脈の広がり、視野や考え方の広がりにより、市民が豊かで充実した人生が送れる。
成人の週1回以上のスポーツ実施率 ※令和2年度までは、「日ごろからスポーツを行っている市民の割合」	↑	31.3%	50%	・市民の体力向上、心身の健康増進につながり健康寿命が延びる。

#### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	公民館が主催する講座の実施回数（延べ回数）	↑	48回	80回	・参加する講座の種類、時間帯などの選択肢が増えるとともに、達成感や楽しさを感じることができる。
	公民館の平均稼働率	↑	23.3%	45%	・多くの市民が公民館を身近に感じ、学習・交流の場として活用する。
	大規模改修済の生涯学習施設の割合	↑	20%	80%	・市民が安全で快適な施設で学習・交流活動ができる。
	図書館の貸出資料点数	↑	856,382点	100万点	・市民が図書館の資料を利用し、学びを深め、知識を得られる。
	おはなし会の開催施設数	↑	13施設	20施設	・子どもが豊かな感性、表現力や創造力を身に付けられる。
2	スポーツボランティア登録者数	↑	50人	75人	・多くの人と交流でき、知識や知見、考え方の幅が広がる。
	スポーツ協会の会員数	↑	1,484人	1,900人	・スポーツ協会が活性化し活動の幅が広がり、民間手法が発揮できる。
3	直近1年間に芸術・文化に親しんでいる市民の割合	↑	51.9% (R1 年度)	57%	・市民の精神面での健康につながり、健康寿命が延びる。
	中央公民館ホールを活用した芸術・文化事業開催数	↑	15回	24回	・市内唯一のホールが生かされ、市民が芸術・文化に触れる機会の充実につながる。
4	市内の指定文化財の件数	↑	21件	22件	・指定文化財が持つ多様な価値が広範に生かされる。
	市内の指定文化財を知っている市民の割合	↑	23.7%	30%	・歴史・文化財に興味・関心を持ち、郷土愛が生まれる。

## 4. 人権の尊重と多文化共生社会の実現

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
人権が尊重されているまちだと思える市民の割合	↑	72.2%	75%	・さらなる人権意識の向上を図ることができる。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	人権相談の件数	↓	2 件	0 件	・数値が低いほど、人権尊重意識の向上が図られている。
2	性的マイノリティに関する相談件数	↓	0 件	0 件	・数値が低いほど、男女共同参画意識の向上が図られている。
3	DV 相談件数	↓	12 件	8 件	・啓発などにより、DV 事案を減少させる。
	児童虐待措置件数	↓	0 件	0 件	・早期の相談対応で家庭を支援していくことで現状維持ができる。
	児童虐待相談件数	↓	51 件	40 件	・育児相談窓口の充実を図ることにより虐待相談件数が減少する。
4	異文化を尊重・理解して外国人と接することができる市民の割合	↑	86.4%	88%	・割合が向上することで、国際交流に理解を示す市民が増加している。
	国際交流関係事業への延べ参加者数	↑	5,318 人 (R1 年度)	6,500 人	・国際交流に理解を示す市民が増加している。

## 5. 高齢者福祉の充実

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
自立高齢者の割合	↑	87.6%	88%	・要介護認定者の半数以上は 85 歳以上の高齢者であり、介護予防を強化することで、84 歳までの要介護認定者数を減少させる。
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している高齢者の割合	↑	40.6%	45%	・社会参加の割合が高い地域ほど、高齢者の転倒やうつリスクが低い傾向がみられることから、健康寿命の延伸につながる。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	サロン活動参加率	↑	9.5% (R1 年度)	12%	・通いの場（サロン等）参加は、高齢者のフレイル（心身の活力低下）発症を抑制するため。
	社会参加、交流をしている高齢者の割合	↑	46.3%	54%	・社会参加の割合が高い地域ほど、高齢者の転倒やうつリスクが低い傾向がみられることから、健康寿命の延伸につながる。
2	介護予防のために何かをしている 60 歳以上の市民の割合	↑	68.7%	80%	・介護予防に取り組むことで、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる高齢者が増える。
3	ひとり暮らし高齢者緊急通報体制の利用者数	↑	218 人 (R3 年度)	250 人	・利用者が多いほど高齢者の急病、事故等の緊急事態への迅速な対応ができる。
4	1 人当たりの介護給付費	↓	182,520 円	192,000 円	・介護給付費総額の伸びを抑制し、一人当たり介護給付費の減少につながることで、介護保険財政が健全化し、安定的なサービス提供が確保できる。
5	1 人当たり後期高齢者医療費	↓	802,788 円	850,000 円	・減少することで、健全な運営の推進に資するため。

## 6. 地域福祉の推進

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
地域福祉活動でお互いに支え合うことができていると思う市民の割合	↑	52.0%	60%	・相互の支え合いができていると思う市民が増えることで、地域福祉活動が推進していると考えられる。
安心して生活ができると感じている障がい者（保護者）の割合	↑	70.0%	72%	・地域で安心して生活ができていると感じている障がい児者が増えることにより、地域福祉が推進されていることにつながる。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
1	福祉団体数	↑	76 団体	85 団体	・地域で活動する団体が増加することで、地域福祉の活動が行える場所や機会が増える。
2	福祉活動団体加入者数	↑	2,157 人	3,000 人	・地域で活動している人が増加することで、地域福祉活動が推進していると考えられる。
3	生活保護を受けている世帯数	↓	244 世帯	240 世帯	・生活保護を受けている世帯が減ることで、自立した生活を送る世帯が増えることにつながる。
4	在宅で障がい福祉サービスを利用している延べ障がい児者数	↑	15,023 人	16,000 人	・在宅で生活する障がい児者が増えることで、地域福祉の推進につながる。
	福祉施設で生活している障がい児者数	↓	49 人	45 人	・施設で生活する障がい児者が在宅生活に移行することにより、地域福祉の推進につながる。
5	市内の共同生活援助事業所の定員数	↑	50 人	100 人	・障がい者が地域で生活できる環境が整備されることが、地域福祉の推進につながる。
6	子どもの発達に心配がある保護者の相談件数	↑	933 件	1,000 件	・子どもの発達の相談をすることで、保護者の心配ごとが軽減され、地域での生活を続ける支援になる。
7	医療費助成制度の普及率	↑	99.0%	99.5%	・普及率が増加することで、助成対象者の経済的負担軽減及び福祉の向上に寄与できる。
8	1人当たりの医療費（国民健康保険）	↓	369,700 円 (R1年度)	340,000 円	・減少することで、健全な財政運営の推進に資する。

## 7. 健康づくりの推進

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
健康寿命	↑	男性 81.0歳 女性 85.3歳	男性 81.2歳 女性 86.3歳	・健康寿命を延伸することで、健やかで活 力に満ちた生活ができる市民が増加し、 医療費削減につながる。
心身ともに健康だと感じている 市民の割合	↑	75.2%	80%	・健康であると感じられる人は、健康によ い生活習慣があることや交流が活発な人 等が多い傾向であり、健康寿命の延伸に つながる。

### 実現のための取組の成果指標

	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
1	特定健診受診率(国民健康 保険加入者)	↑	37.3%	60%	・健診を受ける人が増えることで、疾病の 予防や早期発見につながる。
	40歳代以上男性のBMI 25 以上の割合	↓	32.5%	25%	・肥満を軽減することで、生活習慣病のリ スクを減らす。
2	主食、主菜、副菜のそろっ た食事をする市民の割合	↑	58%	63%	・バランスのとれた食事をする人が増える ことが、健康につながる。
3	高齢者のインフルエンザ 予防注射接種率	↑	65.3%	70%	・接種率が高くなることで、社会的な予防 につながる。
4	市内の医療施設が充実し ていると思う市民の割合	↑	56%	60%	・地域医療が充実することで、市民が安心 して、医療を受けることができる。

## 8. 活気ある地域活動の推進

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
市民や市民活動団体等が地域の活性化や課題解決に取り組んでいると思う市民の割合	↑	47.4%	60%	・割合が高いほど、自治会・町内会の重要性が理解されている。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
1	地域の課題解決のために自治会・町内会活動が必要だと思う市民の割合	↑	80.1%	85%	・割合が高いほど、自治会・町内会の重要性が理解されている。
	自治会・町内会加入率	↑	67.0%	72%	・加入率が向上することで、組織基盤の強化、自治会・町内会活動の活性化が期待できる。
2	市民活動に参加している市民の割合	↑	8.2%	20%	・割合が向上することで、市民活動が活発化し、市内の公益的な活動の促進につながる。
3	市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	↑	60.6%	65%	・割合が高いほど、協働のまちづくりが推進されており、市民の理解が得られている。
4	守谷市を知人等におすすめしたいと思う市民の割合	↑	66.2%	70%	・割合が高いほど、市の魅力を認知した上で情報発信に参画する市民が増え、自走するプロモーションに近づく。
5	市民と行政との間で市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	↑	76.9%	80%	・割合が高いほど、市民と市とが双方向で情報共有し、相互理解を深めた行政運営に近づく。

## 9. 信頼できる行財政運営の推進

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
目標値を達成できた、施策の成果指標の割合	↑	39.02%	100%	・達成率が高いほど総合計画が遂行できている。
電子申請の年間利用件数	↑	18,284 件	40,000 件	・利用件数が多いほど利便性が向上している。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	目標値を達成できた、「取組」の成果指標の割合	↑	86.4% (※)	100%	・達成率が高いほど総合計画が遂行できている。 ※現状値は、旧計画「基本事業」の割合
2	財政調整基金残高	↑	2,654 百万円	2,700 百万円	・適正規模とされる範囲はあるが、残高が多ければ、大幅な税収減や思わぬ支出の増加に対応できる幅が広がる。
	公共公益施設整備基金残高	↑	2,120 百万円	1,000 百万円	・残高が多いほど、将来の費用負担に備えることができる。
3	市税収納率	↑	98.8%	99%	・高いほど収納率が向上している。
4	庁舎・施設での、維持管理上の事故・トラブル件数	↓	0 件	0 件	・事故、トラブル発生がないことが、施設利用者の安全に繋がる。
5	組織間、組織内連携が十分に図られていると思う職員の割合	↑	66.66%	70%	・高いほど効果的、効率的な組織である。
6	人材育成（諸施策）により職員の能力が向上していると思う職員の割合	↑	66.66%	70%	・高いほど人材育成ができています。
7	Morinfo の登録者数	↑	10,243 人	20,000 人	・登録数が多いほど ICT の活用が促進されている。
	予期せぬ情報ネットワークサービス停止時間	↓	2 時間	0 時間	・数値が低いほど管理運営が充実し、市民対応に支障をきたさない。
8	マイナンバーカード交付率	↑	32.4%	81%	・交付率が高いほど利便性向上の手段となることができる。
	コンビニでの諸証明交付件数の総交付件数に占める割合	↑	12.45%	75%	・交付割合が高いほど利便性が向上している。
	「おくやみ窓口」利用割合	↑	— (R4.6 開設)	40%	・利用割合が高いほど利便性が向上している。

## 10. 環境にやさしい生活の創出

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
良好な生活環境が保たれている と思う市民の割合	↑	83.3%	84%	・数値の増は、自然環境を含めた快適な生活 を営む環境が適切に保全されている。
常総環境センターへのごみ搬入 量（1人1日当たり換算）	↓	672 g/人・日	663 g/人・日	・数値の減は、ごみの排出抑制や分別の適 正化、資源化が促進できている。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	生活公害・産業公害の苦情 件数	↓	135 件	122 件	・数値の減は、ペットの糞やポイ捨て等の 生活公害、水質・騒音等の産業公害の防 止が図られている。
	雑草除去率	↑	92.0%	100%	・数値の増は、空き地の雑草の除去が適切 に行われ、生活公害の防止や防災・防犯 の取組が図られている。
	基準超過件数（地下水、農 業用水、河川水質調査）	↓	4 件	0 件	・数値の減は、家庭や事業所等による生活 公害や産業公害に伴う水質汚濁の防止に より、環境の保全が図られている。
	基準超過件数（自動車騒 音、振動調査）	↓	0 件	0 件	・数値の減は、事業活動に伴う騒音・振動 の防止により、良好な生活環境の保全が 図られている。
	狂犬病予防注射接種率	↑	73.1%	75%	・数値の増は、狂犬病の蔓延防止と適切な 畜犬の飼養が図られている。
2	ノーマイカーによる二酸化 炭素排出削減量	↑	10,121.9 Kg-CO <sub>2</sub> (H30 年度)	11,000 Kg-CO <sub>2</sub>	・地球温暖化の主な要因である二酸化炭素の 排出が抑制されることで、ゼロカーボンシ ティ実現に向けた取組が推進できている。
	守谷市の二酸化炭素排出 量	↓	92.7 万 t-CO <sub>2</sub>	58 万 t-CO <sub>2</sub>	・市域全体の二酸化炭素の排出量が削減さ れることで、市民・事業者・行政が一体と なり、ゼロカーボンシティ実現に向けた 取組が推進できている。
3	環境美化の日のごみ収集 量	↑	22,030kg	30,000kg	・数値の増は、環境の美化に対する市民活 動の向上と環境の清潔な保全を図ること ができています。
4	家庭系ごみの排出量（1人 1日当たり換算）	↓	519 g/人・日	512 g/人・日	・数値の減は、家庭におけるごみの排出抑制 や分別の適正化、資源化が促進できている。
	事業系ごみの排出量（1人 1日当たり換算）	↓	153 g/人・日	151 g/人・日	・数値の減は、事業所におけるごみの排出 抑制や分別の適正化、資源化が促進でき ている。
5	資源化率（搬入量ベース）	↑	16.9%	20%	・数値の増は、家庭・事業所におけるごみの 分別適正化や資源化が促進できている。
6	分別等の収集ルールを守 らずにごみの収集を保留 された件数（集積所ベ ース）	↓	18 件	10 件	・数値の減は、ごみの分別に対する市民の意 識向上と適正化を図ることができている。
	不法投棄の発生件数	↓	8 件	6 件	・数値の減は、廃棄物が適切に処理される とともに、環境の清潔な保全を図ること ができています。

## 11. 防災・減災対策の充実

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
自主防災組織の活動カバー率	↑	75.7%	83%	・カバー率が高くなることで、災害時の共助の稼働範囲が広がる。
防災訓練の参加率	↑	3.1%	15%	・参加率が向上することで、市民の防災意識が高まり、自助・共助の活動が広がる。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
1	防災講演等開催数	↑	5回	20回	・開催数が増えることで、市民の防災意識の向上につながる。
2	災害時応援協定の締結団体数	↑	40団体	48団体	・締結団体数が向上することで、柔軟かつ強力な災害対応活動ができる。
	備蓄目標に対する備蓄の割合（食糧、水）	↑	10%	25%	・備蓄割合が向上することで、柔軟な災害対応が出来る。
	空調施設が整備された避難所施設数	↑	4施設	19施設	・施設整備数が多くなることで、避難所生活の環境が向上する。
3	避難行動要支援者登録者数	↑	1,819人	2,500人	・人口の高齢化等に伴い、災害時の避難支援が必要な方の増加が見込まれる。

## 12. 市民生活の安全・安心の確保

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
火災発生件数	↓	23 件	19 件	・火災を減らし、安心安全なまちづくりを目指す。
人口千人当たりの交通事故発生件数	↓	1.8 件 (R1 年度)	1.5 件	・交通事故発生件数を減らし、安心安全なまちづくりを目指す。
人口千人当たりの刑法犯認知件数	↓	5.9 件	5.1 件	・刑法犯認知件数を減らし、安心安全なまちづくりを目指す。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	消防団員数	↑	214 人	300 人	・人員が増えることにより、火災に地域で対応できる。
2	救急搬送件数	↓	2,260 件 (R1 年度)	2,180 件	・安易な救急車利用を減らすことにより、救急活動体制を維持する。
3	住宅用火災警報器設置率 (条例適合率)	↑	60.9%	100%	・設置率が高ければ、火災に備えている市民が多い。
	火災による死傷者数	↓	4 人	0 人	・数値が減ることは、市民の生命が守られている指標となる。
4	交通安全施設の新設・改修等の要望に対する実施率	↑	80%	90%	・数値が高いほど整備が進んでいる。
5	交通安全教室の参加者数	↑	3,640 人	7,000 人	・数値が高いほど、交通安全意識の向上につながる。
6	防犯講話の参加者数	↑	0 人	100 人	・数値が高いほど、防犯意識の向上につながる。
7	地域防犯活動延べ参加者数	↑	2,983 人	6,000 人	・参加者が増えることで、地域の防犯力が高まる。
8	防犯灯設置数	↑	5,392 基	5,600 基	・防犯灯が増えることで、まちの防犯機能が充実する。
	防犯カメラ設置数	↑	169 基	200 基	・防犯カメラが増えることで、まちの防犯機能が充実する。
9	消費生活相談件数	↓	465 件	342 件	・相談件数が減ることが、消費者トラブルの減少につながる。

## 13. 利便性の高い都市基盤の整備

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
市街化区域面積	↑	985ha	1,060ha	・職住近接の持続可能なまちの形成が進むため。
緑地率	↑	47.41%	46%	・緑地率の向上は緑の保全に繋がるが、減少傾向なため、微減に抑えることを目標とする。
インフラ（道路舗装・上下水道管路）の年間改善率	↑	0.42%	0.35%	・住みやすいまちづくりには、インフラ改善率の増加が望ましい。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
1	モコバスの年間利用者数	↑	39,591人	57,500人	・利用者が増えることで、適切な移動手段が確保されている。
	デマンド乗合交通の年間利用者数	↑	13,580人	17,000人	・利用者が増えることで、適切な移動手段が確保されている。
2	市街化区域に占める宅地の割合	↑	60.94%	62%	・土地利用を促進することで、適正な市街地形成、まちの活性化が図られる。
	市街化調整区域に占める宅地以外の割合	↑	88.15%	87%	・宅地以外の割合が上がることで、環境が保全されるが、微減に抑えることを目標とする。
	開発許可等処理率	↑	100%	100%	・規制に基づく適切な指導により、秩序ある都市の形成と都市環境の維持・保全が図られる。
3	管理不全の空家の是正指導件数	↓	29件	20件	・空家の管理不全を解消することで、適正な土地利用と良好な都市環境が維持される。
	特定空家の戸数	↓	2戸	0戸	・是正指導により解体することで、適正な土地利用と良好な都市環境が維持される。
4	地区計画届出における適合率	↑	100%	100%	・地区計画による規制に適合することにより、都市環境の維持・保全が図られる。
	屋外広告物是正指導計画の是正指導に基づく対応済み件数	↑	14件	20件	・是正指導に適正に対応することにより、美しい街並みになる。
5	保存緑地指定面積	↑	698,895㎡	698,895㎡	・保存緑地指定は緑地の保全に繋がるが、減少傾向なため、現状維持を目標とする。
	愛宕谷津の借地等の割合	↑	59.44%	60%	・取得、借地、保存緑地指定などの割合が上がることは、緑地保全に繋がる。
6	管理上の瑕疵により損害賠償の対象となった公園での事故件数	↓	0件	0件	・安心安全な公園利用が図られていることの指標。

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	成果指標の考え方
7	配水停止に直結する重事故件数	↓	0件	0件	・配水停止に直結する重事故発生を抑止することが、水道水の安定供給につながるため。
	突発的な断水件数	↓	2件	2件	・断水件数の減少により、市民生活への影響を抑制できる。
	水道水質事故件数	↓	0件	0件	・配水停止に直結する可能性があるため。
	配水管路更新率（年間）	↑	0.27%	0.25%	・老朽管路の更新率が上昇することで、漏水事故等の発生が抑制できるため。
	配水管路の耐震適合率（累計）	↑	29.7%	31%	・耐震適合率の上昇により、市民生活への影響が低減するため。
8	汚水処理停止に直結する重事故件数（下水道）	↓	0件	0件	・3時間を超える汚水処理停止事故の発生を抑止することが、汚水の安定処理につながるため。
	汚水処理停止に直結する重事故件数（農集）	↓	0件	0件	・24時間を超える汚水処理停止事故の発生を抑止することが、汚水の安定処理につながるため。
	下水道管路施設の事故件数（下水道）（マンホール及び公共汚水桝からの汚水溢水を含む）	↓	9件	5件	・事業場の排水調査及び指導、管路施設の定期点検により管路施設の事故発生を抑制することが、汚水の安定処理につながるため。
	下水道管路施設の事故件数（農集）（マンホール及び公共汚水桝からの汚水溢水を含む）	↓	0件	1件	・管路施設の定期点検により管路施設の事故発生を抑制することが、汚水の安定処理につながるため。
	下水道放流水質基準の適合率（下水道）	↑	100%	100%	・放流水質基準に適合することで公共用水域の水質を保全できる。
9	家屋浸水が発生した件数	↓	0件	0件	・家屋浸水の減少により、市民の生命財産を守ることができる。
	公共雨水整備区域内で通行困難となる道路冠水が発生した回数	↓	5回	5回	・通行が困難となる道路冠水の減少により、市民生活や事業所等の活動への影響を抑制できる。
10	経常収支比率（水道事業）	↑	114.1%	100%	・100%未満では赤字となり、健全な経営が維持できなくなる。
	経常収支比率（公共下水道事業）	↑	114.8%	100%	・100%未満では赤字となり、健全な経営が維持できなくなる。
	給水収益に対する資金残高の割合（水道事業）	↑	220.3%	50%以上	・後年度の施設更新に備えるために、資金残高は増加していくことが望ましい。
	下水道使用料収益に対する資金残高の割合（公共下水道事業）	↑	348.2%	50%以上	・後年度の施設更新に備えるために、資金残高は増加していくことが望ましい。
11	道路改修率*	↑	0.47%	0.5%	・改修により、安心安全で快適な道路を確保する。
12	道路改良率*	↑	69.64%	70.24%	・改良率が上がることで、快適に通行できるようになる。
13	都市計画道路の整備率	↑	56.2%	56.8%	・整備率が上がることで、快適に通行できるようになる。

## 14. 地場産業の活性化

### 施策の成果指標

成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
市内総生産額の増加 (現状値 300,165 百万円を 100)	↑	100	110 (10%増)	・成長し続けるまちとなるため、市内の経済状況を示す総生産額の増加を目指す。
地域資源(守谷野鳥のみち、守谷駅前イベント等)の入込客数	↑	225,173 人 (R1 年度)	247,690 人	・人流による経済の活性化を図るため、市民及び県内や東京圏など市外者の入込客数の増加を目指す。

### 実現のための取組の成果指標

取組	成果指標	↑/↓	現状値 (R2 年度)	目標値 (R8 年度)	成果指標の考え方
1	農地の集積率	↑	51.55%	60%	・農業の担い手不足の解決には農作業の効率化を図るため、農地の集積率向上を目指す。
	人・農地プランの中心経営体の数	↑	57 経営体	60 経営体	・人・農地プランは、地域における農業の将来像やそれを担う中心経営体を明確化している。
	守谷市の農産物を消費している市民の割合	↑	66.2%	80%	・地産地消を推進する。
2	市内事業者の数(商工会会員数)	↑	887 会員	900 会員	・商工会の支援による事業者の事業継続及び新たな事業者の参入などによる、地域経済の活性化を図る。
	守谷駅に賑わいがあると思う市民の割合	↑	24%	50%	・地域経済の活性化を目指す。
3	ふるさ都市もりや朝市の売上金額	↑	7,640 千円 (R1 年度)	10,239 千円	・売上額の増加が、駅前の賑わい充実の一つの目安となる。

### 3 市民アンケート等の概要

計画策定に際し、市民意向を把握し計画に反映するため、以下のアンケート調査を実施しました。

#### 3.1 『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート

##### ① 調査の目的

「第三次守谷市総合計画」検討の基礎資料として、各施策の現在の満足度、今後の重要度やまちづくりについての考え方などの実態を把握することを目的とする。

##### ② 調査の概要

調査対象：守谷市内にお住まいの18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出  
調査方法：郵送配布回収方式  
調査時期：令和2年10月～11月  
調査内容：守谷市の住みよさ、目指すべき姿、各施策の現在の満足度・今後の重要度 など  
回答者数：1,401票（回答率46.7%）

#### 3.2 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』将来のまち 高校生アンケート

##### ① 調査の目的

新たな『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定にあたって、将来を担う高校生が、将来、どのような地域で生活したいと考えているか、結婚や出産についてどのように考えているか等を中心に意向を把握することを目的とする。

##### ② 調査の概要

調査対象：県立守谷高等学校の在校生(674人)  
調査方法：学校での配布回収方式  
調査時期：令和3年1月  
調査内容：現在のお住まいの状況や生活行動場所、将来住みたいまち、結婚観・子どもについての希望、就職等の希望、守谷市が目指すべき姿 など  
回答者数：626票（回答率92.9%） ※守谷市在住170票

### 3.3 『まち・ひと・しごと創生総合戦略』 将来のまち 市民アンケート

#### ① 調査の目的

新たな『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定にあたって、市民が日常感じている生活環境や出産・子育て環境等に対する課題などを把握し、市民のニーズを踏まえた検討・戦略立案を進めていくことを目的とする。

#### ② 調査の概要

調査対象：守谷市内にお住まいの18歳以上の方の中から3,000人を無作為抽出  
調査方法：郵送配布回収方式  
調査時期：令和3年2月  
調査内容：現在のお住まいの状況や生活行動場所、“住まう”場に関すること、出産・子育てに関すること、働き方に関すること、戦略分野別の展開施策（行政の活動）の現在の満足度、今後の重要度、守谷市が目指すべき姿 など  
回答者数：1,291票（回答率43.0%）

## 4 第三次守谷市総合計画の策定経過

※「合同会議」：守谷市総合計画等策定委員会、守谷市まち・ひと・しごと創生推進本部 合同会議

年月日	件名 / 内容	備考
R2.7.1	第 261 回定例庁議 ・守谷市総合計画審議会委員の選出について ・第三次守谷市総合計画策定の基本方針について	「合同会議」（第 1 回）に相当
R2.10.15	第 1 回守谷市総合計画審議会 ・会長、副会長の選出 ・諮問 ・「第三次守谷市総合計画」及び「第 2 期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について ・市民アンケートについて	
R2.10.28 ～ 11.20	『第三次守谷市総合計画』に関わる市民アンケート ・対象：18 歳以上の市民 3,000 人（住基から無作為抽出） ・質問：守谷市の住みよさ・目指すべき姿、現行施策の満足度・重要度	
R2.11.25	第 8 回 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・第三次守谷市総合計画と次期総合戦略について 外	
R2.12.17	「第三次守谷市総合計画」策定に係る第 1 回職員研修 ・対象：課長級、課長補佐級、係長級職員 1. 現行計画（総合計画・総合戦略）の施策の達成状況 2. 守谷市を取り巻く社会情勢の変化 3. 市民アンケート結果 4. 将来人口推計について 5. 参考：特徴のある総合計画（他都市事例） 6. 基本構想の検討にあたって	全 3 回 参加者 152 名
R2.12.15 ～ R3.1.15	第 1 回職員研修を踏まえた各課ヒアリング ・現行計画（総合計画）の評価手法に関するヒアリング ・将来像の検討に関するヒアリング	
R3.1.18 ～ 1.22	「総合戦略」将来のまち 高校生アンケート ・対象：県立守谷高等学校生徒 674 人 ・質問：住まいと行動、将来住みたいまち、結婚観・子どもの数、就職等の希望、将来地域が目指すべき姿	
R3.1.29	「合同会議」（第 2 回） ・現行計画の検証結果について ・基本構想のたたき台について	
R3.2.12 ～ 3.12	「総合戦略」将来のまち 市民アンケート ・対象：18 歳以上の市民 3,000 人（住基から無作為抽出） ・質問：住まいと行動、“住まう場”について、出産・子育て、働き方、総合戦略展開施策の満足度、重要度、将来地域が目指すべき姿	

年月日	件 名 / 内 容	備 考
R3.2.25 R3.3.31 R3.4.9	「合同会議」(第3回)、(第4回)、(第5回) ・基本構想(案)について、前回意見等を踏まえた検討結果の報告等	
R3.4.28	第2回守谷市総合計画審議会 ・第三次守谷市総合計画 基本構想(案)について	
R3.5.14	「第三次守谷市総合計画」策定に係る第2回職員研修 ・対象：課長級(各課1名以上)、課長補佐級(同) 1. 基本構想(案)について 2. 基本計画(案)の検討について 3. 指標設定の考え方について 4. 前回各課ヒアリングでの各課意見について	全3回 参加者62名
R3.5.19 ～ 6.4	第2回職員研修を踏まえた各課ヒアリング ・未来像を表すキャッチフレーズ案について ・「持続可能なまちに向けた取組」に対する意見 ・未来に残したいこと ・3つの柱の具体的な目標について	
R3.6 ～ R3.9	第三次守谷市総合計画施策体系の庁内検討 ・審議会意見、市議会特別委員会提案への対応含む 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略の庁内検討	
R3.7.26 ～ 7.30	第273回定例庁議 ・基本計画施策体系(案)の報告、各部意見照会 施策体系(案)に係る各課意見照会 ・基本計画施策体系(案)の報告、各課意見照会	
R3.9.21	第9回守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・人口ビジョン、総合戦略の柱について 外	
R3.9.30 ～ 10.22	施策別ワーキング会議 ・主管課長・関係課長が、各施策を個別に協議 (現状と課題、主な取組、役割分担、成果指標)	全14施策
R3.10.5	第276回定例庁議 ・第三次守谷市総合計画策定の進捗状況について/新たな14施策(案)外	「合同会議」(第6回)に相当
R3.11.8～ 11.12	基本計画施策(案)の確認 ・施策別ワーキング会議の結果を基にした施策(案)の確認	
R3.12.7	「合同会議」(第7回) ・人口ビジョン・人口推計について ・守谷市の将来像(キャッチフレーズ)について	
R3.12.23	「合同会議」(第8回) ・第三次守谷市総合計画(案)について(基本構想、基本計画)	
R3.12.24	第3回守谷市総合計画審議会 ・第三次守谷市総合計画(案)について (基本構想、人口ビジョン、総合戦略、基本計画)	

年月日	件 名 / 内 容	備 考
R4.1.5	第 279 回定例庁議 ・第三次守谷市総合計画（案）のパブリック・コメントについて	
R4.1.7 ～ 2.7	パブリック・コメント手続き ・第三次守谷市総合計画（案）について	
R4.1.12	第 10 回 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 ・第 2 期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について	
R4.1.13	「合同会議」（第 9 回） ・第 2 期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について	
R4.2.2	第 4 回守谷市総合計画審議会 ・第三次守谷市総合計画（案）について （基本構想、人口ビジョン、総合戦略、基本計画） ・実施中のパブリック・コメントについて	
R4.2.14	第 5 回守谷市総合計画審議会 ・第三次守谷市総合計画（案）に関するパブリック・コメントの結果について ・第 4 回守谷市総合計画審議会における意見に対する考え方について ・第三次守谷市総合計画（案）について（答申）	
R4.2.15	第 282 回臨時庁議 ・第三次守谷市総合計画に係るパブリック・コメントで出された意見と市の考え方	
R4.3.1	市議会 令和 4 年 3 月定例月議会 ・「第三次守谷市総合計画（基本構想）」を上程	R4.3.16 可決

## 5 守谷市総合計画審議会

### 守谷市総合計画審議会 委員名簿

(任期：令和2年10月15日から令和4年3月16日まで)

No.	区分	氏名	備考
1	団体の役職員	小川 一成	守谷市商工会
2		齊藤 繁	茨城みなみ農業協同組合
3		新田 友美恵	守谷市保健福祉審議会
4		田尻 昭二	高野地区まちづくり協議会 (令和3年4月27日まで)
		石澤 成浩	高野地区まちづくり協議会 (令和3年4月28日から)
5		新田 みどり	守谷市消防団
6		鳴澤 眞寿美	守谷市社会教育委員の会議
7		鈴木 榮	守谷市環境審議会
8		貝塚 広史	公益社団法人取手市医師会
9		須賀 由美子	守谷市協働のまちづくり推進委員会
10		飯塚 孝子	守谷市民生委員児童委員連合協議会
11		裕元 敏博	守谷市自治会連絡協議会
12		松本 一廣	守谷市防犯連絡員協議会
13	佐藤 若菜	守谷市PTA連絡協議会	
14	知識経験者	◎ 腰塚 武志	筑波大学名誉教授、守谷市都市計画審議会会長
15		○ 馬 渡 剛	茨城大学人文社会学部現代社会学科 教授
16	市民	伊藤 次子	公募
17		河合 厚	公募

◎：会長、○：副会長

守谷発第2696号  
令和2年10月15日

守谷市総合計画審議会  
会長 腰塚 武志 様

守谷市長 松丸 修久

第三次守谷市総合計画及び第2期守谷市まち・ひと・  
しごと創生総合戦略について（諮問）

守谷市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会  
のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 第三次守谷市総合計画（基本構想・前期基本計画）について
2. 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

令和4年2月14日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市総合計画審議会  
会長 腰塚 武志

第三次守谷市総合計画 及び 第2期守谷市  
まち・ひと・しごと創生総合戦略について（答申）

令和2年10月15日付 守谷発第2696号をもって本審議会に諮問のありました『第三次守谷市総合計画（基本構想・前期基本計画）』及び『第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略』については、審議を重ねた結果、妥当なものであるとの結論に達しましたので、答申いたします。

なお、計画及び戦略の推進に当たっては、下記の事項に十分留意されるよう要望いたします。

記

- 総合計画は市のまちづくりの基本となる計画であるため、計画の趣旨及び内容を広く周知し、市民の十分な理解と協力を得ること。
- 社会環境の変化や市民の要望を的確に把握し、市民の視点に立った効果的な施策展開を図ること。
- 市の将来像の実現に向け、施策が目指すあるべき未来の姿、目標をしっかりと意識し、着実に計画を推進すること。
- 今回の「守谷市人口ビジョン」の実現に向け、「第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、計画的、積極的に施策を展開すること。

## 6 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議

### 守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 委員名簿

(任期：平成30年6月22日から令和3年6月21日まで)

No.	区分	団体等	氏名	備考
1	産	守谷市産業地域協力会	○高橋 房子	会長
2		守谷市商工会青年部	飯島 崇人	
3		茨城みなみ農業協同組合	染谷 岩雄	監事
4	学	筑波大学	◎有田 智一	システム情報系社会工学域教授
5	金	常陽銀行守谷支店	山崎 修	守谷支店長(兼)谷和原支店長
6	労	関東鉄道株式会社労働組合	田中 正利	副執行委員長
7		厚生労働省茨城労働局 ハローワーク常総	海老澤 知子	所長
8	市民		萩谷 直美	元守谷市PTA連絡協議会教育委員、 教育委員
9		守谷市内子育てサークル	中川 ゆかり	元守谷市総合計画審議会委員、 子育てサークルミッフィークラブ
10	官	地方創生コンシェルジュ	鈴木 裕一	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官、 守谷市地域公共交通活性化協議会委員
11		茨城県計画推進課	深澤 泰子	課長

◎：会長、○：副会長

(任期：令和3年6月22日から令和6年6月21日まで)

No.	区分	団体等	氏名	備考
1	産	守谷市産業地域協力会	○高橋 房子	会長
2		守谷市商工会青年部	染谷 博信	部長
3		茨城南青年会議所	田中 令司	事務局長
4		茨城みなみ農業協同組合	染谷 岩雄	監事
5	学	筑波大学	◎有田 智一	システム情報系社会工学域教授
6	金	常陽銀行守谷支店	山口 佳美	支店長代理
7	労	関東鉄道株式会社労働組合	田中 正利	副執行委員長
8		厚生労働省茨城労働局 ハローワーク常総	海老澤 知子	所長
9	市民	守谷市PTA連絡協議会	佐藤 若菜	副会長、 守谷市総合計画審議会委員
10		守谷市内子育てサークル	関根 悦子	子育てサークルピヨピヨママ代表、 元保健福祉審議会委員
11	官	地方創生コンシェルジュ	鈴木 裕一	関東運輸局茨城運輸支局首席運輸企画専門官、 守谷市地域公共交通活性化協議会委員
12		茨城県計画推進課	深澤 泰子	課長

◎：会長、○：副会長

## 7 SDGs の 17 の目標

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細			
1	【貧困】		あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
2	【飢餓】		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	【保健】		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	【教育】		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	【ジェンダー】		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
6	【水・衛生】		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	【エネルギー】		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	【経済成長と雇用】		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	【インフラ、産業化、イノベーション】		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

10	【不平等】		国内及び各国家間の不平等を是正する
11	【持続可能な都市】		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	【持続可能な消費と生産】		持続可能な消費生産形態を確保する
13	【気候変動】		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	【海洋資源】		持続可能な開発のために、海・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	【陸上資源】		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	【平和】		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	【実施手段】		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：「地方創生に向けた SDGs の推進について」令和2年11月 内閣府地方創生推進室

## 8 用語解説

1～

### 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した付加価値を生み出す取組。

A～Z

### AED（自動体外式除細動器）

心室細動（心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態）の際に自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

### AI-OCR

手書きの書類や帳票の読み取りを行いデータ化するOCRにAI（人工知能）技術を活用し、文字認識率を向上させるデジタル技術。

### ALT（Assistant Language Teacher）

学校で外国語授業の補助を行う外国語指導助手のこと。

### DX（Digital Transformation | デジタルトランスフォーメーション）

進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させるという概念。

### ICT（Information Communication Technology）

情報や通信に関する技術の総称。

### RPA（Robotic Process Automation）

人の手で行っていた定型業務を、ロボットに自動処理させる仕組み。

### Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた「超スマート社会」を実現させるための一連の取組。

あ行

### 空家バンク

空き家・空き店舗の情報発信、マッチングなど、中古住宅市場の流通促進を図る仕組み。

### 医療的ケア

医療機関以外で、家族が日常的に行う人工呼吸器や胃ろう、たん吸引等のこと。

### インクルーシブ公園

インクルーシブ（inclusive）とは、包含性、すべてを含むという意味があり、「インクルーシブな遊び場」とは、あらゆる子ども達が一緒に遊べる、すなわち「だれもが遊べる公園」ということ。

### インクルージョン

地域社会はさまざまな人によって構成されていることが自然なことであり、障がいがあっても、地域で地域資源を活用しながら、それぞれがその人らしい暮らしを築いていくことを実現していく社会の在り方のこと。

### インナープロモーション

地域の魅力について市内の認知度を高め、市内関係者に、まちへの誇りや共感をより持ってもらうため、市内（市民、市内事業者・団体、市職員など）に向けて行うプロモーション活動のこと。

### 温室効果ガス

温室効果をもたらす気体で、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項）。

### か行

#### カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができないCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの排出量ができるだけ減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、他の場所で実現した排出削減・吸収量等（クレジット）の購入や温室効果ガス削減活動への投資等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

#### かかりつけ医

健康に関することが相談でき、必要に応じて専門の医療機関を紹介してくれる身近にいる医師のこと。

#### 学習支援ティーチャー

個に応じたきめ細かな学習指導、生活習慣指導の充実を図り、分かる授業を展開し、学力向上を目指すために配置された人材のこと。

#### 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

#### キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

#### 救急医療情報キット

緊急時に必要となる医療情報や連絡先などをあらかじめ記入した用紙を、自宅に保管しておく筒型の容器。救急隊員が状況に応じてキットの中の情報を確認し、活用する。

#### 居住誘導区域

人口密度を維持することにより生活サービスや公共交通が持続的に確保されるよう、人口の維持・誘導を図る区域で、市街化区域から、工業専用地域、都市計画決定されている近隣公園、浸水深5m以上の浸水想定区域及び大規模調節池・調整池、土砂災害警戒区域を除く。

#### 協働のまちづくり

協働とは、行政だけが公共サービスを担うのではなく、市民、市民活動団体、又は事業者などの地域の構成員がまちづくりの情報を共有し、役割を分担・協力し、知識、技術等それぞれの特長を生かしながらまちづくりに貢献する考え方。

#### グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市・地域づくりを進める取組。

#### クリーンエネルギー車

石油以外の資源を原料に使うことで、既存のガソリン車やディーゼル車よりも二酸化炭素や窒素化合物などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ハイブリッド自動車、燃料電気自動車など。

## グループホーム

障がい福祉サービスのひとつ。障がい者が共同生活する住居で、入居している障がい者の相談や日常生活の援助を行う。

## グローバル人材

世界的な競争と共生が進む現代社会において、広い視野に立ち、海外で活躍できる人材のこと。

## 経常収支比率

経常的な一般財源（地方税、地方交付税、譲与税・交付金など）が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指標。財政構造の硬直度を表すものさしとなる。

## 刑法犯認知件数

刑法犯とは、刑法犯総数から道路上の交通事故に係る、業務上(重)過失致死傷罪分を除いた刑法犯のこと。また、認知件数とは、犯罪について被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、その発生を警察において認知した件数。

## 健康寿命

介護を必要とせずに日常生活ができる期間。

## 権利擁護業務

成年後見制度などの活用促進や老人福祉施設などへの措置の支援など、高齢者への権利侵害の予防や対応を行うもの。

## 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## 子育てナビ

予防接種や医療機関、市からのお知らせなど、子育てに関する情報を提供するモバイルサービス。

## 子ども女性比

15歳～49歳までの女性人口に対する0歳～4歳人口の比率のこと。

## コーホート要因法

82ページにて詳細説明。

## ごみ搬入量

家庭系ごみ（可燃、不燃、粗大、有害）及び事業系ごみ（可燃、不燃）の総量。

## コワーキング

業種の異なる人々が、事務スペースや設備などを共有しながら、それぞれ独立した仕事を行うこと。また、そのような働き方。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

医療、商業等の生活サービス施設と居住を公共交通沿線や都市中心拠点に集約、誘導し、コンパクトなまちをつくとともに、都市中心拠点と市内の各地域を円滑に移動できる効率的で利便性の高い公共交通網を形成し、持続可能なまちをつくるためのまちづくりの方策。

## さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力など、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。

### 財政調整基金

年度間の財源不均衡の調整や、予算調製時の不足分の補てんをするための積立金（＝市の貯金）。

### 財政力指数

人口や面積などに応じて標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で確保できるかを表した指標で、通常3箇年平均で表すが、単年度で1以上になると普通交付税の不交付団体となる。

### サタデー学習支援教室

小学4年生～6年生を対象に、学力と学習習慣の定着をねらいとし、土曜日の午前中、守谷中学校コミュニティールームで実施している学習教室。

### サロン

身近な地域で高齢者同士の交流やレクリエーション活動等の機会を提供する、市独自の事業。

### ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別。

### 自主防災組織

地域住民が連携し防災活動を行う組織のこと。日ごろは、防災知識の普及啓発、防災訓練や地域の防災安全点検、防災資機材の備蓄といった活動に取り組み、災害が起きたときは、負傷者の救出・救護、初期消火活動、住民の避難誘導、避難所の運営などに従事する。

### シティプロモーション

地域の魅力をブランド化して内外に発信すること。これにより、まちへの誇りや共感を持つ人を増やし、将来的にまちを支える「担い手」の育成につなげて、持続可能なまち・住みたいと思ってもらえるまちの実現を目指す。

### 実質収支額

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた額で、地方公共団体の純剰余金又は純損失金を意味し、黒字・赤字団体の区分の指標となる。

### 市内総生産額

地域住民の経済活動によって1年度間に新たに生み出された価値を、生産と分配の両面から把握し、地域経済の規模や成長、産業構造、さらには所得水準などを包括的に明らかにするもの。GDP（国内総生産）の市町村版にあたる。

### 市費負担教科担任

市内全小学校の高学年に、理科、音楽、図画工作を担当する教員を市費で配置し、教科担任の専門性を生かし、児童の興味・関心を引き出し、学力向上や感性を高めるための制度。

### 市民生活総合支援アプリ Morinfo（もりんふお）

平成30年1月からサービスを開始した守谷市公式アプリ。子育て支援やごみ、イベント等の情報提供を始め、地域の課題等を投稿できる「市民レポート投稿」、災害時の安否確認などの双方向機能を活用したサービス等を提供している。

### 社人研

国立社会保障・人口問題研究所の略称。人口や世帯の動向を捉え、社会保障政策や制度についての研究を行う、国立の研究機関。

## 受援計画

災害発生時に被災した自治体が、他の公共団体や民間団体などから人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画。

## 出生男女比

出生子のうち、女子 100 人に対する男子の割合のこと。

## 純移動率

ある年齢 X 歳から 5 年後の年齢 X+5 歳までの 5 年間における純移動数（転入超過数ともいう。）を、期首人口（ある年齢 X 歳の人口）で除した率のこと。

## 循環型社会

大量生産・大量廃棄の経済社会体系に代わって、省資源・再利用・再資源化・廃棄物の極小化を可能とする産業構造・生活様式などを組んだ社会体系。

## 上下水道事業の経営戦略

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画。施設・設備に関する投資と財源の見通しを試算し、投資以外の経費を含めて収入と支出が均衡するように調整した収支計画のほか、組織効率化・人材育成・広域化・官民連携・経営健全化についても検討し、取組方針を定めている。

## 食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 食生活改善推進員

市民の健康づくりを目的とした、食育推進活動や健康料理教室などを行うボランティア。

## 食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品。

## 森林環境譲与税

パリ協定の枠組みにおける日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、森林環境税を財源として都道府県及び市町村に配分される。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。

## スマートシティ

デジタル技術を活用して、都市インフラ・施設や運営業務等を最適化し、企業や生活者の利便性・快適性の向上を目指す都市。

## スマート農業

ロボット、AI、IoT など先端技術を活用し、実作業の省力化・高品質生産を実現する新たな農業。農業用ドローン、農機の自動走行など。

## 生活習慣病

食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。具体的に、悪性新生物、高血圧性疾患、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患を「生活習慣病」の対象とし、死亡者数は 5 年間の累計を基に算出している。

## 生残率

ある年齢 X 歳の人口が、5 年後の年齢 X+5 歳に達するまで生き残る確率のこと。

#### 性的マイノリティ

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々。

#### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その本人の権利を守る制度。家庭裁判所に申立てを行い、援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する。

#### セーフティネット

失業や病気といった、様々な要因による経済的な困窮などに備える社会保障制度の総称。

#### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

#### ゼロカーボンシティ

脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体。

#### た行

#### 待機児童

児童クラブに入所申込をしたが空きがないため入所できず、待機している児童。

#### 大径木

幹の直径が約70cmを超える大木。

#### 脱炭素社会

地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量と森林などによる吸収量との均衡を達成する社会。

#### 地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を柱とした高齢者の生活を支援していく取組。

#### 鳥獣被害対策実施隊

「鳥獣による農林水産業等の被害を防止する特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画に基づき、被害防止策（有害鳥獣の捕獲）を効果的かつ効率的に実施するために設置するもの。

#### 超スマート社会

仮想空間と現実空間を高度に融合した社会。Society5.0とも呼ばれる。

#### 道路改修率

年間に修繕を行った道路延長の全道路延長に対する比率。

#### 道路改良率

道路の整備水準を表す指標で、道路構造令に適合（市道であれば幅員4m以上）した「改良済道路」延長の全道路延長に対する比率。

#### 特定空家

倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家のこと。

### 特定健康診査

生活習慣病の予防のため、40歳～74歳までの方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。

### 都市機能誘導区域

行政・福祉・子育て支援・医療・商業等の様々な都市機能増進施設を誘導・集約し、各種サービスを効率的に提供することにより都市の持続性の向上を図る区域で、守谷駅を中心におおむね500mの範囲に含まれる市街地整備事業区域かつ住居専用系用途地域以外の区域。

### 都市型農業

人口が集中する大都市で農作物を栽培し、そこに生活する消費者に、鮮度の高いものを輸送費をあまりかけずに届けられる農業。

## な行

### 二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方。都会に暮らす者が週末や一定期間農山漁村で暮らす場合などを言う。

### 認証保育サービス

認可外保育施設のうち一定の基準を満たした施設を認証保育園として市が独自に認証し、保育料の補助などを行うもの。認可保育所等に入所申込みをしたが入所が不承諾となっている児童が対象となる。

### 農地中間管理事業

農業をやめる方や経営規模を縮小したい方の農地を、地域の意欲ある農業者等に貸し、地域の農業を将来的に安定的に発展させる事業。

## は行

### パブリック・コメント

市が基本的な施策（条例・計画など）を策定する際に、案と資料を公表して市民から意見を募集し、寄せられた意見などを考慮しながら最終案を決定するとともに、意見に対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続。

### 複合産業拠点

スマートIC構想や都市計画道路の整備に合わせ、沿道の環境、景観に配慮しつつ、周辺環境と調和する新たな土地利用を図る産業拠点。

### 副次拠点

道路整備や生活サービス施設の立地誘導により機能強化を図る地域で、都市中心拠点に次ぐ副次的な地域の生活拠点。南北住宅団地の最寄駅である南守谷駅及び新守谷駅周辺を副次拠点に位置づけている。

### フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置する状態。

### プログラミング教育

プログラミングのスキルを身に付けるだけでなく、小学校段階において、目的を達成するために物事を順序立てて考え、結論を導き出していき、それを計画的に実行するための考え方を育成する教育。

## 包括的支援体制

妊娠期から子育て期において、保護者や子どもが安心して生活することができるように、関係機関と連携して総括的に支援する体制。

## 包括的施設管理委託

民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準（性能要件）を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者の裁量に任せる、という性能発注の考え方に基づく委託方式。

## 保存緑地

緑豊かな自然環境を形成している緑地で、景観上保全することが必要と認められ、市が指定する区域。

## ま行

### 守谷型カリキュラム・マネジメント

児童生徒にとってゆとりある学習環境を提供するために、小中学校全学年において週3日以上の5時間日課を創設した、守谷市独自の取組。

### もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク

優れた知識や技術を有する方や子育てへの協力意欲の高い方が登録し、学校からの依頼に応じてボランティア活動（学校の授業、部活動、行事や環境整備等）を行い、学校を支援する仕組み。

### 守谷市国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国及び県の計画との調和を図りつつ、「第3次守谷市総合計画」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

### 守谷市国民保護計画

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に基づき、市域で大規模なテロ等が発生した場合に、市民の安全を守るための避難や救援などを定めた計画。

### 守谷市地域防災計画

災害基本法第42条及び災害救助法に基づき、市域に係る災害及び救助等に関して総合的な指針及び対策計画を定めたもので、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の実施を目的とする計画。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働く全ての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

---

## 第三次守谷市総合計画

発行年月 令和4年3月  
発行 者 茨城県 守谷市  
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1  
TEL：0297-45-1111(代表)  
<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>  
編 集 市長公室 企画課

---







守谷市